

板柳町地域防災計画

－風水害等災害対策編－

(素案)

令和6年11月

板柳町防災会議

一 目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	2
第4節 各機関の実施責任	3
第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第6節 町の自然的・社会的条件	10
第7節 災害の記録	16
第8節 災害の想定	19
 第2章 防災組織	 20
第1節 板柳町防災会議	20
第2節 動員計画	22
第3節 板柳町災害対策本部	26
第4節 防災関係機関の災害対策組織	37
 第3章 災害予防計画	 38
第1節 調査研究	38
第2節 業務継続性の確保	40
第3節 防災業務施設・設備等の整備	41
第4節 青森県防災情報ネットワーク	51
第5節 防災事業	53
第6節 自主防災組織等の確立	56
第7節 防災教育及び防災思想の普及	59
第8節 企業防災の促進	62
第9節 防災訓練	63
第10節 避難対策	66
第11節 災害備蓄対策	75
第12節 要配慮者安全確保対策	76
第13節 防災ボランティア活動対策	80
第14節 災害廃棄物対策	82
第15節 文教対策	83
第16節 警備対策	86
第17節 交通施設対策	87

第18節	電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策.....	89
第19節	水害予防対策.....	94
第20節	風害予防対策.....	100
第21節	火災予防対策.....	101
第22節	複合災害対策.....	104
第4章	災害応急対策計画.....	105
第1節	気象予報・警報等の収集及び伝達.....	105
第2節	情報収集及び被害等報告.....	132
第3節	通信連絡.....	142
第4節	災害広報・情報提供.....	146
第5節	自衛隊災害派遣要請.....	149
第6節	広域応援.....	154
第7節	航空機運用.....	157
第8節	避難.....	161
第9節	消防.....	176
第10節	水防.....	177
第11節	救出.....	179
第12節	食料供給.....	181
第13節	給水.....	185
第14節	応急住宅供給.....	187
第15節	遺体の捜索、処理、埋火葬.....	191
第16節	障害物除去.....	194
第17節	被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与.....	197
第18節	医療、助産及び保健.....	201
第19節	被災動物対策.....	205
第20節	輸送対策.....	206
第21節	労務供給.....	210
第22節	防災ボランティア受入・支援対策.....	213
第23節	防疫.....	215
第24節	廃棄物等処理及び環境汚染防止.....	218
第25節	被災宅地の危険度判定.....	221
第26節	金融機関対策.....	222
第27節	文教対策.....	223
第28節	警備対策.....	227
第29節	交通対策.....	228
第30節	電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策.....	230

第31節	石油燃料供給対策.....	233
第5章	雪害対策、事故災害対策計画.....	234
第1節	雪害対策.....	234
第2節	航空災害対策.....	243
第3節	鉄道災害対策.....	249
第4節	道路災害対策.....	253
第5節	危険物等災害対策.....	258
第6節	大規模な火事災害対策.....	270
第6章	災害復旧対策計画.....	275
第1節	公共施設災害復旧.....	275
第2節	民生安定のための金融対策.....	278
第3節	被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画.....	279

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、風水害等の災害に対処するため、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、板柳町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に減災のための住民運動の展開を図るものとする。

第2節 計画の性格

この計画は、風水害等の災害に係る町の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。

なお、地震防災計画、火山防災計画は別編とする。

- 1 県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
- 2 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、町の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、その実施細目等については、板柳町災害対策本部の各部及び各防災関係機関において定めることを予定しているものである。
- 3 風水害等の災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要のつど修正するものである。
- 4 町及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平時から自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施又はその他の方法によりこの計画の習熟に努める。

第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の各章をもって構成する。

第1章 総則

板柳町地域防災計画（風水害等災害対策編）作成の目的、性格及び防災関係機関等の処理すべき業務等について定めるとともに、風水害等の災害の要因となる自然的、社会的背景等について記載するものである。

第2章 防災組織

防災対策の実施に万全を期するため、町並びに防災関係機関の防災組織及び体制について定めるものである。

第3章 災害予防計画

風水害等の災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関等の予防的な施策、措置等について定めるものである。

第4章 災害応急対策計画

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。

第5章 雪害対策、事故災害対策計画

雪害、事故災害に係る町及び防災関係機関等の予防対策及び応急対策について定めるものである。

第6章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、町及び防災関係機関等が講じるべき措置について定めるものである。

第4節 各機関の実施責任

この計画において、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに住民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進に当たっては、男女双方の視点に配慮し、施策・方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

1 町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

- (1) 県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が町域をこえ広域にわたるとき、災害の規模が大きく町で処理することが不相当と認められるとき、市町村間の連絡調整が必要なときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。
- (2) 県出先機関は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体等及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平時から風水害等の災害に対する防災力の向上に努め、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平時から災害に対する備え

第1章 総 則

を心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、それぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、防災に関しおおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
板柳町	板柳町	1. 町防災会議に関すること 2. 防災に関する組織の整備に関すること 3. 防災に関する調査、研究に関すること 4. 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること 5. 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定に関すること 6. 防災に関する物資等の備蓄に関すること 7. 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること 8. 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ）の安全確保に関すること 9. 避難行動要支援者に係る名簿の作成等避難支援に関すること 10. 災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 11. 水防活動、消防活動に関すること 12. 災害に関する広報に関すること 13. 避難指示等に関すること 14. 災害救助法による救助及びそれに準じる救助に関すること 15. 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること 16. 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること 17. 罹災証明の発行に関すること 18. 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関すること 19. その他災害対策に必要な措置に関すること
	板柳町教育委員会	1. 防災教育に関すること 2. 文教施設の保全に関すること 3. 災害時における応急の教育に関すること 4. その他災害対策に必要な措置に関すること
消防機関	弘前地区消防事務組合 消防本部 板柳消防署 板柳町消防団	1. 風水害、火災、その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること 2. 人命の救助及び救急活動に関すること 3. 住民への情報伝達及び避難誘導に関すること 4. 防火対象物の保安管理の指導、監督に関すること 5. 危険物の取締り及び高圧ガス等の安全指導に関すること
青森県	県	1. 県防災会議に関すること 2. 市町村及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること 3. 防災に関する組織の整備に関すること 4. 防災に関する調査、研究に関すること 5. 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること 6. 治山、砂防、河川等の防災事業に関すること 7. 防災に関する物資等の備蓄に関すること 8. 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること 9. 災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 10. 災害に関する広報に関すること 11. 避難指示等に関すること

第1章 総 則

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
		12. 災害救助法による救助及びそれに準じる救助に関すること 13. 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること 14. 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること 15. 災害時の交通規制及び緊急輸送に関すること 16. 金融機関の緊急措置に関すること 17. 災害対策に関する隣接道県等の相互応援協力に関すること 18. 自衛隊の災害派遣要請に関すること 19. 県防災ヘリコプターの運航に関すること 20. 県ドクターヘリに関すること 21. その他災害対策に必要な措置に関すること
	県教育委員会	1. 防災教育に関すること 2. 文教施設の保全に関すること 3. 災害時における応急の教育に関すること 4. その他災害対策に必要な措置に関すること
	県警察 弘前警察署	1. 災害に関する予報・警報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 2. 災害時の警備に関すること 3. 災害広報に関すること 4. 被災者の救助、救出に関すること 5. 災害時の遺体の検視・死体調査、身元確認等に関すること 6. 災害時の交通規制に関すること 7. 災害時の犯罪の予防、取締りに関すること 8. 避難指示等に関すること 9. その他災害対策に必要な措置に関すること
	中南地域県民局地域健康福祉部	1. 災害救助に関すること 2. 医療機関との連絡調整に関すること 3. 災害時における衛生保持及び食品衛生に関すること 4. 防疫に関すること
	西北地域県民局地域農林水産部	1. 農業、林業、畜産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 2. 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 3. 水産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧の指導、助言に関すること 4. 漁港施設・漁港海岸施設・漁場施設・水産業共同利用施設等の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること
	西北地域県民局地域整備部	1. 公共土木施設（河川、道路、橋梁、砂防、海岸、急傾斜地、港湾、下水道、公園等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 2. 水防活動に関すること
	西北教育事務所	1. 文教関係の災害情報の収集に関すること 2. 災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関すること
指定 地方 行政 機	東北総合通信局	1. 非常通信協議会の育成、指導に関すること 2. 非常通信訓練に関すること 3. 防災行政無線局、防災相互通信無線局、災害応急復旧用無線局及び孤立防止用無線の開局、整備に関すること 4. 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること
	青森労働局 五所川原労働基準監督署	1. 被災者に対する職業のあっせんに関すること 2. 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関すること 3. 被災者に対する労働災害補償に関すること

	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関	弘前公共職業安定所	
	東北農政局 青森県拠点	1. 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること 2. 農地、農業用施設及び農地海岸施設等の防災対策並びに指導に関すること 3. 農業関係被害情報の収集及び報告に関すること 4. 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あつせん及び病虫害防除の指導に関すること 5. 土地改良機械の緊急貸付けに関すること 6. 農地、農業用施設及び農地海岸施設の災害復旧事業の査定に関すること 7. 被災農林漁業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等）の融通に関すること
	東北森林管理局（金木支署）	1. 森林、治山による災害防止に関すること 2. 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること 3. 林野火災防止対策等に関すること 4. 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること 5. 災害時における情報収集・連絡及び応急対策に関すること
	東北地方整備局（青森河川国道事務所） 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） 災害対策現地情報連絡員（リエゾン）	1. 公共土木施設（直轄）の整備に関すること 2. 直轄河川の水防警報及び洪水情報（青森地方气象台との共同）の発表・伝達等水防に関すること 3. 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること 4. その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関すること 5. 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、災害対策現地情報連絡員（リエゾン）に関すること
	東北運輸局（青森運輸支局）	1. 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること 2. 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること
	東京航空局（青森空港出張所）	1. 航空機事故防止のための教育・訓練に関すること 2. 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関すること 3. 遭難航空機の捜索に関すること 4. 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること 5. 飛行場における事故の消火及び救助等に関すること 6. 飛行場周辺における事故に対する救助等の協力に関すること 7. 航空機事故による災害に対する自衛隊災害派遣要請に関すること
	仙台管区气象台（青森地方气象台）	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
	自衛隊 （陸上自衛隊第9師団、航空自衛隊北部航空方面隊）	1. 災害時における人命及び財産の保護のための救援活動に関すること 2. 災害時における応急復旧の支援に関すること
指	東日本旅客鉄道株式会社	1. 鉄道事業の整備及び管理に関すること

第1章 総 則

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
定 公 共 機 関 及 び 指 定 地 方 公 共 機 関	社	2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関すること 3. その他災害対策に関すること
	東日本電信電話株式会社（青森支店） エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ（東北支社青森支店） KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	1. 気象警報等の関係機関への伝達に関すること 2. 災害時優先電話の利用又は「非常電報」、「緊急電報」の優先利用に関すること 3. 災害対策機器等による通信の確保に関すること 4. 電気通信施設の早期復旧に関すること 5. 災害時における災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に関すること
	日本郵便株式会社 板柳郵便局 小阿弥郵便局	1. 災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱に関すること
	日本赤十字社（青森県支部）	1. 災害時における医療対策に関すること 2. 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること 3. 義援金品の募集及び配分に関すること
	東北電力株式会社（弘前営業所） 東北電力ネットワーク株式会社（青森支社）	1. 電力施設の整備及び管理に関すること 2. 災害時における電力供給に関すること
	日本放送協会（青森放送局） 青森放送株式会社 株式会社青森テレビ 青森朝日放送株式会社 株式会社エフエム青森	1. 放送施設の整備及び管理に関すること 2. 気象予報・警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること
	一般社団法人青森県エルピーガス協会	1. ガス供給施設の整備及び管理に関すること 2. 災害時におけるガス供給施設の安全確保に関すること
	一般社団法人西北五医師会	1. 災害時における医療救護に関すること
	公益社団法人青森県トラック協会（西北五支部） 弘南バス株式会社 日本通運株式会社（青森支店） 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	1. 輸送施設の整備及び管理に関すること 2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送に関すること
	公共 団 体 そ の	1. 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること 2. 災害時における物価安定についての協力に関すること 3. 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること
	津軽みらい農業協同組合（板柳支店）	1. 町、県が行う被害状況調査その他応急対策の協力に関すること 2. 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
他 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	土地改良区 3. 農作物の災害応急対策の指導に関する事 4. 被災組合員に対する融資又はあっせんに関する事 5. 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事 6. 農産物の需給調整に関する事
	運輸業関係団体 1. 災害時における輸送等の協力に関する事
	建設業関係団体 1. 災害時における応急復旧への協力に関する事
	自主防災組織・青年団・女性団体・町内会等 1. 災害時における被害状況の調査に対する協力に関する事 2. 災害応急対策に対する協力に関する事
	病院等経営者 1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事 2. 従業員等に対する防災教育・訓練に関する事 3. 災害時における病人等の受入に関する事 4. 災害時における負傷者の医療・助産及び保険措置に関する事
	社会福祉施設経営者 1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事 2. 従業員等に対する防災教育・訓練に関する事 3. 災害時における入所者の保護に関する事
	金融機関 1. 被災事業者に対する資金の融資に関する事
	その他NPO・ボランティア等の各種団体 1. 町が実施する応急対策についての協力に関する事 2. 町社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの運営に関する事
	危険物施設の管理者 1. 災害時における危険物の保安に関する事
	多数の者が出入りする事業所等 1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事 2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関する事 3. 来場者等に対する避難誘導に関する事
	災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者 (スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客(貨物)運送事業者、建設業者、生命保険株式会社等) 1. 災害時における事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する対策への協力に関する事
	住民 1. 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関する事

第6節 町の自然的・社会的条件

1 位置

本町は、東経140度25分、北緯40度39分の青森県の西部津軽地区のほぼ中央に位置し、西は岩木川をもって弘前市と境し、東は十川を境に五所川原市、青森市（旧浪岡町）、藤崎町（旧常盤村）と、南は藤崎町と北は五所川原市、鶴田町と隣接している。

2 地質・地勢

地質は、東端及び西端を縦断する一級河川の岩木川、十川に挟まれ、両河川がもたらした肥沃な沖積層で構成されている。

地勢は、総面積41.88平方キロメートルのすべてが平坦地で、池沼・山林は皆無に近い。

災害危険要素は多くはないが、岩木川・十川の氾濫による水害等に注意を要する。

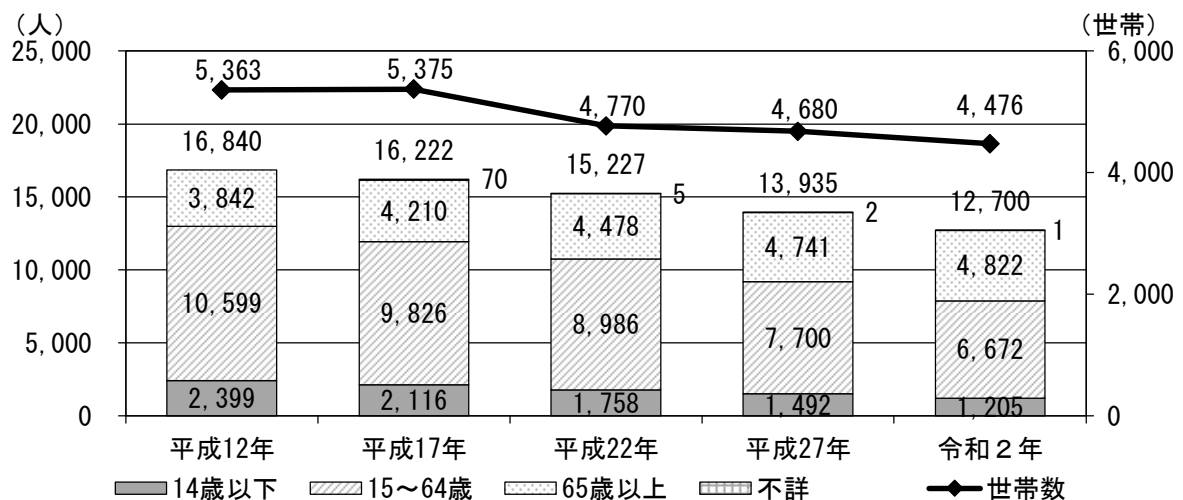
3 人口及び世帯

本町の総人口は、令和2年10月1日現在で、12,700人（国勢調査）となっており、平成12年から令和2年の推移では24.5%減少している。

年齢3区分別人口は、令和2年10月1日現在で、年少人口（14歳以下）が1,205人、生産年齢人口（15～64歳）が6,672人、高齢者人口（65歳以上）が4,822人となっている。平成12年から令和2年の推移では、年少人口が49.8%減少・生産年齢人口が37.1%減少と一貫して減少傾向の一方、高齢者人口が25.5%増加と一貫して増加傾向となっており、高齢化率も38.0%と少子高齢化が顕著となっている。

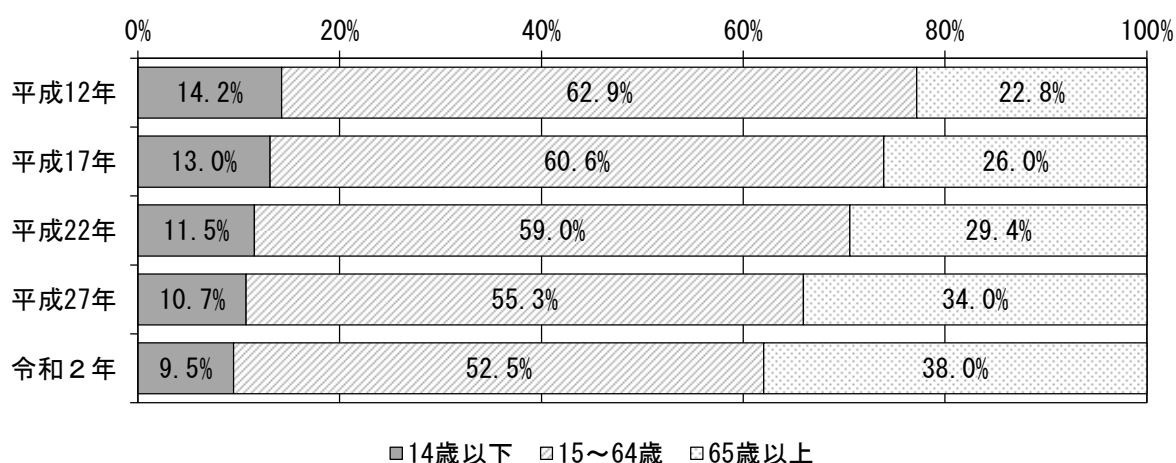
世帯数は、令和2年10月1日現在で4,476世帯（国勢調査）となっており、平成12年から令和2年の推移では16.5%減少している。一世帯当たりの人員は、平成12年の3.14人から令和2年の2.84人に減っており、核家族化の進行がうかがえる。

■ 人口・世帯数の推移（各年10月1日現在）



資料：国勢調査

■ 年齢3区分別人口割合の推移（各年10月1日現在）



資料：国勢調査

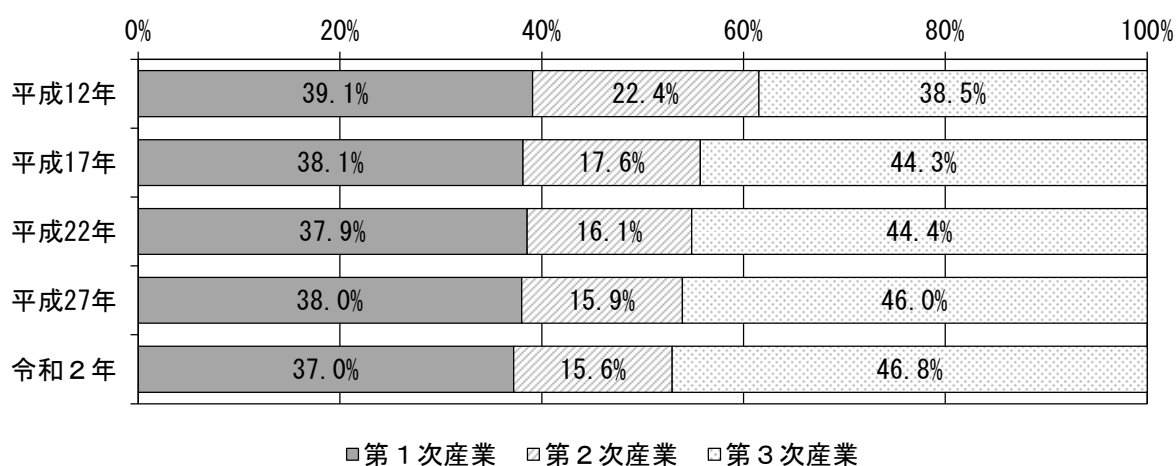
4 産業

本町の産業は、令和2年度で町内総生産28,741百万円（税等控除前）のうち、米とりんごを主産とする第1次産業と製造業と建設業を中心とした第2次産業が約15%ずつを占め、卸売小売業・サービス業等の第3次産業が約70%となっている。

就業人口は、令和2年10月1日現在で、7,156人（国勢調査）となっており、平成12年から令和2年の推移では23.2%減少している。

産業分類別人口は、令和2年10月1日現在で、第1次産業が2,649人、第2次産業が1,117人、第3次産業3,349人となっている。平成12年から令和2年の推移では、第1次産業が27.3%減少、第2次産業が46.6%減少と一貫して減少傾向で、第3次産業も平成17年を境に減少傾向に転じ、6.7%の減少となっている。また、割合で見ると、第1次産業は38%前後で横ばいとなっているが、第2次産業の減少が大きくなっている。

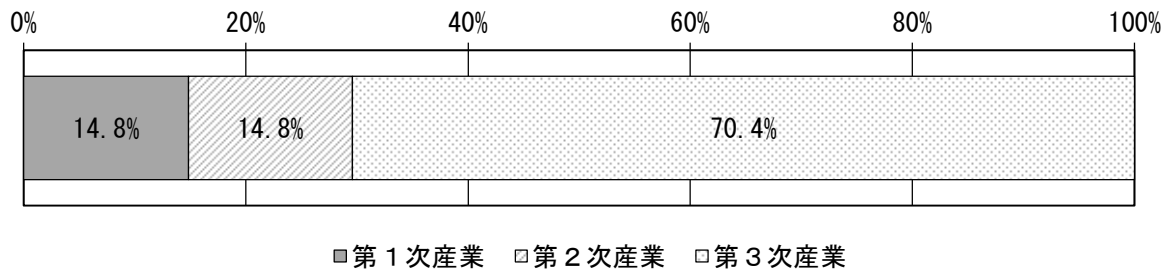
■ 産業分類別人口（各年10月1日現在）



資料：国勢調査

第1章 総 則

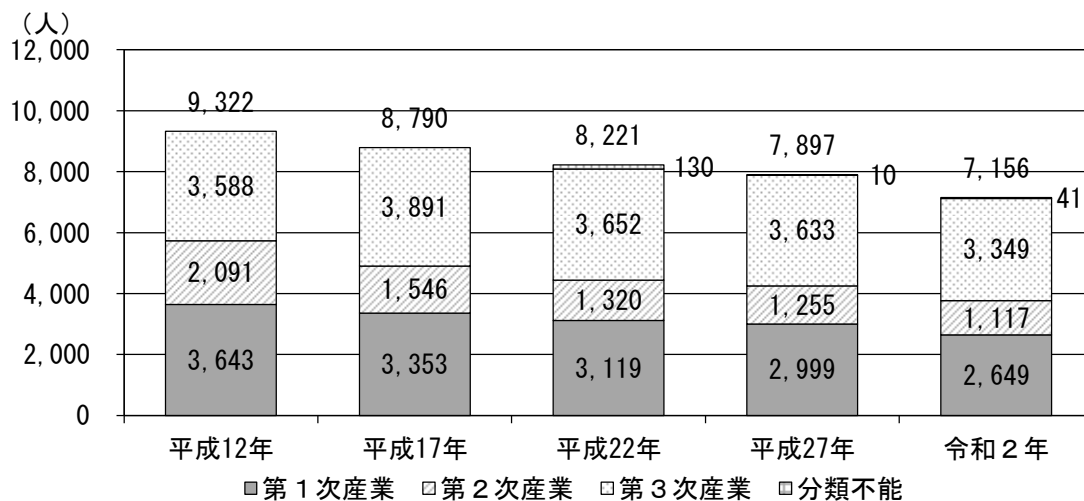
■ 町内総生産の割合（令和2年度）



区分		市町村内総生産（実額：百万円）	
第1次産業	農業	4,260	4,260
	林業	0	
	水産業	0	
第2次産業	鉱業	12	4,246
	製造業	2,047	
	建設業	2,187	
第3次産業	電気・ガス・水道・廃棄物処理業	692	20,235
	卸売・小売業	4,055	
	運輸・郵便業	1,355	
	宿泊・飲食サービス業	261	
	情報通信業	6	
	金融・保険業	662	
	不動産業	4,740	
	専門・科学技術、業務支援サービス業	508	
	公務	2,067	
	教育	2,004	
	保健衛生・社会事業	3,024	
	その他のサービス	860	
合 計		28,741	28,741

資料：令和2年度市町村民経済計算

■ 就業者人口の推移（各年10月1日現在）



資料：国勢調査

5 土地利用

本町の総面積は、令和4年度で、4,188ha（固定資産税概要調書）となっている。

土地利用の内訳は、令和4年度で、田が1,590ha、畑が1,496haとほぼ同様の面積であり、宅地が388ha、その他が714haとなっている。平成12年度から令和2年度の推移では、田・畑が微減し、宅地・その他が微増しているが、割合的には大きな変化は見られない。

(1) 商業・業務地

J R 五能線板柳駅前から国道339号旧道沿いに至る既存商店街周辺を、商業・業務地として位置づけ、日常生活に必要な商業・業務機能の集積を進めている。

(2) 工業地

市街地南部の J R 五能線沿いの工場集積地を工業地として位置づけ、既存の生産機能の維持・向上とともに、先端技術型・研究開発型の企業の誘致を図っている。

三千石工業団地では用途地域の指定等により、周辺環境と調和した産業拠点としての土地利用を図っている。

(3) 住宅地

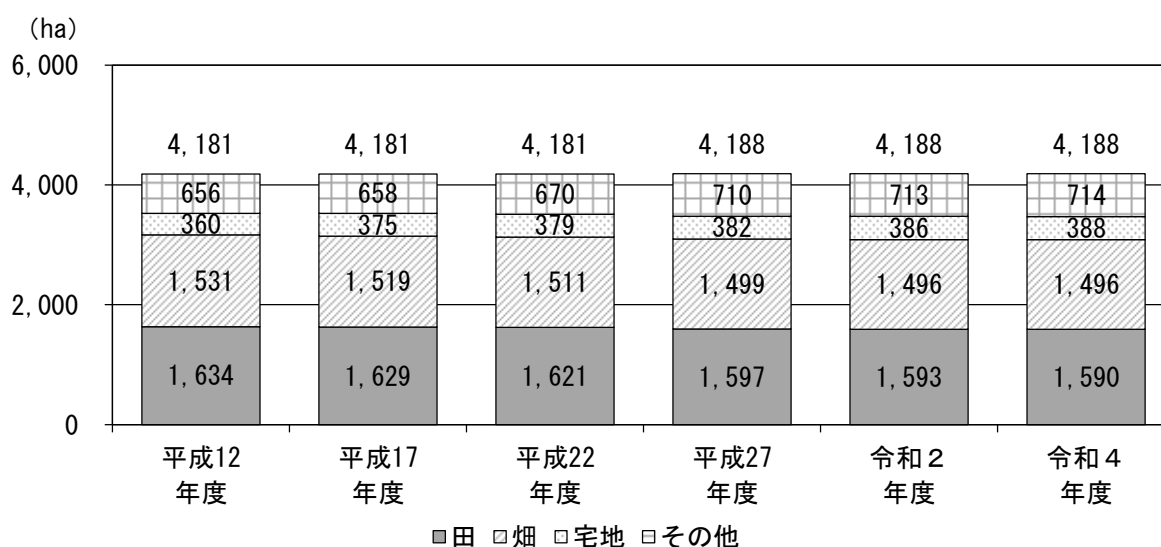
計画的に開発された国道339号バイパス以東の住宅地については、良好な住宅地としての環境保全を進めている。

また、低未利用地を多く残している住宅地については、計画的な整備による良好な住宅地としての土地利用を図っている。

(4) 農用地・自然系用地

市街地の外周に広がる農地等の自然環境については、おおむね農業振興地域の整備に関する法律（農振法）などによる土地利用規制がされており、市街化を適切に制御している状況にある。

■ 土地利用の推移



第1章 総 則

年度	平成12	平成17	平成22	平成27	令和 2	令和 4
総面積	4,181	4,181	4,181	4,188	4,188	4,188
田	1,634	1,629	1,621	1,597	1,593	1,590
畑	1,531	1,519	1,511	1,499	1,496	1,496
宅地	360	375	379	382	386	388
その他	656	658	670	710	713	714

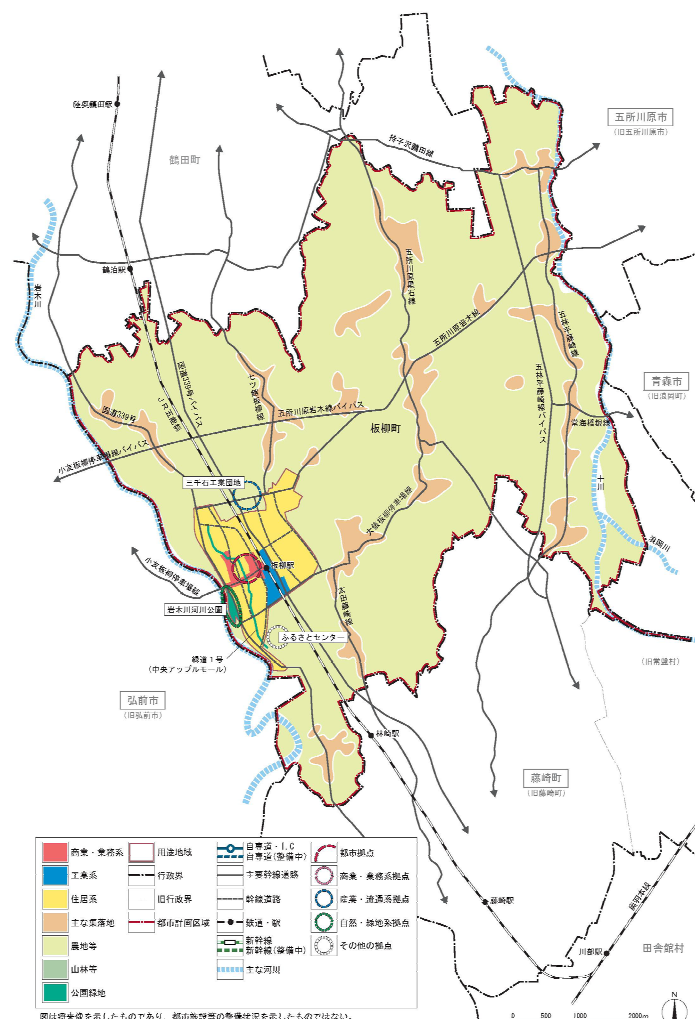
資料：固定資産税概要調書

6 道路交通状況

本町の道路網は、南北方向の国道339号及びそのバイパス、主要地方道五所川原黒石線、東西方向の主要地方道五所川原岩木線により骨格が形成されており、これらの道路網を基本とし、五所川原市や弘前市など周辺都市との連絡性が高く、年間を通じて安全かつ快適な移動が可能となる体系的な道路網の形成を進めている。

鉄道では、J R 五能線板柳駅があり、J R 五能線は五所川原市や弘前市方面と連絡する重要な広域交通軸として位置づけられている。

■ 目標とする市街地像（板柳都市計画区域）

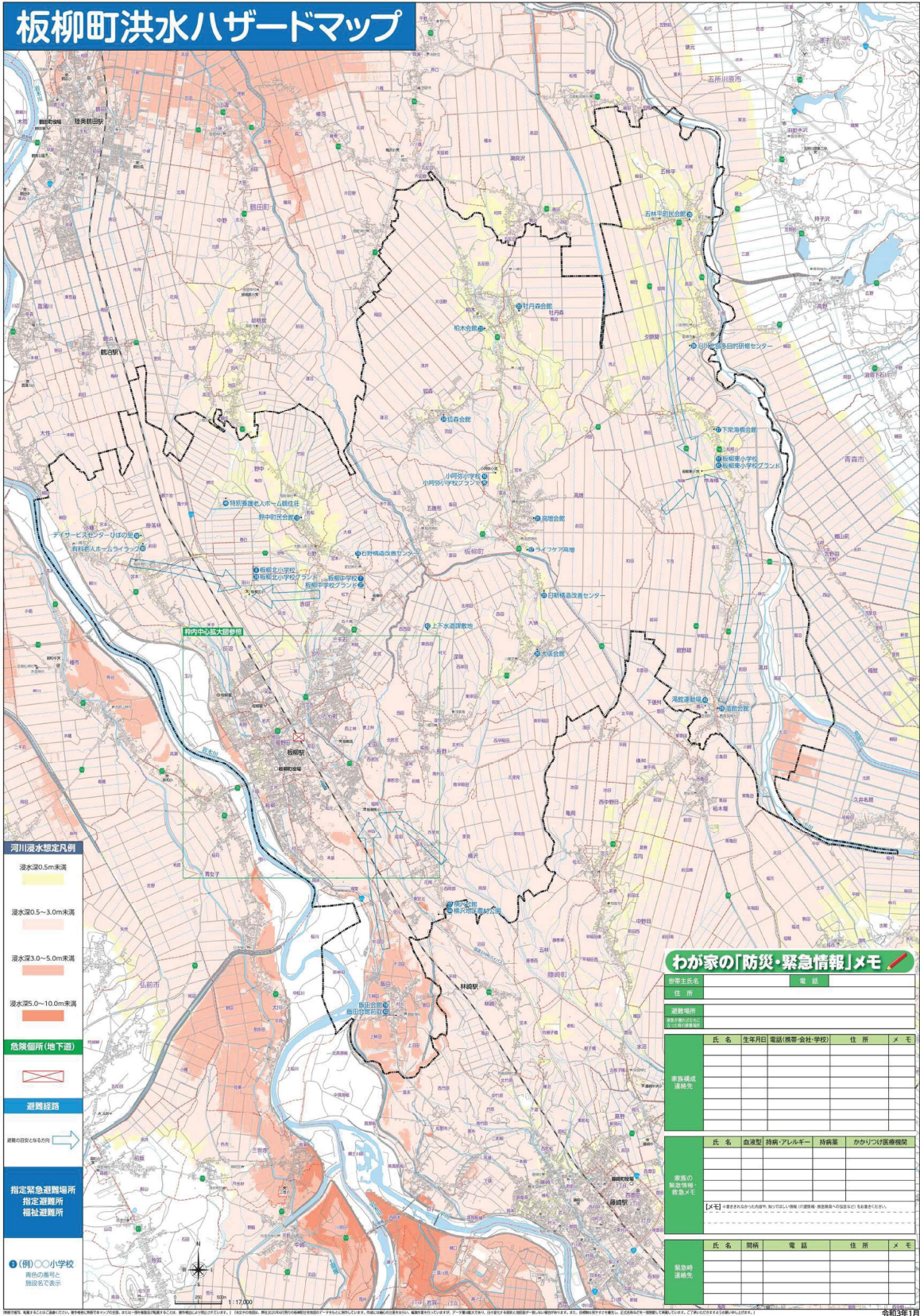


資料：板柳都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成23年2月）

7 建築物の状況

板柳町洪水ハザードマップによると、町のほぼ全域が0.5～3.0m未満の浸水域となっており、一部に3.0～5.0m未満の浸水域も見られる。

■ 板柳町洪水ハザードマップ（令和3年1月作成）



第7節 災害の記録

1 水害

発生年月日	内 容	被害状況	被害額
昭和50年8月20日	台風5号崩れの低気圧による集中豪雨	りんご園冠水：121ha 床上浸水：12戸 床下浸水：13戸 幡竜橋流出：約70m（中央部）	120,000千円
昭和56年8月21日	台風15号による集中豪雨	水田冠水：50ha 水田浸水：50ha りんご落果：1,200ha 床上浸水：6戸 床下浸水：42戸 住家倒壊：1戸 十川堤防決壊	1,116,000千円
平成9年5月8日	岩木川増水による水害	りんご樹冠浸水：131ha 園地土砂堆積埋没：26ha りんご樹流失：124本 りんご樹体損傷倒伏：90本 住家床上浸水：2戸 非住家床上浸水：2戸 住家床下浸水：7戸	186,588千円
平成14年8月11日	大雨による水害	りんご樹冠浸水：120ha 普通畑等冠水：20ha 下水道被害：1箇所 農道被害：1箇所 住家床上浸水：2戸 非住家床上浸水：2戸 住家床下浸水：3戸	213,188千円
平成16年9月29日～30日	台風21号等による水害	りんご樹冠浸水：100ha パイプハウス暖房機冠水：2機 住家床上浸水：1戸 非住家床上浸水：2戸 住家床下浸水：5戸	114,385千円
平成17年4月6日～7日	融雪による水害	住家床上浸水：1戸 非住家床上浸水：4戸 住家床下浸水：7戸	不明
平成25年9月16日	台風18号による水害	りんご樹冠浸水：123.0ha （岩木川流域：117.8ha） （十川流域：5.2ha） 水稻ほ場浸水面積：52.5ha 大豆ほ場浸水面積：17.4ha ビニールハウス浸水面積：0.2ha 農業用機械関係被害：35台 住家床上浸水：1戸 住家床下浸水：1戸	333,982千円

発生年月日	内 容	被害状況	被害額
令和4年8月9日	大雨による水害	住家床上浸水：1戸 住家床下浸水：1戸 りんご樹冠浸水：117ha 大豆ほ場：183.9ha ビニールハウス浸水面積：0.6ha	520,325千円

2 風害

発生年月日	内 容	被害状況	被害額
平成3年9月28日	台風19号による風害	水稻：58ha りんご：1,191ha ぶどう：20ha パイプハウス：76棟 重傷者：1人，軽傷者：2人 住家全壊：1棟 住家半壊：5棟 住家一部破損：192棟 非住家損壊：193棟	3,986,956千円
平成11年9月24日	台風18号による風害	りんご：1,037ha 停電：2,212戸	189,000千円
平成16年9月8日	台風18号による風害	りんご：1,122ha パイプハウス破損：5棟	1,267,655千円

3 雪害

発生年月日	内 容	被害状況	被害額
昭和61年2月3日～ 3月4日	豪雪被害	住家部分損壊：5棟 非住家部分損壊：21棟 重傷者：1人 りんご樹折損：469ha	363,850千円
平成12年度	豪雪被害	非住家全壊：1棟 パイプハウス全壊：1棟 文教施設破損：4件 死亡：1人，重傷者：1人	不明
平成16年度	豪雪被害	住家部分損壊：16棟 非住家全壊：5棟 非住家半壊：1棟 非住家一部損壊：8棟 死亡：1人，重傷者：5人	不明
平成17年度	豪雪被害	住家部分損壊：6棟 非住家全壊：1棟 重傷者：5人	不明

第1章 総 則

4 降霜・降ひょう被害

発生年月日	内 容	被害状況	被害額
昭和56年6月6日		被害面積（りんご）：1,677ha 被害面積（水田）：1,009ha 被害面積（野菜畑）：24ha	約800,000千円
平成20年4月中旬 ～9月26日		被害農家戸数：805戸 被害面積（りんご）：693ha 被害面積（ぶどう）：2ha	908,619千円

5 火災

発生年月日	内 容	被害状況	被害額
昭和32年6月24日	仲町火災	焼失棟数：46棟 罹災世帯：54世帯 災害救助法適用	不明

第8節 災害の想定

この計画の作成に当たっては、本町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、市街化の状況、産業の集中等社会的条件並びに過去における各種の災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- 1 台風による災害
- 2 集中豪雨等異常降雨による災害
- 3 豪雪による災害
- 4 航空、鉄道、道路、危険物等、大規模な火事による事故災害
- 5 その他の異常な自然現象に伴う災害及び特殊な災害

第2章 防災組織

総合的な防災対策の実施に万全を期するため、町及び防災関係機関における防災組織、体制、所要要員の配備動員等は以下のとおりとする。

第1節 板柳町防災会議

板柳町防災会議（以下「町防災会議」という。）は、町の地域内に係る防災に関し、町の業務及び町の区域内の防災関係機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等を通ずる総合的かつ計画的な実施を図るため、町地域防災計画（風水害等災害対策編）を作成し、その実施を推進するとともに、防災に関する重要事項の審議、関係機関相互の連絡調整等を行う。

なお、町防災会議の組織及び所掌事務は条例で定めるものとする。

1 組織

板柳町防災会議条例に基づく組織は、会長である町長と次に掲げる委員をもって組織する。

（板柳町防災会議条例第3条第5項）

- (1) 板柳町を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
- (2) 板柳町を管轄する青森県の出先機関の長又はその指名する職員
- (3) 弘前警察署長又はその指名する職員
- (4) 弘前地区消防事務組合消防長又はその指名する職員
- (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防団長
- (8) 指定公共機関又は板柳町を業務区域とする指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

2 事務局

防災会議の事務局を総務課に置く。

3 所掌事務

板柳町防災会議条例に基づく所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第2節 動員計画

町の地域内において風水害等の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、町は災害応急対策に万全を期するため職員を配置することとし、その際の職員の配備態勢及び動員の方法について定めるものとする。

1 配備基準

配備基準は次のとおりとする。

(1) 風水害等の場合の配備基準

配備区分	配備時期	実施内容	配備要員
1号配備 (準備態勢) 災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒体制に円滑に移行できる態勢	1 次のいずれかの気象注意報等が発表され危険な状態が予想される時 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 強風注意報 (4) 大雪注意報 (5) 風雪注意報 (6) 竜巻注意情報 2 町長が特にこの配備を指示したとき	1 総務課は、気象情報を収集し関係課に伝達する。 2 関係課は、気象情報に注意しそれぞれの準備態勢を整える。	1 総務課員及び関係課職員若干名で対処する。 2 休日等の勤務時間外は、必要に応じて登庁し、対処する。
2号－1配備 (警戒態勢) 災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号－2に円滑に移行できる態勢	1 次のいずれかの気象警報等が発表され危険な状態が予想される時 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 大雪警報(おおむね積雪1m以上) (5) 暴風雪警報 2 各種警報が発表されている状況下で、台風が通過する可能性があり、町の地域内に被害が発生するおそれがあるとき 3 岩木川・十川・浪岡川の水位が、避難判断水位に到達したとき 4 キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布(気象庁HP))により、町域内に「警戒(赤色表示)」が表示されたとき 5 高齢者等避難の発令(警戒レベル3)が検討される災害の発生が予想される時 6 夜間から明け方に、前記の事象が予想される時 7 町長が特にこの配備を指示したとき	1 総務課は、気象情報及び関係機関等からの情報を待機している関係課に伝達する。 2 関係課は各種情報収集に努め、総務課に報告するとともに、それぞれ警戒態勢を整える。	1 関係課の災害警戒対策要員が対処する。 2 休日等の勤務時間外は、関係課職員又は災害警戒対策要員が登庁して対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
2号－2配備 (警戒態勢) 災害情報等の収集・共有	1 各種警報が発表されている状況下で、台風が通過する公算が強く、町の地域内に甚大な被害が発生するおそれがあるとき	1 各種情報の収集、伝達に努め、災害警戒対策を	1 各課の災害応急対策要員が対処する。

配備区分	配備時期	実施内容	配備要員
集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢 【町災害警戒本部設置】	れがあるとき 2 岩木川・十川・浪岡川の水位が、氾濫危険水位に到達したとき 3 キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁HP））により、町域内に「危険（紫色表示）」が表示されたとき 4 避難指示の発令（警戒レベル4）が検討される災害の発生が予想されるとき 5 町内の観測点で、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くと予想されるとき 6 記録的短時間大雨情報が発表されたとき 7 他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が本町又は近傍を通過すると予想されるとき 8 前記に該当しない場合で、町の地域内で甚大な被害が発生することが想定されるとき 9 町長が特にこの配備を指示したとき	実施する。 2 災害警戒本部を設置し、災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	2 休日等の勤務時間外は、各課の職員又は災害応急対策要員が登庁し対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
3号配備 （非常態勢） 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢 【町災害対策本部設置】	1 気象の特別警報が発表されたとき 2 次の場合で町長が必要と認めたとき (1) 災害が町内に広域にわたり発生したとき (2) 災害の規模が大きく、町で処理することが不相当と認められるとき (3) 市町村間の連絡調整が必要なとき 3 岩木川・十川・浪岡川で、氾濫が発生するおそれがあるとき 4 キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁HP））により、町域内に「災害切迫（黒色表示）」が表示されたとき 5 緊急安全確保の発令（警戒レベル5）が検討される災害の発生が予想されるとき 6 町長が特にこの配備を指示したとき	1 各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。 2 災害対策本部を設置し、災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1 全職員が対処する。 2 休日等の勤務時間外においても、全職員が登庁して対処する。

1) 「関係課」とは、町長が防災と特に関わりがあるものとして指定した課をいう。

2) 「災害応急対策要員」とは、災害警戒対策要員に指定された職員及び各課長が災害応急対策に当たることとして指名した職員をいう。

3) 「災害警戒対策要員」とは、関係課の長が災害警戒対策に当たることとして指名した職員をいう。

第2章 防災組織

(2) 事故災害の場合の配備基準

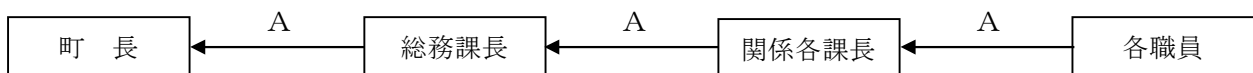
- ア 大規模な事故の通報等があった場合、町長が2号－1配備を決定し、関係課の災害警戒対策要員で対処する。休日等の勤務時間外は、関係課の職員又は災害警戒対策要員が登庁し、対処する。
- イ 被害の発生状況を考慮し、全庁あげて応急対策を実施する必要があると認められる場合、町長が2号－1配備（災害警戒本部設置）又は3号配備（災害対策本部設置）を決定し、各課の災害応急対策要員又は全職員が対処する。休日等の勤務時間外は、各課の応急対策要員又は全職員が登庁し、対処する。
- ウ その他、配備については別に定める応急対策マニュアルによるものとする。

2 職員の動員

(1) 動員の方法

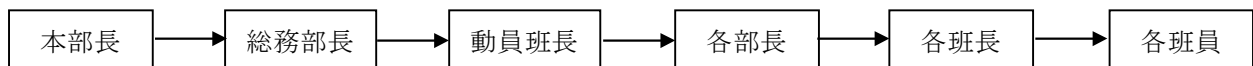
- ア 職員の動員は、初動体制マニュアルに基づき、次の連絡系統により行う。

(ア) 本部設置前



A：安否状況・参集の可否確認

(イ) 本部設置時



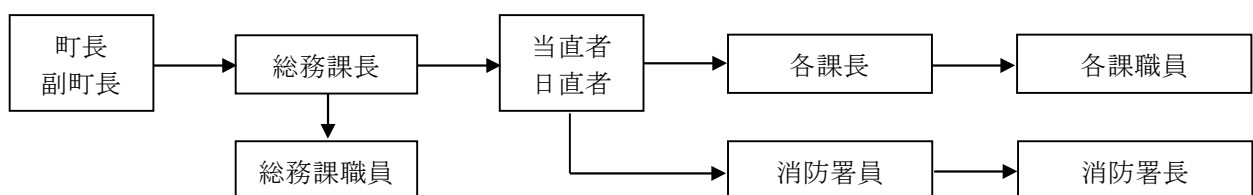
- イ 動員指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につくものとする。

- ウ 各部長は、部内各班の応急対策に必要な職員が部内各班における調整を行ってもなおかつ不足し活動に支障があると判断したときは、総務課長（動員班長）に応援職員の配置を求めることができる。

- エ 総務課長（動員班長）及び各部長は、応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。

(2) 当直者からの通報による非常連絡

勤務時間外における当直者からの非常連絡は、次により行う。



(3) 勤務時間外における職員の心得

ア 職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、初動体制マニュアルに基づき速やかに上司の指示を仰ぎ所属勤務場所に登庁し、応急対策活動に従事するよう努めなければならない。

イ 職員は、出勤途上知り得た災害状況又は災害情報を所属課長（班長）（又は参集場所の指揮者）に報告する。

(4) 業務継続性の確保

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等について定めた業務継続計画を策定するとともに、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて業務継続計画を見直すなど業務継続性の確保を図ることとする。

(5) 複合災害対策

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、後発災害への要員・資機材の投入判断や外部からの支援の早期要請等に係る対応計画等を作成するなどの備えを充実させるとともに、地域特性に応じて発生可能性の高い複合災害を想定した図上訓練を実施することとする。

3 職員の安否確認

(1) 職員の行動

勤務時間外に災害が発生もしくは発生の恐れがある場合、家族を含めた安否に加え、参集の可否について所属課長に報告し、参集可能な職員は出勤して、非常時優先業務を実施する。

なお、参集にあたっては、可能な限り、飲食物を持参するとともに、参集途上の安全確保に留意しつつ、被災状況を確認し、適宜、確認した情報を所属課長に報告する。

各課長は課内職員の安否確認について、総務課長へ報告する。

また、施設管理も行っている課長は公共施設の状況について総務課長へ報告する。総務課長は全職員の安否確認後、町長及び副町長へ報告する。しかし、何らかの事情により安否確認ができず、災害発生から30分が経過した場合、その旨所属課長は総務課長へ報告する。

第3節 板柳町災害対策本部

町の地域内に風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるため、予防措置及び応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、町長は板柳町災害対策本部（以下「町災害対策本部」という。）を設置し、町防災会議と緊密な連携の下に災害予防対策及び災害応急対策（以下「災害対策」という。）を実施するものとする。

町災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成及び実施、県及び防災関係機関との連絡調整を図るものとする。

なお、町災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告するものとする。

1 設置・廃止及び伝達（通知）

町災害対策本部は、次の基準により設置し、又は廃止する。

(1) 設置基準

ア 本章2節「動員計画」の表中「3号配備（非常態勢）」となったとき

イ 町内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

(3) 設置及び廃止時の通知等

ア 町災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、「板柳町災害対策本部」の表示を、町災害対策本部を設置した庁舎の庁舎正面玄関及び町災害対策本部設置場所に掲示する。

■ 災害対策本部設置又は廃止時の通知先・通知方法

通知及び公表先	伝達方法	担当班
防災会議委員	電話	対策調整班
本部員及び各班等	庁内放送、電話、口頭	対策調整班
知事	電話、青森県防災情報ネットワーク	対策調整班
警察・消防	電話、無線	対策調整班
指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関	電話	対策調整班
報道機関等	電話、プレスリリース、Ｌアラート	広報広聴班
一般住民	報道機関、防災無線、広報車、ホームページ、ＴＶのｄボタン（青森放送等の一部機関）等	広報広聴班

イ 町災害対策本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準ずる。

(4) 町災害対策本部の設置場所

設置場所は、そのつど町長が定める。

町災害対策本部設置想定場所	代替想定施設	
	第1順位	第2順位
町役場本庁舎	多目的ホールあぷる	板柳町ふるさとセンター

2 組織・編成及び業務分担

(1) 町災害対策本部の組織・編成は次のとおりとする。

ア 組織

(ア) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、町災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

(イ) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(ウ) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、町災害対策本部の事務に従事する。

(エ) 本部長は町長、副本部長は副町長をもってあてる。

なお、本部長（町長）の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

■ 災害時優先業務を実施する発動権限者

本部長	本部長（町長）の判断を仰ぐことができない場合		
	第1順位	第2順位	第3順位
町長	副町長	教育長	総務課長

(オ) 本部員は、各課等、中央病院院長及び消防長をもってあてる。

イ 災害対策要員

本部に本部長、副本部長及び本部員のほか災害対策に従事する者（以下「要員」という。）を置く。要員は、町の職員をもってあてる。

ウ 本部会議

(ア) 本部に本部長、副本部長及び本部員をもって構成する会議を置く。

(イ) 本部会議は、災害予防及び災害応急対策に関する実施計画並びに総合調整を要する事項を審議する。

(ウ) 本部会議の会議は、本部長が主宰する。ただし、本部長が主宰できないときは、副本部長がこれを代理する。

(エ) 本部会議は、本部長が必要としたつど開催する。

エ 事務局

(ア) 本部に本部の事務を整理する事務局を置く。

(イ) 事務局は、総務課員が担当する。

オ 部

(ア) 災害対策本部長は必要と認めたときは、町災害対策本部に部を置くことができる。

- (イ) 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。
- (ウ) 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- (エ) 部長は、本部長の命を受け、部に属する所掌事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

力 班

- (ア) 部に事務を分掌させるため、班を置く。
- (イ) 班長は、部長を補佐するとともに部長の命を受け、班の分掌事項を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (ウ) 班員は、班長の命を受け、その事務に従事する。

キ 現地災害対策本部

必要に応じて現地災害対策本部を設置し、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者を現地災害対策本部長としてあてる。

■ 組織機構図



(2) 災害対策本部班別業務は次のとおりとする。

■ 板柳町災害対策本部班別業務分担

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
各部共通事項				1 各部・班員の動員配備に関すること 2 災害対策本部及び各部・班間の連絡調整に関すること 3 所管する施設の被害調査及び応急対策に関すること（指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること） 4 職員・来庁者の救助・搬送に関すること 5 各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関すること 6 所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関すること 7 使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関すること 8 他部・班の応援・協力に関すること 9 その他本部長の命ずる事項に関すること	
総務部	総務課長 (課長補佐)	対策調整班	庶務係長 消防防災係長	1 災害対策本部の運営及び統括に関すること 2 被害状況の把握及び報告に関すること 3 気象情報・地震情報の総括に関すること 4 防災会議に関すること 5 総務部内の庶務及び連絡調整に関すること 6 避難指示等に関すること 7 災害救助法関係の総括に関すること 8 関係官庁諸団体との連絡調整に関すること 9 知事への自衛隊派遣要請依頼に関すること 10 知事への防災ヘリコプター運航要請に関すること 11 自衛隊との連絡調整に関すること 12 災害情報の総括に関すること 13 受援に関する状況把握・とりまとめ、体制確保に関すること 14 運輸通信（鉄道・バス・船舶・電話・郵便）、電力、ガス関係者の被害調査に関すること 15 県及び他市町村等への応援要請及び連絡に関すること（給水等を除く） 16 警戒区域の設定に関すること 17 知事への応援要請に関すること（給水を除く） 18 広域避難・広域一時滞在の連絡調整に関すること 19 復興計画に関すること	庶務係 消防防災係
		総務秘書班	行政係長	1 議会との連絡調整に関すること〔協力班と連携〕 2 庁舎の被害調査に関すること 3 無線・有線電話の確保及び臨時電話の架設に関すること 4 本部長及び副本部長の秘書に関すること 5 視察者及び見舞い者の応接に関すること 6 被害地の視察に関すること	行政係

第2章 防災組織

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
		動員班	人事係長	1 来庁者等避難者の整理誘導に関する事 2 職員の非常招集及び配置に関する事 3 職員の被災給付・公務災害補償及び福利厚生に関する事 4 応援職員の要請及び連絡調整に関する事 5 駅前、災害現場の案内所の運営設置に関する事 6 諸団体（自主防災組織・女性団体・町内会・青年団体等）への協力要請及びその動員に関する事 7 交通情報の収集把握、交通規制及び緊急輸送の確保に関する事 8 その他、他部・班に属さないこと	人事係及び部長の指名する職員
		調査班	電子計算係長	1 庁内情報システムの維持管理に関する事 2 建物及び工作物の被害状況並びに罹災者実態調査に関する事 3 被災者台帳の作成に関する事〔町民班と連携〕 4 罹災届の受付及び罹災証明の発行に関する事〔町民班と連携〕 5 災害に伴う町税の免除に関する事〔避難所班と連携〕 6 防災情報ネットワークに関する事	電子計算係及び部長の指名した職員（町民生活課、税務会計課）
企画 財政 部	企画財政課長 （課長補佐）	広報広聴班	企画調整係長	1 災害状況の取材（写真を含む）及び広報に関する事 2 被害状況の情報収集及び災害対策本部長及び各班との連絡・伝達に関する事 3 警報等の伝達及び災害の広報に関する事 4 報道機関に対する災害情報の発表に関する事 5 広聴活動に関する事 6 住民相談所に関する事	企画調整係
		財政調達班	財政係長	1 企画財政部内の庶務及び連絡調整に関する事 2 災害応急対策の予算措置に関する事 3 食料品等の調達に関する事 4 災害対策用品、資機器材の調達に関する事 5 物資集積所の管理及び救援物資の管理・分配に関する事 6 応急公用負担に関する事 7 車両の確保及び配車に関する事 8 緊急通行車両の確認証明に関する事 9 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事 10 応急復旧工事の請負契約に関する事	財政係
産業 振興 部	産業振興課長 （課長補佐）	農政班	農政係長	1 農業関係被害調査及び応急対策に関する事 2 主要食料の確保及び供給に関する事 3 生鮮食品等の確保に関する事 4 農業関係被災者への融資のあっせんに関する事 5 農業関係の被災証明に関する事	政係
		農業振興班	農業振興係長	1 産業振興部内の庶務及び連絡調整に関する事 2 農地及び農業用施設の被害調査並びに応急対策	農業振興係

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
				に関すること 3 農地等の被災証明に関すること 4 風評被害対策に関すること	農業委員会
避難部	税務会計課長(会計管理者) (課長補佐)	避難所班	課長補佐	1 避難部内の庶務及び連絡調整に関すること 2 指定避難所、指定緊急避難場所の開設・運営に関すること 3 避難者の把握(立退先等)に関すること 4 指定避難所における衛生保持に関すること〔保健班と連携〕 5 被災者に対する国民健康保険の減免及び給付等に係る特別措置に関すること 6 災害に伴う町税の免除に関すること〔調査班と連携〕 7 初動期における総務部の応援に関すること	税務係・資産税係・徴収係
出納部		出納班		1 出納部内の庶務及び連絡調整に関すること 2 義援金の受領及び保管に関すること 3 災害関係経費の経理に関すること 4 初動期における総務部の応援に関すること	出納係
介護福祉部	介護福祉課長 (課長補佐)	福祉班	課長補佐	1 介護福祉部内の庶務及び連絡調整に関すること 2 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 3 福祉避難所に関すること 4 被服、寝具その他生活必需品の給与に関すること 5 義援物品の受領及び保管並びに配分に関すること 6 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関すること 7 義援金の配分計画及び配分に関すること 8 遺体の埋火葬に関すること 9 要配慮者及び避難行動要支援者に関すること 10 日赤活動及び災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること 11 児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 12 被災児童等の援護に関すること 13 被災児童等(幼児)の調査に関すること 14 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関すること	福祉係・介護保険係
健康推進部	健康推進課長 (①国保医療係担当課長補佐) (②健康推進係担当課長補佐)	保健班	課長補佐	1 健康推進部内の庶務及び連絡調整に関すること 2 被災地の保健衛生に関すること 3 医療機関の被害調査に関すること 4 医療、助産及び保健に関すること 5 負傷者の把握に関すること 6 医療救護班の編成に関すること 7 医療救援隊との連絡調整に関すること 8 医薬品、衛生材料の調達に関すること(一般被災者用) 9 指定避難所における衛生保持に関すること〔避難所班と連携〕	健康推進係・国保医療係

第2章 防災組織

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
				10 保健医療に係る広域応援の受入及び連絡調整に関する事	
町民部	町民生活課長 (課長補佐)	町民班	町民年金係長	1 町民部内の庶務及び連絡調整に関する事 2 炊出し、その他食品の給与に関する事 3 埋火葬の証明に関する事 4 被災者台帳の作成に関する事〔調査班と連携〕 5 被災者の安否問い合わせへの対応に関する事 6 罹災届の受付及び罹災証明の発行に関する事〔調査班と連携〕 7 被災者に対する拠出年金の保険料免除等特別措置に関する事 8 外国人の対応に関する事	町民年金係
		衛生班	環境係長	1 防疫に関する事 2 遺体の処理に関する事 3 処理施設の被害調査に関する事 4 一般廃棄物の処理及び清掃に関する事 5 災害廃棄物の処理に関する事 6 トイレ及びし尿の管理に関する事 7 ペット対策に関する事 8 へい獣の処理に関する事 9 施設の復旧に関する事	環境係
地域整備部	地域整備課長 (課長補佐)	地域整備班	地域整備係長	1 地域整備部内の庶務及び連絡調整に関する事 2 町営住宅の被害調査に関する事 3 応急仮設住宅の設置に必要な調査に関する事 4 応急住宅の入居者の選定及び応急仮設住宅に関する事 5 被災建築物、被災宅地の応急危険度判定に関する事 6 災害公営住宅の建設及び既存公営住宅への特定入居に関する事 7 住宅の応急修理に必要な調査に関する事 8 独立行政法人住宅金融支援機構扱いの災害復興住宅融資のあっせんに関する事 9 被災住家及び工作物等の現場確認、指導に関する事 10 道路、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関する事 11 各河川の被害情報の収集及び応急対策に関する事 12 水防に関する事 13 障害物・がれきの除去に関する事 14 施行中の都市計画街路事業に関する被害調査及び応急対策に関する事 15 公共建築物の被害調査及び応急修理に関する事 16 応急仮設住宅の建築及び住宅の応急修理に関する事 17 公園施設及び街路樹の被害調査並びに応急対策に関する事	地域整備課職員

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
				18 道路除雪計画に関すること 19 応急復旧資材、機械器具の確保に関すること 20 建設業者との連絡調整に関すること	
上下水道部	上下水道課長 (課長補佐)	上下水道班	課長補佐	1 上下水道関係被害調査及び応急対策に関すること 2 上下水道部内の庶務及び連絡調整に関すること 3 断減水時の広報に関すること 4 給水車の借上及び配車に関すること 5 給水等に関する県及び他市町村への応援要請及び連絡に関すること 6 給水活動に関すること 7 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 8 施設の復旧に関すること 9 災害復旧資機材の確保に関すること 10 水質検査に関すること 11 職員の非常招集及び配置に関すること 12 排水門の開閉に関すること	上下水道課職員
商工観光部	商工観光課長 (課長補佐)	商工観光班	課長補佐	1 商工観光部内の庶務及び連絡調整に関すること 2 商工業及び観光関係の被害調査並びに応急対策に関すること 3 商工業関係の被災証明及び商工業関係者への融資あっせんに関すること 4 観光客・観光施設等の安全対策に関すること 5 燃料、雑貨等の確保に関すること	商工観光課職員
文教部	教育長 (学務課長、生涯学習課長)	文教庶務班	課長補佐	1 文教部内の庶務及び連絡調整に関すること 2 児童生徒等の安全確保対策に関すること 3 学校施設の被害調査に関すること 4 町立学校施設の応急対策に関すること 5 職員の非常招集及び配置に関すること 6 文教関係の被害記録に関すること 7 被災児童生徒等の調査に関すること 8 応急の教育に関すること 9 教材、学用品の調達及び配給に関すること 10 児童生徒等の保健及び環境衛生に関すること 11 指定避難所及び指定緊急避難場所が開設・運営された場合の協力に関すること 12 学校給食施設の被害調査及び応急対策に関すること 13 学校給食の確保に関すること	学務課職員
		生涯文化班	課長補佐	1 社会教育・スポーツ施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関すること 3 指定避難所及び指定緊急避難場所が開設・運営された場合の協力に関すること	生涯学習課職員
救護部	院長 (事務長)	庶務班	次長	1 救護部内の庶務及び連絡調整に関すること 2 板柳中央病院の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関すること	病院職員

第2章 防災組織

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
				3 職員の非常招集及び配置に関する事 4 収容患者の給食の確保に関する事	
		救護班	総看護師長	1 傷病者等の医療救護及び看護に関する事 2 医療薬剤及び資材の供給確保に関する事（患者用） 3 患者の避難誘導に関する事 4 保健班への応援に関する事	病院職員
消防部	消防団長	消防班	副団長	1 消防部内の庶務及び連絡調整に関する事 2 消防及び水防活動その他災害応急対策に関する事 3 地域の災害情報の収集、被害調査に関する事 4 被災者の救出、救護及び捜索に関する事 5 町長の避難指示等に基づく避難誘導に関する事 6 障害物の除去に関する事	消防団員
協力部	議会事務局長	協力班		1 協力部内の庶務及び連絡調整に関する事 2 議会との連絡調整に関する事〔総務秘書班と連携〕 3 増員指示に基づく各部への応援に関する事	議会事務局職員

- ① この表に事務分担が示されていない職員は、本部長の命によって応援勤務に当たるものとする。部長は班長及び班員を指揮監督し、班長は所属の班員をもって事務処理の万全を期するものとする。
- ② 部長の項中、括弧書きに規定する者は、当該部長が事故又は欠けた場合、その職務を代理するものとする。

■ 弘前地区消防事務組合警防本部事務分担

総括	班名	班長	任務分担	要員
弘前地区 消防事務 組合消防 長 (※弘前 地区消防 事務組合 消防次 長)	警防班	警防課長	1 本部の運営及び統括に関する事 2 消防活動の総合調整及び活動方針に関する事 3 職員及び消防団員の非常招集及び配置に関する事 4 火災防御、救助・救急活動その他災害対策に関する事 5 災害状況の分析・判断に関する事 6 消防に関する応援、受援に関する事 7 町災害対策本部との連絡調整に関する事 8 町消防団の情報収集に関する事	消防事務 組合職員
	総務班	総務課長	1 消防本部が所有、管理する施設等の被害調査及び応急対策に関する事 2 関係機関との連絡、調整に関する事 3 資機材の補給調達に関する事 4 燃料の確保に関する事 5 消防活動に係る予算措置に関する事 6 各班の応援に関する事	
	人材育成班	人材育成課長	1 職員の非常食及び衛生管理等に関する事 2 職員の服務に関する事 3 各班の応援に関する事	
	予防班	予防課長	1 出火防止に関する事 2 各種情報の収集及び整理、記録並びに報告に関する事 3 火災調査に関する事 4 罹災証明（火災に限る。）の交付に関する事 5 危険物製造所等に対する応急措置及び対策に関する事 6 広報及び広聴に関する事	
	通信班	通信指令課長	1 出動指令に関する事 2 通信施設等の保守等に関する事 3 通信の運用及び無線の統制に関する事 4 警報等の伝達に関する事 5 災害情報の収集及び被害状況の整理、報告に関する事	
	消防班	板柳消防署長	1 弘前地区消防事務組合警防規程第2条第5号に規定する消防隊等の編成に関する事 2 災害現場における消火、救助、救急及びその他の活動に関する事 3 被災者の救助救出、救護及び捜索に関する事 4 避難指示等の伝達及び避難誘導に関する事 5 障害物の除去に関する事 6 災害現場における消防団の指揮に関する事 7 他機関との連携に関する事	消防署員

※弘前地区消防事務組合消防次長は、弘前地区消防事務組合消防長（以下「消防長」という。）を補佐し、消防長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理するものとする。

3 町災害対策本部設置時に準じた措置

町災害対策本部が設置される前及び災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、気象予報・警報、水防指令等の発令状況及び被害の状況等によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、町長は、町災害警戒対策本部等を設置し、町災害対策本部設置時に準じて対処する。

なお、町災害警戒対策本部等の組織及び運営は、町災害対策本部の組織及び運営に準じる。

(1) 町災害警戒対策本部（2号－2配備（警戒態勢））

ア 設置基準及び職員の動員

(イ) 本章2節「動員計画」の表中「2号－2配備（警戒態勢）」の項に定めるとおり

(ロ) その他町の地域内に甚大な被害が発生するおそれがある場合で町長が必要と認めるとき

イ 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

ウ 設置及び廃止時の通知、公表

(イ) 町災害警戒本部を設置したときは、必要に応じ通知及び公表をする。

(ロ) 町災害警戒本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

(2) その他の対策本部等の設置

被害対策等を迅速かつ強力に推進する必要がある場合は、被害対策本部等を設置するものとする。

4 防災関係機関等との連携

(1) 大規模災害等における国、県、防災関係機関等との連携

大規模災害時における初動期（おおむね発災後72時間）の消火、救出、救助、救護活動等を迅速かつ的確に行うため、防災関係機関等（DMAT、警察、消防、自衛隊、国土交通省等）と相互に連携するものとし、人命救助を最優先に人的・物的資源を最大限に活用するものとする。

(2) 国、県、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣

町災害対策本部には、自衛隊、県、東日本電信電話株式会社、日本赤十字社、東北電力ネットワーク株式会社等の国、県、防災関係機関等の情報連絡員の派遣を求めることができる。

また、国、県、防災関係機関等の情報連絡員は、必要に応じて、町災害対策本部員会議に参画するものとする。

(3) 消防応援活動調整本部

緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第44条の2に基づき、消防応援活動調整本部（本部長は知事、副本部長は県危機管理局消防保安課長及び本県に出動した指揮支援部隊長）が設置され、消防の応援等の総合調整を行う。

(4) 国の現地対策本部への情報連絡員の派遣等

国の現地対策本部が設置された場合において、情報共有の支援と状況認識の統一を図るため、必要に応じて情報連絡員を派遣するとともに、合同会議、連絡会議、調整会議及び現地作業調整会議等を通じ、密接な連携を確保するものとする。

第4節 防災関係機関の災害対策組織

防災関係機関は、気象予報・警報、水防指令等の発令状況及び被害の状況等によって、災害対策組織を設置して対処するものとする。

1 災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における災害応急対策のための組織、事務分掌等については、防災業務計画等に基づき、それぞれの定めるところによる。

2 職員の配備基準及び動員

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の職員の配備基準及び動員については、防災業務計画等に基づき、それぞれの定めるところによる。

第3章 災害予防計画

風水害等の災害の発生、又は被害の拡大を未然に防止するため、町及び防災関係機関等が講じる予防的な施策、措置等は以下のとおりとする。雪害、事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。

その中でも特に、災害時に、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組である「防災公共」を推進する。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による国土強靱化の取組のさらなる加速化・深化を踏まえつつ、「弘前圏域8市町村国土強靱化地域計画」を指針とし、住民の命を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、強靱な地域づくりを推進する。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

第1節 調査研究

[総務課]

社会・経済の進展に伴って災害要因が多様化し、災害危険性が増大している。

風水害等の各種災害を未然に防止し軽減するため、地域の特性を正確に把握しつつ、国や県などと連携を図り、風水害等の災害に関する基礎的調査研究、被害想定に関する調査研究、防災対策に関する調査研究を行い、町、防災関係機関等の防災対策に資するものとする。

1 風水害等の災害に関する基礎的研究

町内の自然条件、社会条件を調査分析し、防災面からみた本町の自然的、社会的特性、災害危険性等を明らかにする。

また、気象、水象の観測を行うとともに、本町の風水害等の災害の履歴を調査分析する。

2 被害想定に関する調査研究

防災対策を具体化するための指標の設定、住民の防災意識の高揚等のため、風水害等の災害に関する基礎的研究の成果を踏まえ、総合的な被害想定を行う。

3 防災対策に関する調査研究

被害想定に関する調査研究の成果を踏まえ、重点的に整備・強化を行う建築物、公共土木施設、防災施設・設備等各種防災対策について調査研究し、防災対策の具体化を図る。

4 防災公共推進計画の推進

大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難経路や指定避難所等についての総合的な課題の洗い出しを実施した上で、町及び県は一体となって最適な避難経路、指定避難所等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難経路・指定避難所等を確保するため、必要な対策やその優先度について検討を行い、必要のつど修正を行う。さらに、県と連携しながら住民へ周知することや、計画に位置づけられた施策について、順次実施し、その進捗状況を管理するなどのフォローアップを実施していく。

第2節 業務継続性の確保

[総務課]

町、県及び防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

1 実施内容

町、県及び防災関係機関は、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

特に、町及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また、町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

第3節 防災業務施設・設備等の整備

風水害等の災害の発生の防止及び被害の軽減を図るための防災業務施設、設備等の整備は、国、県、町、防災関係機関等が連携をとりつつ、それぞれの分野において実施する。

1 気象等観測施設・設備等

[総務課]

- (1) 町及び防災関係機関は、気象、水象等の自然現象の観測に必要な施設、設備の整備点検や更新を実施し、気象、水象等の観測体制の維持・強化を図る。
- (2) 町は、集中豪雨等、地区により雨量の差が激しく、青森地方気象台及び県の雨量・水位観測所だけでは必要な情報が得られない場合を考慮し、災害危険箇所に留意した観測所等の設置及び観測体制の強化を推進する。
- (3) 町内の雨量・水位等観測所及び観測点は、次のとおりである。
 - ア 岩木川（幡龍橋）：水位
 - イ 十川（五林平）：水位
 - ウ 滝井（館野越）：雨量

2 消防施設・設備等

[弘前地区消防事務組合、総務課]

消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報設備その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施し、有事の際の即応体制の確立を図る。

特に、特殊災害（危険物災害等）に対処するための資機材の整備を図る。

(1) 整備状況

消防施設等の現況は、次のとおりである。

(令和6年4月1日現在)

区 分	消防吏員・団員	消防ポンプ				高規格救急自動車	指揮車等その他	計	消火栓	防火水槽	その他	計
		消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ							
	人	台	台	台	台	台	台	台	基	基	基	基
弘前地区消防事務組合板柳消防署	22	1	1			1	1	4				
板柳町消防団												
団本部	13						1	1				
第1分団（三千石）	6	1						1				
第2分団（赤田・石野・野中）	18	1						1				
第3分団（掛落林・小幡）	11	1			1			2				
第4分団（飯田）	12	1						1				
第5分団（横沢）	14			1				1				
第6分団（太長・深味）	13	1						1				
第7分団（大俵・日新）	13	1			1			2				
第8分団（高増）	14	1						1				
第9分団（五幾形）	6	1						1				
第10分団（狐森）	10			1				1				
第11分団（柏木・牡丹森）	11	1						1				
第12分団（滝井・館野越・四ッ谷）	13	1						1				
第13分団（上常海橋・菰子）	11			1	1			2				
第14分団（下常海橋）	14	1						1				
第15分団（夕顔関・沖）	11	1			1			2				
第16分団（五林平）	15			1				1				
警備誘導分団	5			1				1				
ラッパ分団	6							0				
計	238	13	1	5	4	1	2	26	368	48	3	419

(2) 消防ポンプ自動車等の整備

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、消防施設整備五か年計画により増強、更新を図るなど整備していく。

なお、消防力強化の基礎となる消防庁舎、消防車格納庫等さらには消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮し、災害時における消防活動体制の確保に努める。

ア 消防ポンプ自動車等整備計画

(令和6年4月1日現在)

区分	区域名	人口	全 体 計 画 (6 年度～16年度)						6 年度	7 年度	8 年度	9 年度		10 年度
			消 防 ポン プ 自 動 車	水 槽 付 消 防 ポン プ 自 動 車	小 型 動 力 ポン プ 付 積 載 車	小 型 動 力 ポン プ	高 規 格 救 急 自 動 車	指 揮 車 等 その 他	指 揮 車 等 その 他	小 型 動 力 ポン プ 付 積 載 車	小 型 動 力 ポン プ 付 積 載 車	消 防 ポン プ 自 動 車	小 型 動 力 ポン プ 付 積 載 車	小 型 動 力 ポン プ 付 積 載 車
弘前地区消防事務 組合板柳消防署	市街地	12,350人	1									1		
板柳町消防団	集落					10			1	1	1	1		1
計		12,350人	1	0	10	0	0	1	1	1	1	1	1	1

イ 消防水利整備計画

区分		現有数	年次計画					
			全体計画	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
消火栓	公設	368	5	1	1	1	1	1
防火水槽	40 m ³ 未満	6						
	40～100 m ³ 未満	42						
	100 m ³ 以上	0						
その他の水利		3						
計		419	5	1	1	1	1	1

3 通信施設・設備等

[総務課]

- (1) 町及び各防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、青森県防災情報ネットワーク（IP電話・文書データ伝送）、固定電話・FAX、携帯電話、衛星携帯電話、公共安全LTE（PS-LTE）、インターネット、電子メール等最新の情報関連技術の導入や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築に努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害情報及び関連情報等のネットワークの構築に努める。特に、災害時に孤立する地域が生じるおそれのある地域で停電が発生

した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう努める。

町、県及びライフライン事業者は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

町は、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、町防災行政無線等情報伝達網及び全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の整備を図る。

なお、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じる。また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じる。

また、それぞれの通信設備等を防災構造化するなどの整備改善に努めるとともに、これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。

さらに、無線設備や非常用電源の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに浸水・防水対策の措置等を講じる。

なお、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) 整備状況

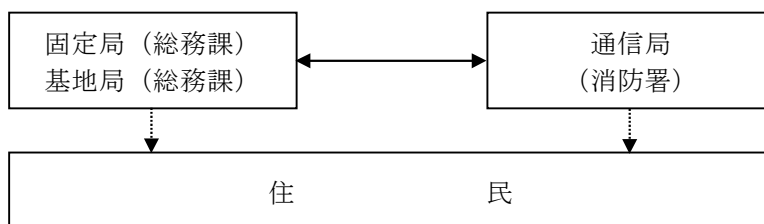
ア 防災行政無線

(ア) 町有無線設備は、次のとおりである。

所属	局種別	呼出名称 (呼出符号)	設（営）置場所 (電話番号)	ＭＬの配属
板柳町	F X (固定局)	ぼうさいいたやなぎこうほう	固定局役場３階無線室 (７３－２１１１) 弘前地区消防事務組合 板柳消防署 (７３－２３３９)	

固 定 局・・・F X

(イ) 通信系統図は、次のとおりである。



青森県防災情報ネットワークは、県（災害対策本部）及び防災関係機関と各市町村等を接続しており、連絡系統図は、次のとおりである。



ウ 消防無線

(ア) 消防無線は、次のとおりである。

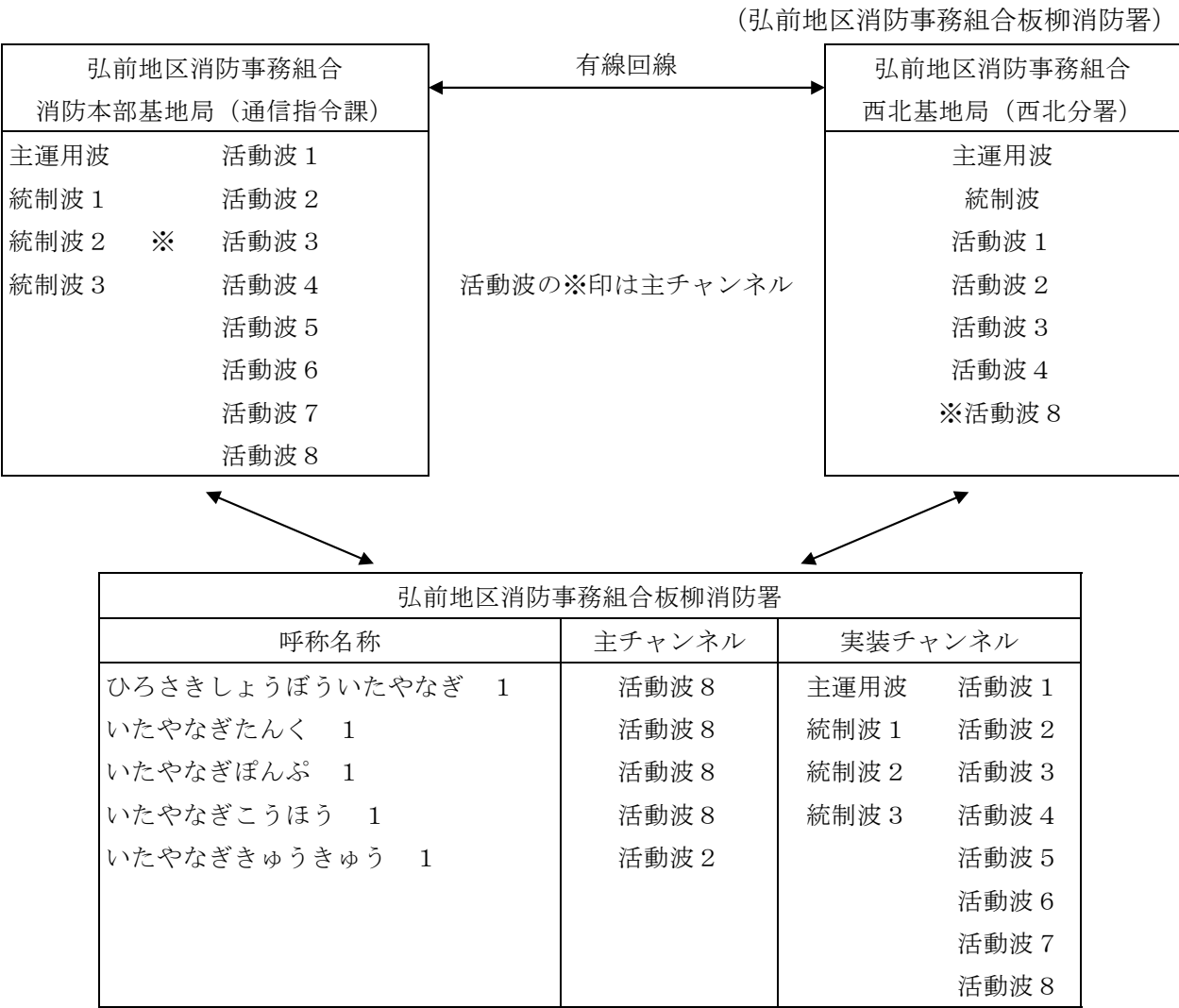
■ 弘前地区消防事務組合板柳消防署消防無線

局種別	設置局数	設置・保管場所	出力			
			携帯用移動局		消防移動局	卓上型半固定局
			携帯		車載	
			1 W	2 W	10W	5 W
携帯用移動局 消防移動局 卓上型半固定局	17基	弘前地区消防事務組合 板柳消防署	8 基	4 基	4 基	1 基

■ 弘前地区消防事務組合板柳消防署

種別	呼 出 名 称	設 置 場 所	MLの配置
ML	ひろさきしょうぼういたやなぎ 1	板柳町大字福野田字増田60-6	板柳消防署
〃	いたやなぎたんく 1	〃	水槽付消防ポンプ自動車に搭載
〃	いたやなぎぼんぷ 1	〃	消防ポンプ自動車に搭載
〃	いたやなぎきゅうきゅう 1	〃	高規格救急車に搭載
〃	いたやなぎこうほう 1	〃	広報連絡車に搭載
携帯用	いたやなぎ 1 0 1	板柳町大字福野田字増田60-6	板柳消防署
〃	いたやなぎ 1 0 2	〃	〃
〃	いたやなぎ 1 0 3	〃	〃
〃	いたやなぎ 1 0 4	〃	〃
〃	いたやなぎかつどう 1	〃	〃
〃	いたやなぎかつどう 2	〃	〃
〃	いたやなぎかつどう 3	〃	〃
〃	いたやなぎかつどう 4	〃	〃
〃	ほんぶかつどう 3 0	〃	〃
〃	ほんぶかつどう 4 1	〃	〃
〃	ほんぶかつどう 4 2	〃	〃
〃	ほんぶかつどう 7 4	〃	〃

(イ) 通信系統図は、次のとおりである。

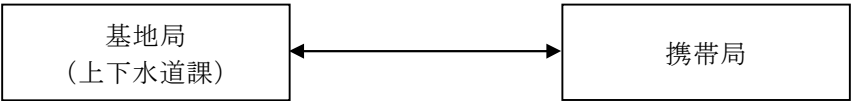


エ 水道無線

(ア) 水道無線は、次のとおりである。

所属	局種別	呼出名称 (呼出符号)	設（営）置場所 (電話番号)	移動局・携帯局の配属
板柳町 上下水道課	基地局	すいどういたやなぎ	板柳町上下水道課 (73-3428)	
	携帯局	すいどういたやなぎ		携帯1・2基

(イ) 通信系統図は、次のとおりである。



4 水防施設・設備等

[総務課]

町及び防災関係機関は、水防活動組織を確立し、重要水防区域、危険箇所等における具体的な水防工法を検討しておくとともに、水防活動に必要な水防資機材及びそれらを備蓄する水防倉庫を整備、点検する。

5 救助資機材等

[弘前地区消防事務組合板柳消防署]

人命救助に必要な油圧切断機、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材を整備、点検する。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

(1) 整備状況

■ 弘前地区消防事務組合板柳消防署

種 別	数 量	種 別	数 量	種 別	数 量
かぎ付梯子	1	チェーンソー	2	絶縁手袋	3
三連梯子	2	万能斧	2	絶縁長靴	3
救命用縛帯	3	可燃性ガス測定器	1	救命胴衣	9
油圧スプレッター	1	有毒ガス測定器		バスケット担架	1
可搬ウインチ	1	酸素濃度測定器		信号付投光器	2
油圧切断機	1	空気呼吸器	11	携帯拡声器	3
エンジンカッター	1	空気ポンプ	22		

6 広域防災拠点等

[総務課]

大規模災害時に他地域や広域防災拠点から派遣される要員や救援物資搬送施設（二次物資拠点）の保管等の活動拠点の確保を図る。

※ 二次物資拠点は市町村が設置する地域内輸送拠点

また、防災機能を有する防災ステーション等を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

7 その他施設・設備等

[総務課、地域整備課]

(1) 町は、被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要なブルドーザー、ダンプカー、トラック等の土木機械等を災害時に使用可能な状況としておくため、整備、点検又は民間事業者との連携等に努める。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備

蓄量、供給事業者の保有量の把握及び関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

さらに、特に防災活動上必要な学校、公民館などの公共施設等及び指定避難所（指定緊急避難場所に指定している施設を含む。）を定期的に点検する。

町は、国や県と連携して、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

また、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

ア 整備状況

区分	台	区分	台	区分	台
トラック	1	ログローダー	-	浮グレーン	-
ダンプトラック	1	モーターグレーダー	-	トレーラー	-
ブルドーザー	-	クレーン車	-	リフト車	-
トラクターショベル	-	ローラー	-	作業車	0
パワーショベル	-	スクレーパー	-	パネル橋	-
ショベルローダー	7	ホイ尔タイプトラクター	-	ミニバックホウ	1

(2) 町は、防災倉庫・防災資機材を整備する。

ア 整備状況

資器材名	単位	数 量		摘 要
		消防団倉庫	三千石県水防倉庫	
スコップ	丁	10	138	
掛矢	丁	2	9	
ツルハシ	丁	2	5	
おの	丁	2	5	
のこぎり	丁	2	5	
かま	丁	4	10	
ハンマー	丁	2	10	
ペンチ	丁	3	5	
たこ鋤	丁	2	3	
照明具	台		5	
丸太	本		207	
ビニール袋又は麻袋	袋	500	24,400	
なわ・ロープ	ー		なわ48丸、ロープ600m	
鉄線	kg		230	
小車	台	2	5	
ビニールシート	枚	5	290	

第3章 災害予防計画

資器材名	単位	数 量		摘 要
		消防団倉庫	三千石県水防倉庫	
発電機	台	2	—	
唐鍬	丁	3	5	
オイルマット	枚	220	1,652	
鉋	丁	4	—	
給水タンク	基		—	
鋼棒	本		200	
塩ビパイプ	本		3	
オイルフェンス	m		148	
大型どこのう	袋		70	

第4節 青森県防災情報ネットワーク

[総務課]

災害時における一般通信の輻輳に影響されない本県独自の通信網を確保することにより、災害予防対策に役立てるとともに、迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県、市町村（消防本部を含む。以下、この節において同じ。）、防災関係機関を接続した青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムの活用を推進するものとする。

1 青森県防災情報ネットワークの活用

県独自の防災専用回線として、光回線により県、市町村、防災関係機関を接続し、以下の機器により情報伝達を行う。

(1) 専用電話

ア 端末局間のIP電話

イ 自治体衛星通信ネットワークによる衛星電話

(2) 文書データ伝送用端末

端末局間の文書データ伝送

2 青森県総合防災情報システムの活用

県は、町、防災関係機関と一体となって、「防災情報の統合化」、「防災情報の高度化」、「防災情報の共有化」を基本方針とする青森県総合防災情報システムを活用するとともに、防災対策に有効に機能するよう充実を図る。

町は、青森県総合防災情報システムの活用を推進するため、操作担当者を2名以上定めるとともに、県が主催する研修会、訓練に参加し、操作能力の習得・向上に努める。また、県と協力しながら維持管理が万全となるよう努める。

(1) 各種防災情報の統合化

気象情報、河川情報、道路情報、環境放射線モニタリング情報等の各種個別システムによる防災情報を統合する。

(2) 防災情報の高度化

被害情報、措置情報等を視覚的に把握しやすいものとするため、被害情報等と地図データを連携させたGISを活用し、以下の情報を管理する。

ア 被害情報、措置情報

イ 指定避難所情報

ウ 県防災ヘリコプター運航要請情報

(3) 防災情報の共有化

インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指定緊急避難場所（以下「指定避難所等」という。）の所在、防災啓発に関する情報等をホームページ等により住民に提供する。

青森県総合防災情報システムに入力された避難指示等や、指定避難所の開設等の情報は、ホームページ及びLアラート等により、住民及び報道機関へ伝達する。

3 町の災害対策機能等の充実

町、県及び防災関係機関は、青森県総合防災情報システムの活用等により、一体となって災害応急対策を実施する必要があることから、町は、必要な組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。

第5節 防災事業

流域治水の考えの下、地域の特性に配慮しつつ災害に強いまちづくりを推進するとともに、風水害等の災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、次の防災事業を推進する。

1 地域保全事業

治水事業については、その有機的関連性に鑑み、水源地から河口まで水系を一体として捉え、治水、利水の調整を図りつつ、総合的な事業の計画的推進を図る。

農地防災事業については、治水その他各種事業との調整を図りつつ、その計画的促進を図る。

(1) 河川改修〔地域整備課〕

板柳町の東西両端を流下する一級河川の岩木川及び十川の改修を国、県に要望する。特に十川は、昭和26年に中小河川改修事業が着手され、昭和51年をもって第1次改修を終了、現在第2次改修事業中であるが、昭和56年8月に大字夕顔関地内の左岸堤防が決壊し、農作物に甚大な被害があった。

その後、昭和61年度まで改修工事が進み、中泉橋から上流の築堤が完了し、さらには夕顔関頭首工の完成など整備が図られた。今後は、下流の五所川原工区の整備促進について近隣市町村と協議し、早期完成を図るものとする。

(2) 農地防災事業〔地域整備課、産業振興課〕

ア 湛水防除

町内の水田（1,620ha）の湛水防除対策としては、各水系毎のほ場整備事業が終了し、ほ場内での排水は整備された。しかし、各土地改良区間を連絡する統合排水路が未整備であること及び廃堰が多いことなどから、従来行われてきた集落排水が不便となっている。

これらを総合的に検討し、系統立った統合排水路の整備計画を進めている。

イ 用排水施設

町における農業用排水施設は、自然的・社会的状況の変化により、その効用が低下しているものもある。これらの施設について実態を把握し、必要なものは改修工事を実施し、周辺農用地の災害を未然に防止するよう努める。

2 都市防災対策事業

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るとともに、都市の防災化を推進するため、地域地区の指定、都市基盤施設の整備、防災拠点の整備、市街地の整備等を推進する。

また、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

(1) 地域地区の設定、指定〔地域整備課〕

ア 用途地域の設定

用途混在による環境上、防災上の阻害要因を排除するため、適切な用途地域を定める。

イ 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、地域を指定し、建築物に対する規制を強化する。

ウ 災害危険区域の指定

町及び県は、豪雨、洪水等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

(2) 都市基盤施設の整備 [地域整備課、上下水道課]

都市の安全を確保するため、次の都市基盤施設整備事業を推進する。

ア 道路の整備

都市交通を処理するとともに、避難路、延焼遮断帯、緊急輸送路、消防用道路等の都市防災上の機能を高めるため、道路整備事業を推進する。

イ 公園緑地の整備

都市のやすらぎの確保とともに、指定緊急避難場所、避難路、延焼遮断帯等の都市防災上の空間の確保のため、公園の整備及び外周部の植栽緑地化事業を推進する。

ウ 公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地の浸水を防止するため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修事業を実施する。

(3) 防災拠点施設整備事業 [総務課]

安全な都市環境の実現を図るため、防災拠点施設、臨時ヘリポート等の救援活動拠点及び備蓄倉庫、貯水槽等の災害応急対策に必要な施設の整備事業を推進する。

(4) 市街地の整備 [地域整備課]

既成市街地の災害防止のため、次の事業を推進する。

ア 市街地再開発事業

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、都市における災害の発生を防止するため、市街地再開発事業等を実施する。

イ 住環境整備事業

住環境の整備改善とともに、都市における災害の発生を防止するため、住環境整備事業を実施する。

ウ 土地区画整理事業

未整備な市街地の道路、公園、河川等の公共施設を整備することにより、良好な市街地を形成するとともに、治水対策、消火活動、避難行動、延焼防止等の都市防災を図るため、土地区画整理事業の推進を図る。

(5) 建築物不燃化対策 [地域整備課]

安全な都市環境を実現するため、建築物の不燃化を図る。

ア 公共建築物の不燃化

庁舎、学校、病院等の公共建築物の不燃化を図る。

イ 耐火建築物の建設促進

耐火建築物の建設を促進するため、融資制度の周知徹底を図る。

(6) 風水害に対する建築物の安全性の確保〔地域整備課〕

不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するとともに、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を図るため、基準の遵守の指導等に努める。

強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るとともに、防水扉及び防水板の整備など建築物等を浸水被害から守るための対策を促進するよう努める。

(7) 空家等対策〔総務課〕

平時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるとともに、そのまま放置すれば倒壊等のおそれがある等、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等の所有者等に対し、必要な措置をとるよう助言又は指導等を行うよう努める。

3 その他の防災事業

その他の防災事業として道路等の点検、整備及び上下水道の防災性の強化を図る。

(1) 道路〔地域整備課〕

町における道路注意箇所において、町道については、点検、整備に努め、国道、県道については、今後も道路整備事業の計画的推進を国、県に働きかける。

(2) 上下水道施設〔上下水道課〕

町における上下水道施設については、防災対策の強化に努めるとともに防災用資機材の整備充実を図る。

第6節 自主防災組織等の確立

[総務課、企画財政課]

大規模な風水害等の災害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態になった場合において、被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するため、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等を組織的に行う自主防災組織等の育成、強化を図り、関係機関との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、町は、住民等に対する自主防災組織結成のための働きかけ及び訓練や研修会等を通じた既存の自主防災組織の育成・強化等を推進する。

1 自主防災組織の現況

自主防災組織は、現在町中心部の5町内で組織する「板柳中央地区コミュニティ連絡協議会」があり、防災活動を実施しているところである。

今後は、地域の実情に応じた自発的な防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という）に基づき平時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう指導する。

町内名	大 町	仲 町	実 町	東雲町	栄 町
加入世帯数	70世帯加入	46世帯加入	73世帯加入	60世帯加入	413世帯加入

2 自主防災組織の育成強化

自主防災組織は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という連帯感に基づき、自主的に組織することを本旨とし、災害時に被害を防止し、又は軽減するため、実際に防災活動を行う実働部隊として組織されることが望ましいことから、その育成、強化については、次により行う。

- (1) 地域（町内会等の単位）の指導者及び住民に対し、自主防災組織の必要性の認識を高めるため、啓発活動（必要な資料の提供、研修会の開催等）を積極的に実施する。また、自主防災組織への女性の参画促進に努める。
- (2) 既存の町内会や自治会等の組織を生かした自主防災組織の育成を図る。
- (3) 自主防災組織が実施する防災訓練に対し、消防団等と連携して積極的に指導するとともに、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施及び要配慮者を保護するための防災活動が効果的に行われるような協力体制の確立を図る。
- (4) 自主防災活動を活発にするため、リーダー講習会の実施、モデル地域の取組状況の紹介などを通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行うとともに、自主防災組織のかなめとなるリーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備を図る。その際、女性の参画促進に努める。
- (5) 平時においては、食料や水等を備蓄し、防災知識の普及や防災訓練の会場として活用でき、災害時には指定避難所としての機能を有する活動拠点としての施設並びに消火、救助、救護等のための資機材の整備を図る。
- (6) 防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

3 事業所の自衛消防組織の設置の促進

法令により消防計画等の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所については、自主防災体制をより充実・強化するとともに、法令により義務付けられていない事業所についても強力に設置を促進する。

なお、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5に基づく自衛消防組織、消防法第14条の4に基づく自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所は、次のとおりである。

- (1) 学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店、複合用途防火対象物その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物
- (2) 第4類の危険物の製造所、一般取扱所及び移送取扱所の一部

4 自主防災組織の防災活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた自発的な防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を策定するとともに、これに基づき、平時及び災害時において効果的で、要配慮者に配慮した防災活動を次により行う。

(1) 平時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 活動地域内の防災巡視の実施
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 防災用資機材の備蓄及び管理
- カ 要配慮者の把握
- キ 地区防災計画の作成

(2) 災害時の活動

- ア 初期消火活動
- イ 災害危険箇所等の巡視
- ウ 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難指示等の伝達、避難誘導
- エ 救出救護の実施及び協力
- オ 集団避難の実施
- カ 指定避難所の開設・運営
- キ 炊き出しや救援物資の配分に対する協力

5 事業所の防災活動の推進

事業所は、災害時において果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）の十分な認識の下で、自衛消防組織を設置し、次により自主防災体制の確立を図る。

(1) 平時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施

第3章 災害予防計画

- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材の備蓄及び管理

(2) 災害時の活動

- ア 初期消火活動
- イ 救出救護の実施及び協力
- ウ その他

第7節 防災教育及び防災思想の普及

[総務課、教育委員会、弘前地区消防事務組合]

防災に携わる職員の資質を高め、また、住民の風水害等の災害に対する認識を深めるため、防災業務担当職員に対する防災教育の徹底と住民に対する防災思想の普及を図るものとする。その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

1 防災業務担当職員に対する防災教育

- (1) 町は、防災業務担当職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、研修会、検討会及び現地調査等あらゆる機会を利用し、防災教育の徹底を図る。
- (2) 防災教育はおおむね次に掲げる事項について実施する。
 - ア 気象、風水害等の災害についての一般的知識の習得
 - イ 災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得
 - ウ 災害を体験した者との懇談会
 - エ 災害記録による災害教訓等の習得

2 住民に対する防災思想の普及

- (1) 町等防災関係機関は、人的被害を軽減する方策は、住民一人ひとりの避難行動が基本となることを踏まえ、以下を実施する。
 - ・警戒レベルとそれに伴う避難指示等の意味と内容の説明
 - ・自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）が避難の妨げになることなどの啓発活動
 - ・学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育

また、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。また、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、町全体としての防災意識の向上を推進する。

なお、普及啓発の方法及び内容は次による。

ア 普及方法

- (ア) 防災の日、防災週間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、水防週間、火災予防運動期間等を通じて、防災思想の普及を図る。
- (イ) 放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビ又は新聞で行う。

- (ウ) 防災に関するホームページ・パンフレット・ポスター・ハンドブック「あおりおまもり手帳」等を活用した普及啓発を行う。また、災害時にホームページが活用されるよう促す。
- (エ) 防災に関する講演会等を開催する。

イ 普及内容

- (ア) 気象・水象、地象に関すること
 - (イ) 気象予報・警報等に関すること
 - (ウ) 災害時における心得
 - (エ) 災害予防に関すること
 - (オ) 災害危険箇所に関すること
- (2) 公民館等の社会教育施設を活用した研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、地域住民に対する防災に関する教育の普及推進を図る。
- (3) 町は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう次の施策を講じる。

ア 浸水想定区域、指定避難所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形でとりまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、中小河川や内水による浸水に対応した洪水ハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。さらに、主として要配慮者が利用する施設等における浸水被害を防止するとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、作成した洪水ハザードマップを施設等の管理者へ提供する。

イ 防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水、食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

ウ 防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解促進を図るよう努める。

エ 地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

オ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

カ 町は、国（国土交通省等）、県及びその他の防災関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努

めるものとする。

キ 町は、青森地方気象台、県及びその他の防災関係機関と連携し、洪水害、竜巻等突風による災害等の風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、地域の防災リーダーや住民に正確な知識を普及するものとする。また、特別警報・警報・注意報及び竜巻注意情報等発表時の住民のとるべき行動等について、関係機関と連携して、普及・啓発を図るものとする。

3 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第8節 企業防災の促進

[総務課、弘前地区消防事務組合]

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を踏まえ、施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、企業防災に向けた取組に努める。

1 事業継続計画（BCP）等の作成

企業は、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上必要な取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めることが望ましい。

町は、事業継続計画（BCP）作成の取組に資する情報提供を行うなど、管内企業の作成への取組を支援する。

町、板柳町商工会等は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

2 防災意識の高揚

町、県及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

3 防災訓練等への参加

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

4 従業員の安全確保

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努める。

第9節 防災訓練

[総務課]

風水害等の災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関と住民等の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、計画的、継続的な防災訓練を実施するものとする。

1 総合防災訓練の実施

町は、次の災害想定を単独若しくは組み合わせた防災訓練又はさらに大規模地震想定を組み合わせた防災訓練を企画し、県その他の防災関係機関、公私の団体、水防協力団体、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等の多様な主体の参画を得ながら、青森県総合防災情報システムを活用した総合防災訓練を実施する。この際、自主防災組織や要配慮者を含めた住民参加の下での避難訓練、災害時応援協定締結業者等との通信連絡途絶時の連絡調整訓練、大規模災害を想定した広域避難訓練等、実災害を想定した様々な条件設定に加え、感染症が流行している状況の設定など、実態に即した訓練項目の実施に努める。

訓練の方法については、努めて、人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて被害状況を収集・整理し、状況の予測や判断、活動方針の決定等を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。

なお、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

(1) 風水害想定

風水害を想定した防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て、次のとおり実施する。また、訓練の実施に当たっては、必要に応じハザードマップを活用して行う。

ア 実施時期

原則として出水期、又は台風シーズン前とする。

イ 訓練内容

- (ア) 災害広報訓練
- (イ) 通信訓練
- (ウ) 情報収集伝達訓練
- (エ) 災害対策本部設置・運営訓練
- (オ) 交通規制訓練
- (カ) 避難・避難誘導訓練
- (キ) 水防訓練
- (ク) 救助・救出訓練
- (ケ) 救急・救護訓練
- (コ) 応急復旧訓練
- (サ) 給水・炊き出し訓練
- (シ) 隣接市町村等との連携訓練

- (ス) 指定避難所開設・運営訓練
 - (セ) 要配慮者の安全確保訓練
 - (ソ) ボランティアの受入・活動訓練
 - (タ) 航空機運用調整訓練
 - (チ) 広域医療搬送訓練
 - (ツ) その他災害想定に応じた必要な訓練
- (2) 火災想定

火災を想定した総合防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て次のとおり実施する。

ア 実施期間は、火災予防運動期間内とする。

イ 実施場所は、市街地及び集落とし、それぞれ年1回以上実施するよう努める。

ウ 訓練内容は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 消火訓練
- (イ) 消防機関の出動訓練
- (ウ) 避難・避難誘導訓練
- (エ) 救出・救助訓練
- (オ) 救急・救護訓練
- (カ) 災害広報訓練
- (キ) 情報の収集・伝達訓練
- (ク) 隣接市町村、隣接県等との連携訓練
- (ケ) 要配慮者の安全確保訓練
- (コ) ボランティアの受入・活動訓練
- (サ) その他災害想定に応じた必要な訓練

2 個別防災訓練の実施

町及び防災関係機関は、災害時において各機関が処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド方式の図上訓練も含め、地域の災害リスクに基づいた個別防災訓練を段階的、定期的に実施する。また、複合災害を想定した図上訓練や、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、訓練内容はおおむね次のとおりとし、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

- (1) 通信訓練
- (2) 情報収集伝達訓練
- (3) 非常招集訓練
- (4) 災害対策本部設置・運営訓練
- (5) 避難・避難誘導訓練
- (6) 消火訓練

- (7) 救助・救出訓練
- (8) 救急・救護訓練
- (9) 水防訓練
- (10) 指定避難所開設・運営訓練
- (11) 給水・炊き出し訓練
- (12) 航空機運用調整訓練
- (13) 広域医療搬送訓練
- (14) その他町、各機関独自の訓練

3 防災訓練に関する普及啓発

個別防災訓練や総合防災訓練の参加者となる住民に対して、町の広報など各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

また、町は地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に努めるとともに、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

第10節 避難対策

[総務課]

風水害等の災害時において住民が迅速かつ円滑に避難できるよう、指定避難所等及び避難路の選定、避難訓練及び避難に関する広報の実施、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。

また、大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難路及び指定避難所等についての総合的な課題の洗い出しを実施した上で、県と一体となって最適な避難路及び指定避難所等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難路及び指定避難所等を確保する。

1 指定緊急避難場所の指定

町は、風水害等の災害が発生した場合に住民の生命、身体を保護するため、次により指定緊急避難場所を指定しておく。

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所は、災害の想定等により、必要に応じて近隣市町村の協力により、近隣市町村に設けることができるものとする。

2 指定避難所の指定

指定避難所については、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定し、平時から、指定避難所の場所、受入人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

なお、指定に当たっては、次の事項についても留意する。

- (1) 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）が避難できるような場所を選定すること
- (2) 洪水流の遡上域よりも高所にあるところとすること
- (3) 浸水などの危険のないところとすること
- (4) 地区分けをする場合においては、町会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避けること
- (5) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者（障がい者、医療的ケアを必要とする者等）のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、宿泊施設等を避難所として借上るなど、多様な避難所の確保に努めること

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること

なお、指定避難所の指定に当たっては、施設管理者とあらかじめ協定を締結するものとする

- (6) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること

特に、要配慮者に対しては円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めること

- (7) 福祉避難所として指定避難所を指定する際には、あらかじめ受入対象者を特定して公示し、受入を想定していない避難者が避難してくることがないようにすること

また、その公示を活用して、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めること

- (8) 感染症発生時等、指定避難所の受入人員に制限が必要な場合等において、避難者の受入が困難となることを防ぐため、あらかじめ可能な限り多くの施設を指定避難所として指定すること

また、宿泊施設等、指定避難所以外の施設等を避難所として開設することを想定しておくとともに、可能な者は安全な場所にある親戚や友人宅に避難するよう、住民に対し周知すること

3 指定避難所・指定緊急避難場所等の事前指定等

指定避難所及び指定緊急避難場所は、次のとおりである。

■ 指定避難所

(令和6年10月1日現在)

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	想定 収容 人数
1	板柳町福祉センター	板柳町大字板柳字土井239-3	0172-73-2111	●	103人
2	板柳町ふるさとセンター	板柳町大字福野田字本泉34-6	0172-72-1500	●	162人
3	板柳町多目的ホールあぶる	板柳町大字灰沼字岩井61	0172-72-1800	●	367人
4	板柳町老人憩いの家	板柳町大字灰沼字岩井61	0172-72-0965	●	99人
5	板柳町公民館	板柳町大字福野田字実田11-7	0172-72-1161	●	649人
6	旧板柳高等学校	板柳町大字太田字西上林46	0172-72-1800	●	1,596人
7	板柳中学校	板柳町大字三千石字五十嵐103	0172-73-3105	●	1,234人
8	板柳北小学校	板柳町大字赤田字田川13	0172-73-2344	●	1,194人
9	板柳南小学校	板柳町大字辻字岸田75-1	0172-73-3309	●	1,045人
10	小阿弥小学校	板柳町大字大俵字富永39-2	0172-77-2910	●	879人
11	板柳東小学校	板柳町大字常海橋字稲葉197-21	0172-77-2113	●	587人

第3章 災害予防計画

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	想定 収容 人数
12	いたや町集会所	板柳町いたや町1丁目40	0172-72-0958	●	70人
13	広栄町集会所	板柳町大字三千石字木賊72-1	0172-73-2111	●	43人
14	石野構造改善センター	板柳町大字石野字大柳11-4	0172-73-2111	●	62人
15	野中町民会館	板柳町大字野中字若松41-5	0172-73-2111	●	86人
16	飯田会館	板柳町大字飯田字村元17-1	0172-75-2939	●	103人
17	横沢会館	板柳町大字横沢字東宮元2-1	0172-73-2111	●	86人
18	太長会館	板柳町大字太田字前橋28-2	0172-73-5177	●	75人
19	深味会館	板柳町大字深味字深宮35-2	0172-73-2275	●	62人
20	大俵会館	板柳町大字大俵字和田247-1	0172-77-3965	●	69人
21	高増会館	板柳町大字高増字前田70-1	0172-77-3722	●	84人
22	柏木会館	板柳町大字柏木字片田野69-2	0172-73-2111	●	71人
23	牡丹森会館	板柳町大字牡丹森 字鴨泊221	0172-77-3953	●	71人
24	狐森会館	板柳町大字狐森字宮田76-3	0172-77-3737	●	67人
25	日新構造改善センター	板柳町大字大俵字和田392-9	0172-77-2879	●	51人
26	滝館会館	板柳町大字滝井字西田19-1	0172-77-3951	●	73人
27	下常海橋会館	板柳町大字常海橋字松枝53	0172-77-3959	●	74人
28	沿川北部多目的研修センター	板柳町大字夕顔関字西田178	0172-77-3720	●	105人
29	五林平町民会館	板柳町大字五林平字前橋1	0172-77-3952	●	73人

※想定収容人数は、1人当たり2㎡を想定

■ 指定緊急避難場所

(令和6年10月1日現在)

No.	施設・場所名	住所	管理 担当 連絡先	対象とする異常な現象の 種類				指定避 難所と の重複	想定 収容 人数
				洪水	地震	大規模 な火事	内水 氾濫		
1	板柳町福祉センター	板柳町大字板柳字土井239-3	0172-73-2111	●	●	●	●	●	206人
2	板柳町ふるさとセンター	板柳町大字福野田字本泉34-6	0172-72-1500	●	●	●	●	●	324人
3	板柳町多目的ホールあぶる	板柳町大字灰沼字岩井61	0172-72-1800		●	●	●	●	734人
4	板柳町老人憩いの家	板柳町大字灰沼字岩井61	0172-72-0965		●	●	●	●	198人
5	板柳町公民館	板柳町大字福野田字実田11-7	0172-72-1161	●	●	●	●	●	1,298人
6	旧板柳高等学校	板柳町大字太田字西上林46	0172-72-1800	●	●	●	●	●	3,192人
7	板柳中学校	板柳町大字三千石字五十嵐103	0172-73-3105	●	●	●	●	●	2,468人
8	板柳北小学校	板柳町大字赤田字田川13	0172-73-2344	●	●	●	●	●	2,388人

No.	施設・場所名	住所	管理 担当 連絡先	対象とする異常な現象の 種類				指定避難所と の重複	想定 収容 人数
				洪水	地震	大規模 な火事	内水 氾濫		
9	板柳南小学校	板柳町大字辻 字岸田75-1	0172- 73-3309	●	●	●	●	●	2,090人
10	小阿弥小学校	板柳町大字大俵 字富永39-2	0172- 77-2910	●	●	●	●	●	1,758人
11	板柳東小学校	板柳町大字常海橋 字稲葉197-21	0172- 77-2113	●	●	●	●	●	1,174人
12	いたや町集会所	板柳町いたや町 1丁目40	0172- 72-0958	●	●	●	●	●	140人
13	広栄町集会所	板柳町大字千石 字木賊72-1	0172- 73-2111		●	●	●	●	86人
14	石野 構造改善センター	板柳町大字石野 字大柳11-4	0172- 73-2111	●	●	●	●	●	124人
15	野中町民会館	板柳町大字野中 字若松41-5	0172- 73-2111	●	●	●	●	●	172人
16	飯田会館	板柳町大字飯田 字村元17-1	0172- 75-2939		●	●	●	●	206人
17	横沢会館	板柳町大字横沢 字東宮元2-1	0172- 73-2111		●	●	●	●	172人
18	太長会館	板柳町大字太田 字前橋28-2	0172- 73-5177	●	●	●	●	●	150人
19	深味会館	板柳町大字深味 字深宮35-2	0172- 73-2275	●	●	●	●	●	124人
20	大俵会館	板柳町大字大俵 字和田247-1	0172- 77-3965	●	●	●	●	●	138人
21	高増会館	板柳町大字高増 字前田70-1	0172- 77-3722	●	●	●	●	●	168人
22	柏木会館	板柳町大字柏木 字片田野69-2	0172- 73-2111	●	●	●	●	●	142人
23	牡丹森会館	板柳町大字牡丹森 字鴨泊221	0172- 77-3953	●	●	●	●	●	142人
24	狐森会館	板柳町大字狐森 字宮田76-3	0172- 77-3737	●	●	●	●	●	134人
25	日新 構造改善センター	板柳町大字大俵 字和田392-9	0172- 77-2879	●	●	●	●	●	102人
26	滝館会館	板柳町大字滝井 字西田19-1	0172- 77-3951		●	●	●	●	146人
27	下常海橋会館	板柳町大字常海橋 字松枝53	0172- 77-3959		●	●	●	●	148人
28	沿川北部多目的 研修センター	板柳町大字夕顔関 字西田178	0172- 77-3720		●	●	●	●	210人
29	五林平町民会館	板柳町大字五林平 字前橋1	0172- 77-3952	●	●	●	●	●	146人
30	多目的ホール あぷる駐車場	板柳町大字灰沼 字岩井61	0172- 72-1800		●	●			3,000人
31	旧水道課敷地	板柳町大字板柳 字土井89-1	0172- 73-3428		●	●			2,000人

第3章 災害予防計画

No.	施設・場所名	住所	管理 担当 連絡先	対象とする異常な現象の 種類				指定避難所と の重複	想定 収容 人数
				洪水	地震	大規模 な火事	内水 氾濫		
32	岩木川河川公園	板柳町大字板柳 字川面地内	0172- 73-2111		●	●			5,000人
33	ふるさとセンター 広場	板柳町大字福野田 字本泉34-6	0172- 72-1500		●	●			100人
34	町営野球場	板柳町大字福野田 字実田11-7	0172- 72-1161		●	●			3,000人
35	町営 ソフトボール場	板柳町大字福野田 字実田11-7	0172- 72-1161		●	●			2,000人
36	旧板柳高等学校 グラウンド	板柳町大字太田 字西上林46	0172- 72-1800		●	●			8,000人
37	板柳中学校 グラウンド	板柳町大字三千石 字五十嵐103	0172- 73-3105		●	●			8,000人
38	板柳北小学校 グラウンド	板柳町大字赤田 字田川13	0172- 73-2344		●	●			3,000人
39	板柳南小学校 グラウンド	板柳町大字辻 字岸田75-1	0172- 73-3309		●	●			3,000人
40	小阿弥小学校 グラウンド	板柳町大字大俵 字富永39-2	0172- 77-2910		●	●			2,000人
41	板柳東小学校 グラウンド	板柳町大字常海橋 字稲葉197-21	0172- 77-2113		●	●			2,000人
42	上下水道課敷地	板柳町大字深味 字東西田54-1	0172- 73-3428		●	●			3,000人
43	飯田会館前庭	板柳町大字飯田 字村元17-1	0172- 75-2939		●	●			1,000人
44	横沢地区 農村公園	板柳町大字横沢 字東宮元2-1	0172- 73-2111		●	●			3,000人
45	滝館運動場	板柳町大字館野越 字橋元46-3	0172- 73-2111		●	●			1,500人

※想定収容人数は、1人当たり1㎡を想定

■ 福祉避難所

(令和6年10月1日現在)

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定 避難所	想定 収容人数
1	特別養護老人ホーム 鶴住荘	板柳町大字野中宇鶴住102-2	0172-73-5511	●	10人
2	板柳第一保育所鶴住	板柳町大字灰沼字東1-6	0172-72-1530	●	88人
3	デイサービスセンター いたや荘	板柳町大字辻字岸田66	0172-79-2100	●	10人
4	グループホーム みどり1	板柳町大字福野田字実田54-4	0172-79-1150	●	5人
5	グループホーム みどり2	板柳町大字福野田字実田45-20	0172-79-1287	●	5人
6	みどりデイサービスセンター	板柳町大字福野田字実田54-3	0172-73-3660	●	30人
7	まちだハウス1号	板柳町大字福野田字実田43-1	0172-79-2161	●	3人
8	まちだハウス2号	板柳町大字福野田字実田44-1	0172-72-1261	●	3人

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定 避難所	想定 収容人数
9	まちだ館	板柳町大字福野田字実田72-4	0172-79-2341	●	3人
10	まちだホーム	板柳町大字福野田字実田44-1	0172-73-3111	●	3人
11	いたやの樹	板柳町大字板柳字土井354	0172-72-1277	●	3人
12	ライフケア高増	板柳町大字大俵字和田423-6	0172-77-4170	●	10人
13	デイサービスセンター ひばの里	板柳町大字掛落林字前田140-1	0172-73-2651	●	5人
14	有料老人ホーム やよい	板柳町大字福野田字本泉63-3	0172-73-3455	●	10人
15	有料老人ホーム ライラック	板柳町大字掛落林字前田262-2	0172-73-5107	●	6人
16	シニアガーデン板柳	板柳町大字横沢字宮元146-6	0172-73-2241	●	20人

イ 災害の状況により、上記の避難所のみでは足りない場合、又は町区域内で適当な施設を確保できない場合は、隣接市町村等に対する避難所の提供の要請又は県有施設や民間施設等の使用措置を講じる。

この際、施設管理者との使用方法等についての事前協議、輸送事業者等との事前調整などを実施しておくものとする。

4 臨時ヘリポートの確保

指定避難所等が孤立するおそれが想定され、かつ救援物資等を空輸以外で輸送ができない場合は、その周囲にヘリコプターが臨時で離着陸できる場所の確保に努める。

5 指定避難所の整備等

避難者の良好な生活環境を確保するため、指定避難所の施設・設備等を整備する。なお、要配慮者、被災時の男女双方及び性的マイノリティの視点に留意し、それぞれのニーズの違い等に配慮するとともに、家庭動物の同行避難に留意するものとする。特に、性暴力やDV等の対象となりやすい女性及び子ども等や、周囲の理解不足により偏見にさらされやすい性的マイノリティにとって安全・安心な避難所となるよう、施設・設備の配置等に十分配慮するものとする。

各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(1) 施設・設備の整備

貯水槽、井戸、トイレ（仮設トイレ、マンホールトイレ、男女共用の多目的トイレを含む）、照明、ガス設備、換気設備、空調設備、通信設備等の整備に努める。また、停電対策のため、非常用電源の整備や、電力容量の拡大に努める。

(2) 食料、飲料水、その他の資機材の整備

避難生活に必要な食料、飲料水、生活必需品、マット、簡易ベッド（段ボールベッドを含む）、

間仕切り等の物資や、これらの物資の備蓄場所の確保に努める。また、テレビ、ラジオ等、避難者の災害情報の入手に資する機器等の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

(3) 指定避難所における感染症対策

感染症のまん延を防止するため、マスク、消毒液、体温計、パーティション、運営スタッフ用の防護具等、必要な資機材を備蓄するよう努める。

また、指定避難所における感染症対策について、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウトの設定等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

さらに、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、必要な場合には、宿泊施設等の活用等を含めて検討するよう努める。

6 標識の設置等

指定緊急避難場所等を指定したときは、指定緊急避難場所等及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置することにより、地域住民に周知を図り、災害時の速やかな避難に資する対策を講じる。また、誘導標識は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した緊急避難場所であるかを明示するよう努める。

7 避難路の選定

- (1) 危険区域、危険箇所を通過しない道路とすること
- (2) 避難のため必要な広さを有する道路とすること

8 避難訓練の実施

住民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。

9 避難に関する広報

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平時から次により広報活動を実施する。

(1) 指定避難所等の広報

地域住民に対して、指定避難所等に関する次の事項について周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當で

ある場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

- ア 指定避難所等の名称
- イ 指定避難所等の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ その他必要な事項

(2) 避難のための心得の周知徹底

地域住民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。特に避難時の心得については、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、宿泊施設等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて日頃から周知徹底に努める。

- ア 避難準備の知識
- イ 避難時の心得

避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

- ウ 避難後の心得

(3) 指定避難所の運営管理に必要な知識の普及

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

10 避難計画の策定

町は、次の事項に留意して避難計画を策定しておく。避難計画の策定に当たっては、水害、複数河川の氾濫、台風等による洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

- (1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
- (2) 避難指示等を発令する対象区域（町内会又は自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位）、指定避難所の名称、所在地、対象世帯数並びに対象者数及び避難行動等要支援者の状況
- (3) 指定避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難行動要支援者の適切な避難誘導體制
- (5) 指定避難所における要配慮者のための施設・設備の整備
- (6) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給措置

エ 被服、生活必需品の支給措置

オ 負傷者に対する応急救護措置

カ その他指定避難所開設に伴う通信機器、仮設トイレ、テレビ、ラジオ、マット、非常電源等の設備等の整備

(7) 指定避難所の管理に関する事項

ア 避難受入中の秩序保持

イ 避難者に対する災害情報の伝達

ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知

エ 避難者からの各種相談の受付

オ その他必要な事項

(8) 災害時における広報

(9) 自主防災組織等との連携

住民の円滑な避難のため、必要に応じて指定避難所の開錠・開設について、自主防災組織等の地域コミュニティを活用して行う。

(10) ホームレスの受入

指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

(11) 被災者支援の仕組みの整備

町は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

11 広域一時滞在に係る手順等の策定

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、災害発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を策定しておく。

12 その他

町は、平時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。

また、災害発生のおそれがある場合、保健所との連携の下、感染症の自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、自宅療養者等に対して必要な情報を提供するよう努めるものとする。

第11節 災害備蓄対策

[総務課]

災害時に必要な物資の備蓄は、自助・共助によることを基本とし、公助による備蓄は自助・共助による備蓄を補完する目的で行うものとする。

町は、公助による備蓄に限界があることから、防災関係機関と連携し、住民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、住民の災害への備えを向上させるよう努める。

1 自助・共助による備蓄

住民、自主防災組織、事業所等は、災害時に必要となる物資を備蓄する。

備蓄物資は、停電や断水でも使用可能な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄する。特に冬期間を考慮し、停電時でも使用可能な暖房器具、毛布を準備することや、備蓄食品は米等だけではなく調理不要な非常食及び調理器具等を準備する。

また、自動車を保有する者は、自動車へのこまめな満タン給油に努める。

(1) 家庭における備蓄

住民は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

(2) 自主防災組織における備蓄

自主防災組織は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

(3) 事業所等における備蓄

事業者等は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

また、従業員以外の施設利用者等に対する物資の備蓄についても配慮する。

2 公助による備蓄

町は、最大規模の被害想定を算定の基礎とし、被災者の避難生活に必要な食料・飲料水・生活必需品・ブルーシート・土のう袋・感染症対策用品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心として備蓄する。

(1) 町は、住民の備蓄物資が被災し、使用できないことを想定し、被災者の避難生活に必要な物資を幅広く備蓄する。

また、避難所運営に必要な資機材を備蓄する。

(2) 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録等に努める。

(3) 平時から災害時応援協定を締結した民間事業者等の連絡先の確認を行うとともに、訓練等を通じて、要請手続、物資の備蓄状況及び運送手段等の確認を行うよう努める。

第12節 要配慮者安全確保対策

[介護福祉課]

風水害等の災害に備えて、地域住民の中でも特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者を保護するため、要配慮者の支援体制の整備、避難行動要支援者名簿の作成及び運用、個別避難計画の作成及び運用、要配慮者利用施設の安全性の確保等に努めるものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 要配慮者の支援体制の整備等

(1) 要配慮者に関する防災知識の普及

町等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して要配慮者の安全確保に関する普及啓発活動に努める。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障がい者に配慮し、障がいの内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。

(2) 高齢者の避難行動への理解促進

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

(3) 要配慮者の支援方策の検討

町等防災関係機関は、被災した要配慮者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(4) 要配慮者に対する広域的な福祉支援ネットワークの構築

町社会福祉協議会は、県及び県社会福祉協議会等関係団体と連携し、災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となった広域的な福祉支援ネットワークを構築するよう努める。

(5) 指定避難所における連絡体制等の整備

町は、指定避難所における要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、指定避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等に努める。

(6) 応急仮設住宅供給における配慮

町は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障がい者の優先的入居及び高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。

(7) 防災訓練における要配慮者への配慮

防災関係機関は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の構築につながるよう努める。

2 避難行動要支援者名簿の作成及び運用

(1) 名簿の作成

町は、地域に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自

ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。

また、町は、本計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。

ア 名簿に記載する事項は次のとおりとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする理由
- (キ) その他避難支援等の実施に関して町長が必要と認める事項

イ 名簿を作成するための方法・手順は次のとおりとする。

- (ア) 名簿に登載する者の範囲は、町長が別に定める。
- (イ) 名簿作成に関する関係課の役割は次のとおりである。
 - a 介護福祉課：名簿作成
 - b 町民生活課：戸籍等の情報提供
- (ウ) 名簿作成に必要な情報の入手方法は次のとおりである。
 - a 氏名、生年月日：戸籍
 - b 性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由：町職員等による訪問調査

ウ 名簿を作成するに当たり、町長は、知事その他の関係機関に対して情報の提供を求めることができる。

(2) 関係機関への名簿の提供

町は、避難支援等に携わる関係者として、板柳消防署、板柳町消防団、弘前警察署、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(3) 名簿の定期的な更新及び適切な管理

町は、避難行動要支援者名簿について、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討する。その際、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

3 個別避難計画の作成及び運用

(1) 計画の作成

町は、本計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

(2) 計画の定期的な更新及び適切な管理

個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討する。その際、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(3) 被災者支援業務の迅速化・効率化

町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(4) 関係機関への計画の提供

町は、本計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合は、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

(5) 計画に係る各種体制の整備

町は、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努めるものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(6) 計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(7) 地区防災計画との整合

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

4 要配慮者利用施設の安全性の確保等

(1) 安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の防災性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。

(2) 計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

また、浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

(3) 連絡体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

(4) 平時からの連携

要配慮者利用施設の管理者は、平時から町、防災関係機関、福祉関係者及び近隣住民等との連携を密にし、災害時における要配慮者の避難生活環境や避難誘導體制の整備を進める。

(5) 防災訓練の実施、指導等

浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するものとする。

(6) 自治体による定期的な確認

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第13節 防災ボランティア活動対策

[総務課、介護福祉課、教育委員会]

風水害等の災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平時からの防災ボランティア活動の支援体制の整備を図るものとする。

1 関係機関の連携・協力

町及び町社会福祉協議会等関係機関は、平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、災害時の防災ボランティアとの連携について検討する。

特に、近隣市町村及び市町村社会福祉協議会については、被災時の円滑な連携を行えるよう、平時からの交流に努める。

2 防災ボランティアの育成

町及び町教育委員会は県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部板柳分区、社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、NPO・ボランティア等に対し防災に関する研修、訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティアの育成を図る。

3 防災ボランティアコーディネーターの養成

防災ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動へ導くための重要な役目を担っており、そのため県、町、社会福祉協議会等関係機関は連携して、防災ボランティアコーディネーターの養成に努める。

4 防災訓練等への参加

町は、町教育委員会と協力して、町社会福祉協議会、日本赤十字社青森県支部へ防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、防災ボランティア受入等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う。

また、町、町社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、その他の地元で活動するボランティア団体等にも参加を働きかけるなど防災意識の高揚を図る。

5 ボランティア団体間のネットワークの推進

社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、平時から県、県教育委員会、町及び町教育委員会と連携し、登録ボランティア団体又はボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力関係を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築けるよう支援する。

6 防災ボランティア活動の環境整備

町等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部、町社会福祉協議会やNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する町社会福祉協議会との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結すること等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入や調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

また、町及び県は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第14節 災害廃棄物対策

[町民生活課]

風水害等の災害時において、住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心を確保するため、災害廃棄物の処理体制の整備等を図るものとする。

1 実施内容

- (1) 町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村や民間事業者等との連携、協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
- (2) 町は、国及び県等と連携して、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。
- (3) 町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。
- (4) 町は、国及び県等と連携して、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. W a s t e - N e t）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

第15節 文教対策

[教育委員会、介護福祉課]

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保するとともに、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を風水害等の災害から防護するため、防災組織体制の整備、防災教育、文教施設の不燃堅ろう構造化の促進等を図るものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

1 防災組織体制の整備及び防災に関する計画の策定

学校等は、災害予防、災害応急対策及び復旧等の防災活動に迅速かつ適切に対応するため、平時から災害に備えて職員の役割分担の明確化等を図ることにより、防災組織体制の整備を推進する。

また、施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校等における安全に関する事項をとりまとめた防災に関する計画（学校安全計画等）を策定し、その周知徹底を図る。

2 防災教育の実施

学校等における防災教育は、安全教育の一環として様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動をとれるよう、各教科・道徳（小・中学校）での安全に関する学習、特別活動の学級（ホームルーム）活動及び学校行事等の学校等の教育活動全体を通じて、児童生徒等の発達段階や配慮すべき特性等を考慮しながら適切に行う。

(1) 教科等における防災教育

社会、理科、保健、家庭科等の教科を通じて、自然災害の発生の仕組み、防災対策や災害時の正しい行動及び災害発生時の危険等についての教育を行う。

また、総合的な学習の時間等における自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等を通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(2) 学校等の行事としての防災教育

児童生徒等及び職員一人一人の防災意識の高揚のため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、災害時のボランティア経験者の講話、避難訓練の実施及び県、町が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を実施する。

(3) 職員に対する防災研修

職員の防災意識の高揚及び防災教育に関する指導力の向上のため、施設の立地条件等を踏まえた災害予防、避難行動や指定避難所開設等の災害応急対策、防災教育の指導内容等に関する研修を行い、災害時の職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

3 防災マニュアルの作成及び訓練の実施

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に迅速かつ的確な行動をとれるよう、学校防災マニュアルを作成するとともに、訓練を実施する。

- (1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮の上、避難の場所、経路、時期及び誘導、その指示、伝達の方法並びに保護者との連絡・引渡しの方法等を示したマニュアルを作成し、その周知徹底を図る。マニュアルの作成に当たっては、関係機関との連携を密にして専門的立場から指導・助言を受ける。
- (2) 訓練は、実践的な想定に基づき行う。学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。特に、水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (3) 訓練実施後は、評価を実施し、必要に応じマニュアルを修正する。

4 登下校の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平時から児童生徒等及び保護者への周知を図る。

(1) 通学路の安全確保

- ア 通学路については、警察署、消防機関及び地元関係者等と連携をとり、学区内の危険箇所を把握して点検を行う。
- イ 平時の通学路に異常が生じる場合に備え、あらかじめ緊急時の通学路を設定する。
- ウ 異常気象及び災害時における通学路の状況を把握するための計画をあらかじめ定める。
- エ 児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり、確認する。

(2) 登下校等の安全指導

- ア 異常気象及び災害時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。
- イ 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
- ウ 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

5 文教施設の不燃堅ろう構造化の促進

文教施設・設備等を災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅ろう構造化を促進する。また、校地等の選定、造成に当たっては、防災上必要な措置を講じる。

6 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量

を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

7 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取扱う学校等にあつては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取扱うとともに、災害時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

8 文化財の災害予防

町内には歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、文化財保護のための施設・設備の整備等の災害対策に努めるとともに文化財保護思想の普及徹底及び現地指導の強化を推進するよう努める。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況の下で文化財の維持管理に当たるものとし、県指定のものにあつては、県教育委員会の指示に従い管理するよう努める。

第16節 警備対策

[弘前警察署、総務課]

弘前警察署長は、風水害等の災害時における公共の安全と秩序を維持するため、災害警備体制の確立、災害警備用資機材の整備等を図るものとする。

1 実施内容

弘前警察署長は、災害の発生に備えて、町及び関係機関の協力を得ながら次の措置を行う。

(1) 危険箇所等の把握

災害の発生が予想される危険箇所、危険物貯蔵所、避難路、指定避難所の受入可能人数等を把握する。

(2) 災害警備訓練

警察職員に対して、災害警備に関する計画的な教育と災害警備訓練を実施するとともに、必要に応じて関係機関及び地域住民と協力して総合的な訓練を行う。

(3) 災害警備活動体制の確立

各種の災害時を想定し、町、防災関係機関、自主防犯組織、ボランティア組織等との協力体制を整備し、地域の実情を踏まえた最も効果的な災害警備体制を確立する。

(4) 災害警備用装備資機材等の整備

災害警備に必要な災害警備用装備資機材、交通対策用装備資機材及び通信用資機材等の整備充実に努めるとともに、定期的な点検を実施する。

(5) 災害警備用物資の備蓄

関係機関との連携を緊密にして、警備に当たる警察職員に係る医薬品及び食料品等の必要な物資を計画的に備蓄・管理する。

(6) 自主防犯組織に対する協力

地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に協力する。

(7) 防災意識の高揚

日頃から住民に対して、災害時における避難措置、危険物等の保安、犯罪予防、交通規制及びその他公共の安全と秩序の維持に関する広報活動を行うなど住民の防災意識の高揚を図り、災害時の混乱を未然に防止する。

第17節 交通施設対策

風水害等の災害時における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の整備と防災構造化を推進するものとする。

1 道路

[地域整備課]

(1) 道路・橋梁防災対策

道路管理者は、町道等の交通機能を拡充するとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれ大きい橋梁等の施設の整備と防災構造化を推進する。

緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(2) 道路啓開用資機材の整備及び計画の作成

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと深化を図るものとする。

(3) 協定の締結

発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。

2 鉄道

[総務課]

鉄道事業者は、災害時において人命の安全確保及び輸送の確保ができるよう次により施設の防災構造化、安全施設等の整備、施設の安全性の強化、応急復旧体制の整備等を図る。

(1) 施設の防災構造化

大雨による浸水あるいは盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施するほか、新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置を講ずるものとする。

(2) 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設を整備するものとする。

(3) 情報連絡設備の整備

各種情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うため、通信設備を整備するものとする。

第3章 災害予防計画

(4) 応急復旧体制及び資機材の整備

発災後の早期復旧を図るため、次の体制及び資機材を整備するものとする。

- ア 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- イ 消火及び救護体制
- ウ 復旧用資機材の配置及び整備

3 関連調整事項

[総務課]

陸上における交通施設について、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講じるよう考慮する。

第18節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

風水害等の災害による電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の被害を未然に防止するため、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、必要な措置を講じるものとする。

1 電力施設

[総務課]

電力供給事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 電力設備の災害予防措置

次の災害予防措置を講じる。

ア 送電設備

架空電線路については、洗掘などの起こるおそれのある箇所について擁壁等を設置するとともに、これらの地域への設置は極力避ける。また、地中電線路については、ケーブルヘッド位置の適正化等を実施する。

また、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向け、関係機関が連携を拡大する。

イ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所については、床面のかさ上げ、ケーブルダクトの密閉化等の対策を講じる。

ウ 配電設備

沈下等災害発生危険地域については、基礎の補強等を行うとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。

(2) 防災業務施設及び設備の整備

次の施設及び設備を整備する。

ア 観測、予報施設及び設備

イ 通信連絡施設及び設備

ウ 水防、消防に関する施設及び設備

エ その他災害復旧用施設及び設備

(3) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 資機材等の確保

災害に備え、平時から復旧用資機材、工具、消耗品等を確保する。

イ 資機材等の輸送

資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船艇等の輸送力を確保する。

ウ 資機材等の整備、点検

資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

エ 資機材等の仮置場

町は、管理する公共用地等の提供など、電力供給事業者による非常事態下での用地確保に協力するものとする。

(4) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的な電気工作物の巡視点検（災害発生につながるおそれがあるものは特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物等の調査を行い、感電事故を防止するほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

(5) 広報活動

ア 公衆感電事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故を未然に防止するため、住民に対し広報活動を行う。

イ PRの方法

公衆感電事故防止PRについては、平時からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成・配布し認識を深める。

ウ 停電関連

病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

2 ガス施設

[総務課]

ガス供給事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努めるものとする。

(1) ガス施設の災害予防措置

風水害等の災害時におけるガス供給の確保とガスによる二次災害の防止のため、次の対策を講じる。

ア 定期点検

ガス施設の定期点検を行い、技術基準に適合するよう維持する。

イ 緊急操作設備の強化

製造設備及びガスホルダーには、発災時にガス送出・LPG流出の緊急遮断が行えるよう設備を整備する。

中圧導管には、ガスの遮断・放散を可能とする設備を整備する。

ウ LPG容器の転倒防止措置

LPG容器の転倒防止措置を徹底する。

(2) 応急復旧体制の整備

ア ガス漏えい通報に対する受付体制の整備

- イ 消防機関、警察署等との専用通信設備の整備及び協力体制の整備
- ウ 応急復旧動員体制の整備
- エ 応急復旧用資機材の整備
- オ 応急復旧を迅速に行うための低圧導管の地区別ブロック化の推進
- カ 保安無線通信設備の整備・拡充

(3) 広報活動

平時から需要家に対し、次の事項について周知を図る。

- ア ガス栓の閉止等、風水害等が発生した場合等にガス器具に関してとるべき措置の周知
- イ ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置の周知

3 上水道施設

[上下水道課]

水道事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 施設の防災対策の強化

災害を未然に防ぐため、施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災対策を強化する。

(2) 防災用施設・資機材の充実強化

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、連絡管の整備や緊急時給水拠点となる浄水場、貯水槽等の施設及び応急給水のための給水車、給水タンク、簡易水栓、ポリタンク、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材の充実強化を図る。

また、仮配管等の設置に備え、配管、バルブ等の水道資材の備蓄と民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。

(3) 非常時における協力体制の確立

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、工事施工者等、関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

4 下水道施設

[上下水道課]

下水道事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 施設、設備の充実強化

下水道施設・ポンプ施設の設置に当たっては、外部からの浸水、敷地内の排水に十分対策を講じるとともに、被災時に備えて予備機器の整備、受電設備の多回線化、非常用自家発電装置等の設置に努める。

(2) 防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資機材、車両等の確保体制を確立しておく。また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。

(3) 非常時における協力体制の確立

民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

5 電気通信設備

[総務課]

電気通信事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 長期防災対策の推進

平時から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するために、次の防災設計を実施する。

ア 豪雨、洪水のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

イ 豪雨又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐火又は耐雪構造化を行う。

ウ 倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向け、関係機関が連携を拡大する。

エ 通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

(2) 通信網の整備

電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の確保を図る。

ア 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化を推進する。

エ 主要な電気通信設備等について、必要な予備電源を設置する。

オ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 防災資機材の整備

災害応急対策及び災害復旧を実施するために必要な防災資機材の整備を図るとともに、緊急に必要と認められる資材及び物資については、事前に保管場所を指定し、備蓄する。

(4) 大規模災害時の通信確保対策

ア 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築を図る。

イ 常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

ウ 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう、利用者等に対して周知するよう努める。

エ 災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラフィックコントロールを行い、重要通信を確保する。

6 放送施設

[総務課]

放送事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 放送施設の防災対策及び二重化

被害の防止と災害時における放送機能の維持を図るため、アンテナ等の設置については、機械的に堅固な資材を使用するとともに、電氣的性能を監視する施設の整備を推進する。

また、放送機器は、現用機、予備機の2台方式を採用し、電波確保に万全を期する。

(2) 非常緊急放送体制の整備

緊急時に備え、送信系統の変更等を含め、非常緊急放送体制を整備しておく。

(3) 防災資機材の整備

災害応急、復旧対策に必要な資機材の整備・備蓄を図る。

第19節 水害予防対策

[総務課、地域整備課、産業振興課]

水害を防止し、又は被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、河川の維持管理、気象・水象・地象等の観測体制の整備、住民への情報伝達体制の整備、避難体制の整備、水防資機材の整備、水防体制の整備等を図るものとする。

1 各種防災事業の総合的かつ計画的な実施

各種防災事業の実施に当たっては、他事業との調整を図る。

- (1) 河川防災対策事業
- (2) 農地防災対策事業
- (3) 都市防災対策事業

2 河川の維持管理

治水施設の計画的整備を推進するとともにその適正な管理を図る。

なお、河川の現況及び整備計画については第3章第5節「防災事業」による。

(1) 河川巡視の実施

河川巡視員並びに河川管理関係職員が常時河川巡視を行い、出水期における危険箇所の発見及び河川の不法使用等を取り締まり、河川の維持管理を図る。

(2) 河川管理施設の管理

河川管理施設、その他災害を防止し、又は被害を軽減する施設の維持管理を徹底するため、次の措置を講じる。

ア 構造の安全確保

河川管理施設は、水位、流量、地形、地質、河川の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、安全を確保するため各施設の耐震性を向上させるなどの強化措置を講じる。

イ 維持管理

次の河川管理施設の操作規則を定め、その維持管理の徹底を図る。

- (ア) 洪水を調節する施設
- (イ) 洪水を分量させる施設
- (ウ) 治水上特に重要な内水排除施設又は高潮等の防止若しくは流水調節施設

ウ その他

出水時に円滑な水防活動を実施するため日頃から河川管理上支障をきたす違法駐車、放置車両に対し、関係機関と協力し、必要な措置を講じる。

(3) 河川の維持規制

河川の流水、流量、深浅等河川に影響を及ぼす次の行為を規制し、河川の維持管理の徹底を図る。

ア 流水及び河川区域内の土地の占用

イ 河川区域内の土石の採取又は掘削、工作物の構築等

ウ 河川における竹木等の流送

(4) 水防拠点等

河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて河川管理用進入路、水防拠点等の施設の整備に努める。

3 気象、水象等の観測体制の整備

災害時はもとより、常時河川の状況を把握し、緊急時に備えるため、必要な箇所に雨量、水位、流量、風等の観測施設を設置して観測を行う。

また、河川水位等の予測のため、最新の資料・技術等を活用した予測システムの開発・実用化を図る。

4 情報収集、連絡体制の整備

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、FAX等を整備するとともに、情報通信網の多ルート化を図る。

また、関係機関等の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るとともに、リアルタイムで整理、提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模水害減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

5 住民への情報伝達体制の整備

災害に係る気象警報（特別警報を含む）・注意報及び気象情報等、避難指示等を迅速かつ的確に伝達するため、避難指示等発令基準を明確化するとともに、情報伝達体制を確立し、町防災行政無線等の整備を図る。特に、水防危険箇所周辺の住民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。

また、住民から町等防災関係機関への災害情報の連絡通報体制を確立する。

6 水防資機材の整備

第3章第3節「防災業務施設・設備等の整備」による。

7 水防計画の作成

次の事項に留意し水防計画を作成する。

- (1) 水防活動組織の確立
- (2) 河川施設の管理
- (3) 水防施設及び水防資機材の整備
- (4) 気象、水象の観測及び警報等の活用
- (5) 重要水防箇所等
- (6) その他水害を予防するための措置

8 浸水想定区域等

- (1) 町は、国土交通大臣又は知事による洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、本計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方式、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- (2) 町は、浸水想定区域に高齢者、障がい者等、要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）があるときは、本計画にこれらの名称及び所在地を定め、また、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。
- (3) 町長は、本計画において定められた事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- (4) 町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- (5) 町は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- (6) 町は、住民自ら地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。

ア 浸水想定区域

岩木川浸水想定区域、浅瀬石川浸水想定区域及び十川浸水想定区域は資料に記載。

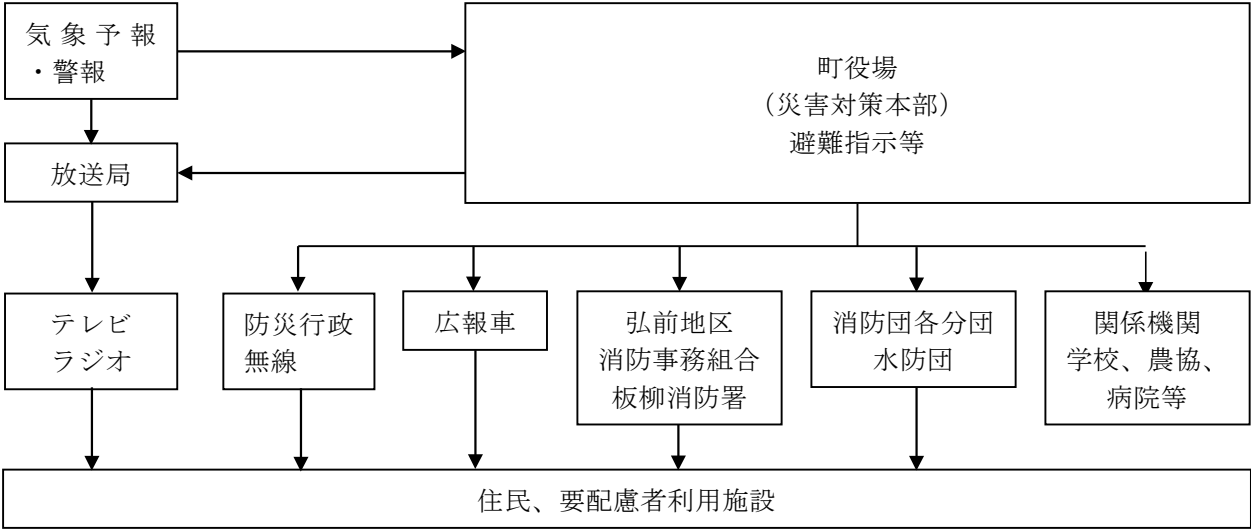
イ 要配慮者利用施設

岩木川浸水想定区域、浅瀬石川浸水想定区域及び十川浸水想定区域内における、洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者が利用する施設は資料に記載。

ウ 洪水予報等の伝達方法

岩木川浸水想定区域、浅瀬石川浸水想定区域及び十川浸水想定区域における洪水予報等の伝達方法については以下のとおり。

■ 洪水予報等伝達方法



エ 指定避難所及び指定緊急避難場所

岩木川浸水想定区域、浅瀬石川浸水想定区域及び十川浸水想定区域において洪水被害が発生するおそれがある場合又は内水浸水想定区域において雨水出水被害が発生するおそれがある場合は、当該区域における住民及び要配慮者利用施設の利用者を次の場所に避難させる。

■ 指定緊急避難場所

(令和6年10月1日現在)

No.	施設・場所名	住所	管理 担当 連絡先	対象とする異常 な現象の種類		指定避難所と の重複	想定 収容 人数
				洪水	内水 氾濫		
1	板柳町福祉センター	板柳町大字板柳 字土井239-3	0172- 73-2111	●	●	●	206人
2	板柳町ふるさとセンター	板柳町大字福野田 字本泉34-6	0172- 72-1500	●	●	●	324人
3	板柳町多目的ホール あぷる	板柳町大字灰沼 字岩井61	0172- 72-1800		●	●	734人
4	板柳町老人憩いの家	板柳町大字灰沼 字岩井61	0172- 72-0965		●	●	198人
5	板柳町公民館	板柳町大字福野田 字実田11-7	0172- 72-1161	●	●	●	1,298人
6	旧板柳高等学校	板柳町大字太田字 西上林46	0172- 72-1800	●	●	●	3,192人
7	板柳中学校	板柳町大字三千石 字五十嵐103	0172- 73-3105	●	●	●	2,468人
8	板柳北小学校	板柳町大字赤田 字田川13	0172- 73-2344	●	●	●	2,388人
9	板柳南小学校	板柳町大字辻 字岸田75-1	0172- 73-3309	●	●	●	2,090人

第3章 災害予防計画

No.	施設・場所名	住所	管理 担当 連絡先	対象とする異常 な現象の種類		指定避難所と の重複	想定 収容 人数
				洪水	内水 氾濫		
10	小阿弥小学校	板柳町大字大俵 字富永39-2	0172- 77-2910	●	●	●	1,758人
11	板柳東小学校	板柳町大字常海橋 字稲葉197-21	0172- 77-2113	●	●	●	1,174人
12	いたや町集会所	板柳町いたや町 1丁目40	0172- 72-0958	●	●	●	140人
13	広栄町集会所	板柳町大字千石 字木賊72-1	0172- 73-2111		●	●	86人
14	石野構造改善センター	板柳町大字石野 字大柳11-4	0172- 73-2111	●	●	●	124人
15	野中町民会館	板柳町大字野中 字若松41-5	0172- 73-2111	●	●	●	172人
16	飯田会館	板柳町大字飯田 字村元17-1	0172- 75-2939		●	●	206人
17	横沢会館	板柳町大字横沢 字東宮元2-1	0172- 73-2111		●	●	172人
18	太長会館	板柳町大字太田 字前橋28-2	0172- 73-5177	●	●	●	150人
19	深味会館	板柳町大字深味 字深宮35-2	0172- 73-2275	●	●	●	124人
20	大俵会館	板柳町大字大俵 字和田247-1	0172- 77-3965	●	●	●	138人
21	高増会館	板柳町大字高増 字前田70-1	0172- 77-3722	●	●	●	168人
22	柏木会館	板柳町大字柏木 字片田野69-2	0172- 73-2111	●	●	●	142人
23	牡丹森会館	板柳町大字牡丹森 字鴨泊221	0172- 77-3953	●	●	●	142人
24	狐森会館	板柳町大字狐森 字宮田76-3	0172- 77-3737	●	●	●	134人
25	日新構造改善センター	板柳町大字大俵 字和田392-9	0172- 77-2879	●	●	●	102人
26	滝館会館	板柳町大字滝井 字西田19-1	0172- 77-3951		●	●	146人
27	下常海橋会館	板柳町大字常海橋 字松枝53	0172- 77-3959		●	●	148人
28	沿川北部多目的 研修センター	板柳町大字夕顔関 字西田178	0172- 77-3720		●	●	210人
29	五林平町民会館	板柳町大字五林平 字前橋1	0172- 77-3952	●	●	●	146人

※想定収容人数は、1人当たり1㎡を想定

オ 住民に対する周知

町長は、上記で定められた浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称、所在地、洪水予報

の伝達方法、避難所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

9 水防訓練

町は毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体が連携した水防訓練を行う。

第20節 風害予防対策

[総務課、地域整備課、産業振興課]

風害を防止し、又は被害の拡大を防止するため、住民への情報伝達体制等の整備、防災知識の普及、道路交通の安全確保、建築物等災害予防並びに電力施設及び電気通信設備に係る災害予防対策の強化を図るものとする。

1 住民への情報伝達体制の整備

- (1) 町は、強風時においても災害に係る気象予報・警報等を迅速かつ的確に住民に伝達できるよう、情報伝達体制を確立するとともに、町防災行政無線等の整備を図る。
- (2) 町は、停電又は通信途絶等による社会不安除去のため、電力・電気通信等の事業を行う防災関係機関の協力を得て、復旧状況、復旧見通し等の情報を直接又は報道機関を通じて適切に住民に提供できる体制の強化に努める。

2 防災知識の普及

町等防災関係機関は、第3章第7節「防災教育及び防災思想の普及」によるほか、機会あるごとに風害に関する防災知識の普及を図る。

なお、主な普及内容は次のとおりとする。

- (1) 強風時の生命、身体の安全の確保に関すること
- (2) 農作物等の防風対策に関すること
- (3) 被害を受けた農作物等に対する応急措置に関すること

3 道路交通の安全確保

道路管理者及び弘前警察署長は、強風や飛来物により信号機等が被害を受けた場合でも道路交通の安全が確保できる体制を確立しておく。

4 建築物等災害予防

防災関係機関は、風害防止のため以下の予防対策を実施するものとする。

- (1) 学校、医療機関等の応急対策上重要な施設及び不特定多数の者が使用する施設の防災性の確保を図る。
- (2) 住宅等建築物の防災性を確保するため、県と連携し建築基準法等の厳守を指導する。
- (3) 強風による落下物の防止対策を図る。
- (4) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するとともに、企業等の自発的な取組を促進する。

5 電力施設及び電気通信設備災害予防対策の強化

電力・電気通信等の事業者は、強風時においても電力供給あるいは通信の確保ができるよう、強風等による設備の破損防止のための対策を充実強化するものとする。

第21節 火災予防対策

[総務課、教育委員会、弘前地区消防事務組合]

火災の発生を未然に防止し、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、建築物の防火対策の推進、防火思想の普及及び消防体制の充実強化等を図るものとする。

1 建築物の防火対策の推進

(1) 建築物の不燃化

公共建築物は原則として耐火建築とし、その他の建築物についても、町は不燃及び耐火建築の推進を指導する。

(2) 防火管理体制の確立

消防機関は、病院、宿泊施設等の防火対象物に対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び防災性を有する物品の使用を指導するとともに、自主的な防火管理体制を確立させる。

(3) 消防用設備等の設置及び維持管理の徹底

消防機関は、火災から人命を保護するため、防火対象物に対する消防用設備等の適正な設置及び維持に係る指導を徹底する。

(4) 予防査察指導の強化

消防機関は、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物製造所等に対し、計画的かつ継続的に予防査察を実施するとともに、消防法令に違反しているものに対しては、改善の指導、勧告を行い、悪質なものには、改善命令、告発等の措置を行い、火災予防を徹底する。

また、一般家庭に対しても、火災予防運動期間等を利用し、住宅防火診断等を実施して、地域住民に町火災予防条例等の周知徹底を図る。

2 防火思想の普及

(1) 一般家庭に対する指導

ア 消防機関は、出火危険箇所の発見と火気を使用する設備・器具の正しい取扱について指導するとともに住宅用火災警報器の設置を推進するほか、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱等について指導する。

また、パンフレット、刊行物等により火災防止、初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及徹底を図る。

イ 消防機関は、火災予防運動及び建築物防災運動などの火災予防に関する諸行事を通じて広く住民に対し防火思想の普及徹底を図る。

(2) 学校及び教育研究機関の実験室、薬局等に対する指導

学校及び教育研究機関の実験室、薬局等における薬品類は、落下等により発火、爆発の危険性を有していることから、消防機関は、当該機関における危険物容器の転落防止について指導する。

(3) 民間防火組織の育成指導

消防機関は、防火思想の普及を図るため、次の民間防火組織を育成指導する。

- ア 火災予防の知識を習得させ出火防止を図るとともに、地域住民の防火防災意識の高揚を図るため、女性（婦人）防火クラブを育成指導する。
- イ 少年少女に対し、防火に関する知識を習得させ、学校及び家庭における出火防止を図るため、少年消防クラブを育成指導する。
- ウ 幼年者に対し、正しい火の取扱や防火に関する知識を習得させるため、幼年消防クラブを育成指導する。

3 消防体制の充実・強化

(1) 消防計画の作成

消防機関は、具体的実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制の計画的、総合的な充実強化を図る。

(2) 消防力の充実強化

消防機関は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」により、消防機械器具及び消防水利施設等の整備充実を図る。なお、大規模災害に対処するため、木造家屋密集地、指定避難所等優先順位を考慮して貯水槽等の消防水利の整備促進を図るほか、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等、消防水利の多様化を図るとともに、適正な配置に努める。

また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

4 火災予防措置の徹底

消防機関は、火災予防上危険があると認められる気象通報があったときは、次の措置を講じ、住民の火災に対する注意を喚起する。

(1) 火災警報の発令

発令基準は、第4章第1節「気象予報・警報等の収集及び伝達」による。

(2) 火の使用制限行為の周知徹底

火災警報発令下においては、住民に対し、次の事項を遵守するよう周知徹底する。

- ア 河川敷、原野等において火入れをしないこと
- イ 煙火を消費しないこと
- ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと
- エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品、その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
- オ 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること
- カ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと
- キ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて町長が指定した区域内で喫煙をしないこと

5 文化財に対する火災予防対策

町教育委員会は、関係機関の協力を得て、文化財の所有者又は管理者若しくは管理団体に対して、火災予防対策の強化を指導、助言する。

第22節 複合災害対策

[総務課、弘前地区消防事務組合]

風水害、地震、火山災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実させるものとする。

1 実施内容

- (1) 町、防災関係機関等は、災害応急対策に当たる要員、資機材等の投入判断について、あらかじめ複合災害を想定しておくとともに、外部からの支援を早期に要請するようマニュアル等の整備に努める。
- (2) 様々な複合災害を想定した図上訓練の実施結果を踏まえてマニュアル等を見直すこととする。

第4章 災害応急対策計画

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害の発生を防御し、又は災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等は以下のとおりとする。

なお、災害が発生するおそれがある段階で、国の災害対策本部が設置され、災害救助法が適用となった場合には、知事が必要な救助を行うこととなることから、町長は、県との連携を密にするものとする。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

雪害、事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。

第1節 気象予報・警報等の収集及び伝達

防災活動に万全を期するため、以下のとおり災害発生に関係ある気象予報・警報等の収集及び伝達を迅速かつ適切に実施するものとする。

1 実施責任者

- (1) 町長は、法令及び本計画の定めるところにより、災害に関する予報、警報等を関係機関、住民その他関係ある公私の団体に伝達しなければならない。
- (2) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長、消防職員、警察官に通報しなければならない。

2 気象予報・警報等の収集

(1) 警戒レベルを用いた防災情報

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれることから、避難指示等の発令基準に活用する各種情報については、警戒レベル相当情報として発表し、警戒レベルとの関連を明確

化する。

■ 防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報 氾濫発生情報 危険度分布 「災害切迫」 (黒)	地元の自治体が警戒レベル5 緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。 何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保して下さい。	警戒レベル5 相当
危険度分布 「危険」(紫) 氾濫危険情報	災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をして下さい。	警戒レベル4 相当
洪水警報 危険度分布 「警戒」(赤) 氾濫警戒情報	地元の自治体が警戒レベル3 高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりして下さい。	警戒レベル3 相当
危険度分布 「注意」(黄) 氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認して下さい。	警戒レベル2 相当
大雨注意報 洪水注意報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認して下さい。	警戒レベル2
早期注意情報 (警報級の可能性) 注：大雨に関して、 [高]又は[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めて下さい。	警戒レベル1

※キキクル：大雨による災害発生の危険度の高まりを地図上で確認できる「危険度分布」の愛称

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに明示されて、県内の市町村ごとに発表される。

また、低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。P112に「■ 青森県の警報・注意報発表区域図」を示す。

ア 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の概要は次のとおりである。

種類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪等が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

イ 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類と概要は次のとおりである。

警報・注意報の種類		概 要
特 別 警 報	大 雨 特 別 警 報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大 雪 特 別 警 報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴 風 特 別 警 報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴 風 雪 特 別 警 報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警 報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。
注 意 報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそ

警報・注意報の種類		概 要
		れがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想された場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがあるとときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

■ 特別警報の具体的な発表基準

現象の種類	基 準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表が判断される。

■ 警報・注意報の具体的な発表基準

(令和6年5月23日現在)

発表官署 青森地方気象台

板柳町	府県予報区			青森県
	一次細分区域			津軽
	市町村等をまとめた地域			北五津軽
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	12
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	—
	洪水	流域雨量指数基準		
		複合基準＊1		—
		指定河川洪水予報による基準	岩木川〔上岩木橋・幡龍橋〕、平川下流〔百田〕、青森県岩木川水系 十川〔五林平〕	
	暴風	平均風速	18m/s	
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ35cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	97	
	洪水	流域雨量指数基準		
		複合基準＊1		岩木川流域＝（5, 19.4）
		指定河川洪水予報による基準	岩木川〔上岩木橋・幡龍橋〕、青森県岩木川水系 十川〔五林平〕	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	実効湿度67％、このほか県内気象官署の風速、最小湿度など考慮する		
	なだれ	①山沿いで24時間積雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：最低気温が-8℃以下のとき （ただし前日の最高気温が-3℃以下、又は0℃以下が2日以上継続）＊2		
	霜	早霜、晩霜期におおむね 最低気温 2℃以下 （早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）		
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm		

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表している。

*2 冬期の気温は青森地方気象台、むつ特別地域気象観測所、八戸特別地域気象観測所、深浦特別地域気象観測所の値。

■ 警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“—”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続

続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(参考) 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>) を参照。

(参考) 流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>) を参照。

(参考) 表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html>) を参照。

ウ 水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報・注意報の種類及び概要は、次のとおりであり、一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

エ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

■ キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況。警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況。警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：土砂災害への警戒が必要な状況。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

種 類	概 要
	・「注意」（黄）：土砂災害への注意が必要な状況。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：重大な浸水害が切迫。浸水害がすでに発生している可能性が高い状況。警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：重大な浸水災害が発生する可能性が高い状況。警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：側溝や下水が溢れ、道路がいつ冠水してもおかしくない状況。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：周囲より低い場所で側溝や下水が溢れ、道路が冠水するおそれがある状況。警戒レベル2に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりを、地図上で河川の流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：重大な洪水災害が切迫。洪水災害がすでに発生している可能性が高い状況。警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：重大な洪水災害が発生する可能性が高い状況。警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：洪水災害への警戒が必要な状況。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：洪水災害への注意が必要な状況。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

オ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（津軽、下北、三八上北など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（津軽、下北・三八上北など）で発表される。大雨、高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

■ 青森県の警報・注意報発表区域図



＊「津軽」、「下北」、「三八上北」はそれぞれ一次細分区域を示す。

これ以外の地域を表す囲み文字は、「市町村等をまとめた地域」を示す。

■ 細分区域名

府県予報区 (担当気象官署)	一次細分区域名	市町村等をまとめた 地域の区域名	二次細分区域名
青森県（青森地方気象台）	津軽	北五津軽	板柳町

注）警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある

カ 青森県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。

対象とする現象により、台風、大雨、大雪、暴風（雪）、雷、乾燥、低温、高温、長雨、少雨、梅雨、黄砂などの情報がある。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する青森県気象情報」が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの青森県気象情報が発表される場合がある。

キ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）、又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川

の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

青森県の雨量による発表基準は、1時間90ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

ク 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位で気象庁から発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

ケ 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。岩木川、平川下流については、青森河川国道事務所と青森地方气象台、十川については、青森県と青森地方气象台から共同で下表の標題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

■ 指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(3) 気象予報・警報等の伝達

ア 仙台管区気象台及び青森地方気象台は、気象警報等を発表した場合は、県、県警察本部、消防庁、東日本電信電話株式会社、青森河川国道事務所、日本放送協会青森放送局、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。

ただし、東日本電信電話株式会社への伝達は特別警報及び警報に限る。

イ 県は、青森県防災情報ネットワークにより、速やかに県の出先機関、町及び弘前地区消防事務組合消防本部に伝達する。特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに町へ伝達する。県警察本部においても、関係市町村に伝達するよう努める。

ウ 東日本電信電話株式会社は、特別警報及び警報を各支店、関係市町村に伝達する。

エ 青森河川国道事務所は、青森地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。

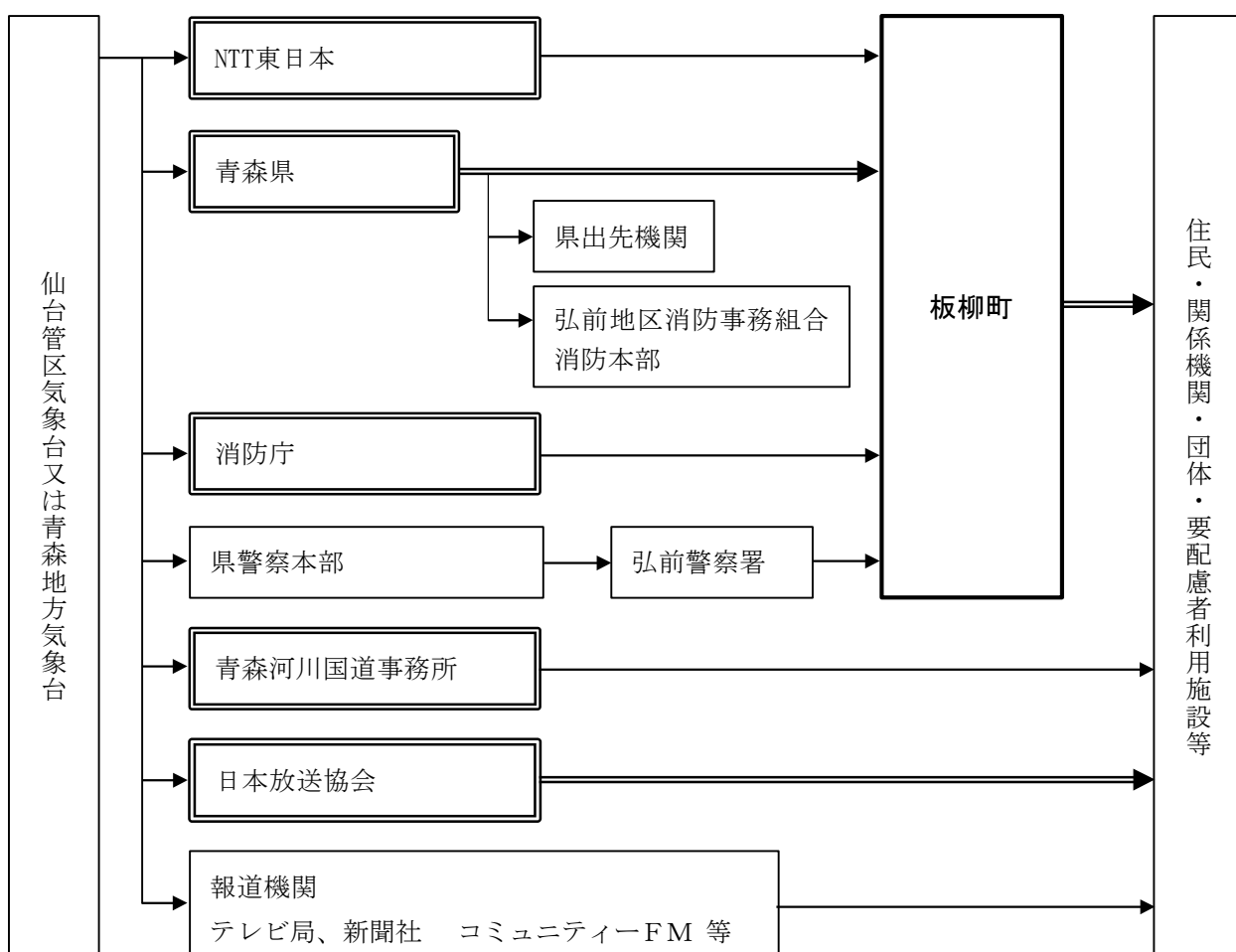
オ 放送機関は、県民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。

カ その他の機関にあつては、それぞれの災害担当業務に応じ適切な措置を講じる。

キ 町は、必要に応じ、直ちに住民及び関係する公私の団体に周知する。特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む。）及び広報車等により住民へ周知する。

ク 県及び町は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等の管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等の活用により、伝達手段の多重化、多様化を図る。

■ 気象予報・警報・情報伝達系統図



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び15条の2によって、特別警報の通知^注しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

3 岩木川及び平川下流洪水予報の発表及び伝達

(1) 洪水予報の発表

東北地方整備局青森河川国道事務所と青森地方気象台は、次により岩木川、平川下流洪水予報を共同発表するものとする。

■ 洪水予報の種類等と発表基準

種類	標題	発表基準
「洪水警報(発表)」又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき ・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警戒解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に到達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(2) 洪水予報の予報区域及び水位の予報に関する基準観測所

予報区域名	水系名	河川名	区 域	洪水予報 基準観測所
岩木川	岩木川	岩木川	左岸 青森県弘前市大字鳥井野字川村8番地先から 右岸 青森県弘前市大字下湯口字青柳177番地先から 海まで	上岩木橋、幡 龍橋、五所川 原、繁田
平川下流	岩木川	平川	青森県弘前市大字撫牛子字橋本635番地先のJ R 奥 羽本線平川第1鉄橋 から岩木川合流点まで	百田

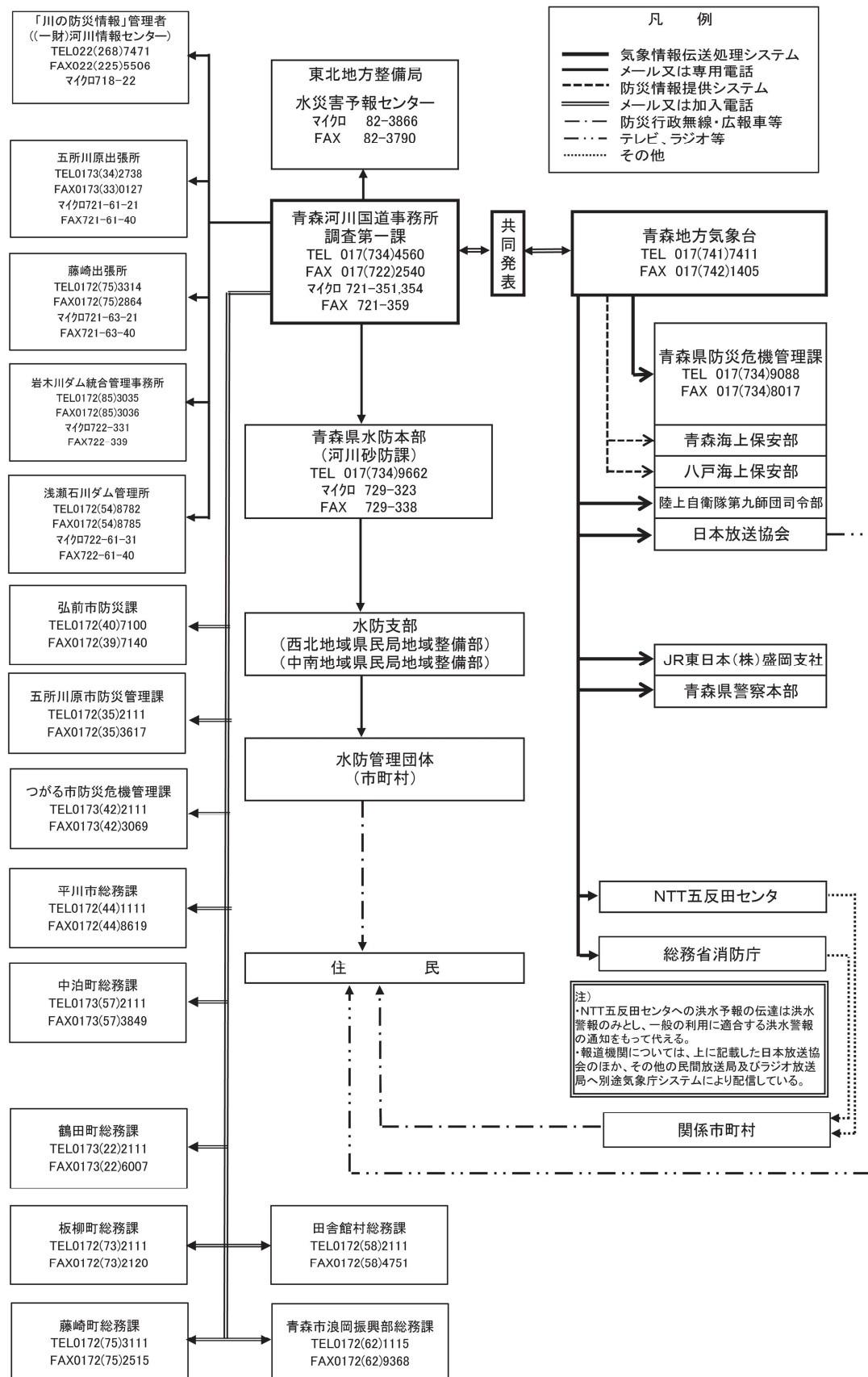
(3) 岩木川、平川下流の発表基準水位

水系名	河川名	洪水予報 基準点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
岩木川	岩木川	上岩木橋	40.4m	41.60m	42.60m	43.10m
		幡龍橋	13.00m	14.00m	16.10m	16.40m
		五所川原	1.50m	2.50m	5.30m	5.50m
		繁田	3.00m	4.00m	5.10m	5.20m
岩木川	平川下流	百田	1.20m	2.30m	4.80m	5.20m

(4) 岩木川、平川下流洪水予報の伝達

洪水予報は次の系統図により伝達する。

■ 岩木川及び平川下流洪水予報伝達系統図



4 十川洪水予報の発表及び伝達

(1) 洪水予報の発表

県土整備部河川砂防課と青森地方気象台は、次により十川洪水予報を共同発表するものとする。

■ 洪水予報の種類等と発表基準

種類	標題	発表基準
「洪水警報（発表）」又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に到達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(2) 洪水予報を行う河川及びその区域

水系名	河川名	洪水予報	左右岸の別	区 域
岩木川	十川	五林平	左岸	北津軽郡板柳町大字滝井字大沼82番地先の十川橋上流端から五所川原市字元町27番地先の岩木川合流点まで
			右岸	北津軽郡板柳町大字滝井字滝袋51番12地先の十川橋上流端から五所川原市字元町27番地先の岩木川合流点まで

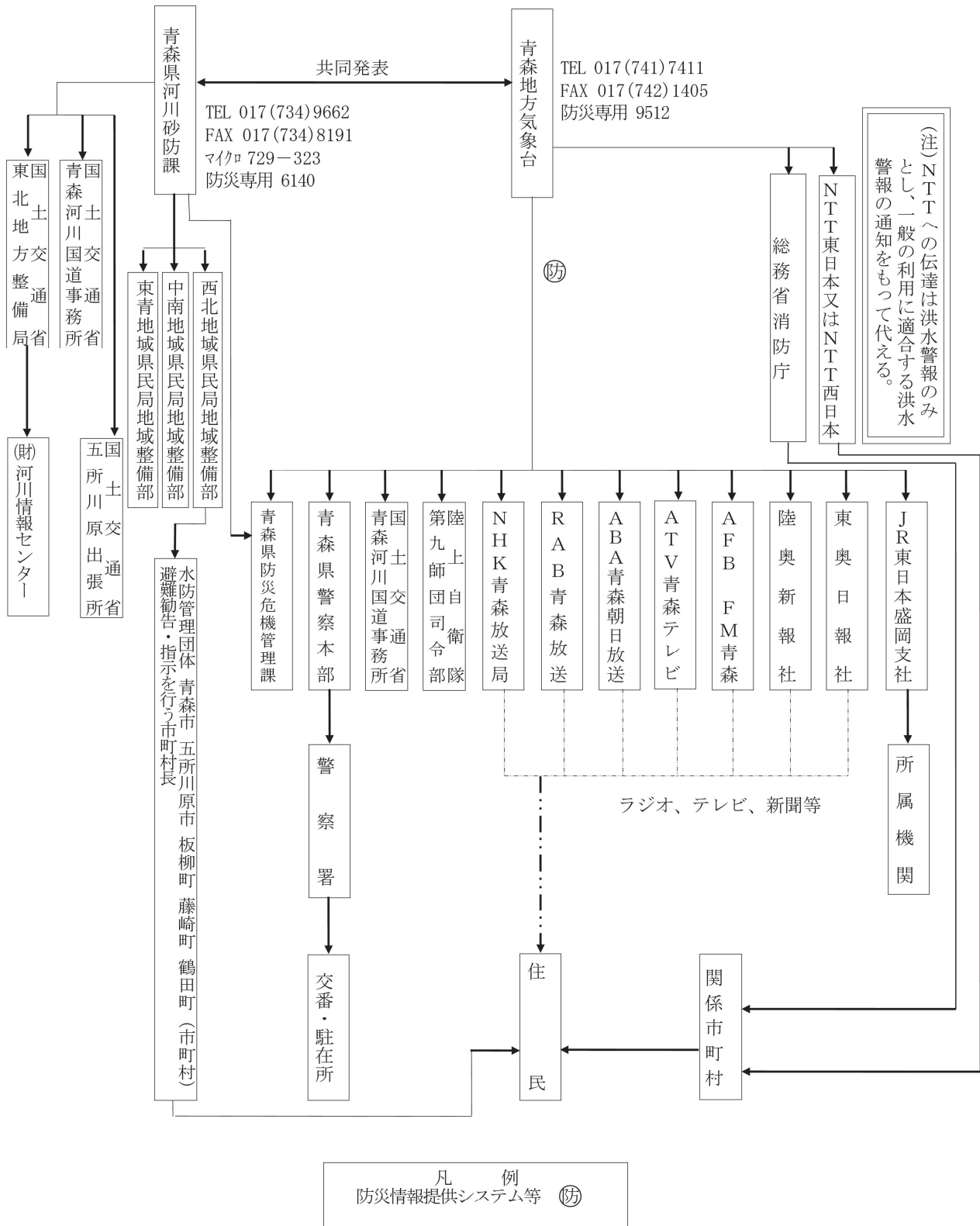
(3) 十川洪水予報の発表基準水位

水系名	河川名	洪水予報基準点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
岩木川	十川	五林平	11.00m	11.30m	12.80m	13.16m

(4) 十川洪水予報の伝達

洪水予報は次の系統図により伝達する。

■ 十川洪水予報伝達系統図



※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話

5 水位到達情報の周知及び伝達

(1) 水位到達情報の周知

国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な被害を生じるおそれのある河川を「水位周知河川」として指定し、避難等の目安となる「氾濫危険水位」及び「避難判断水位」を定め、当該河川の水位がこれに達したとき、また、避難判断水位を下回ったときは水防管理者（町長）に通知するとともに報道機関の協力を得て一般に周知する。

(2) 水位情報の通知、周知を行う河川及びその区域（国土交通省）

水系名	河川名	区 域
岩木川	岩木川小支川 浅瀬石川	朝日橋下流端から 平川合流点まで

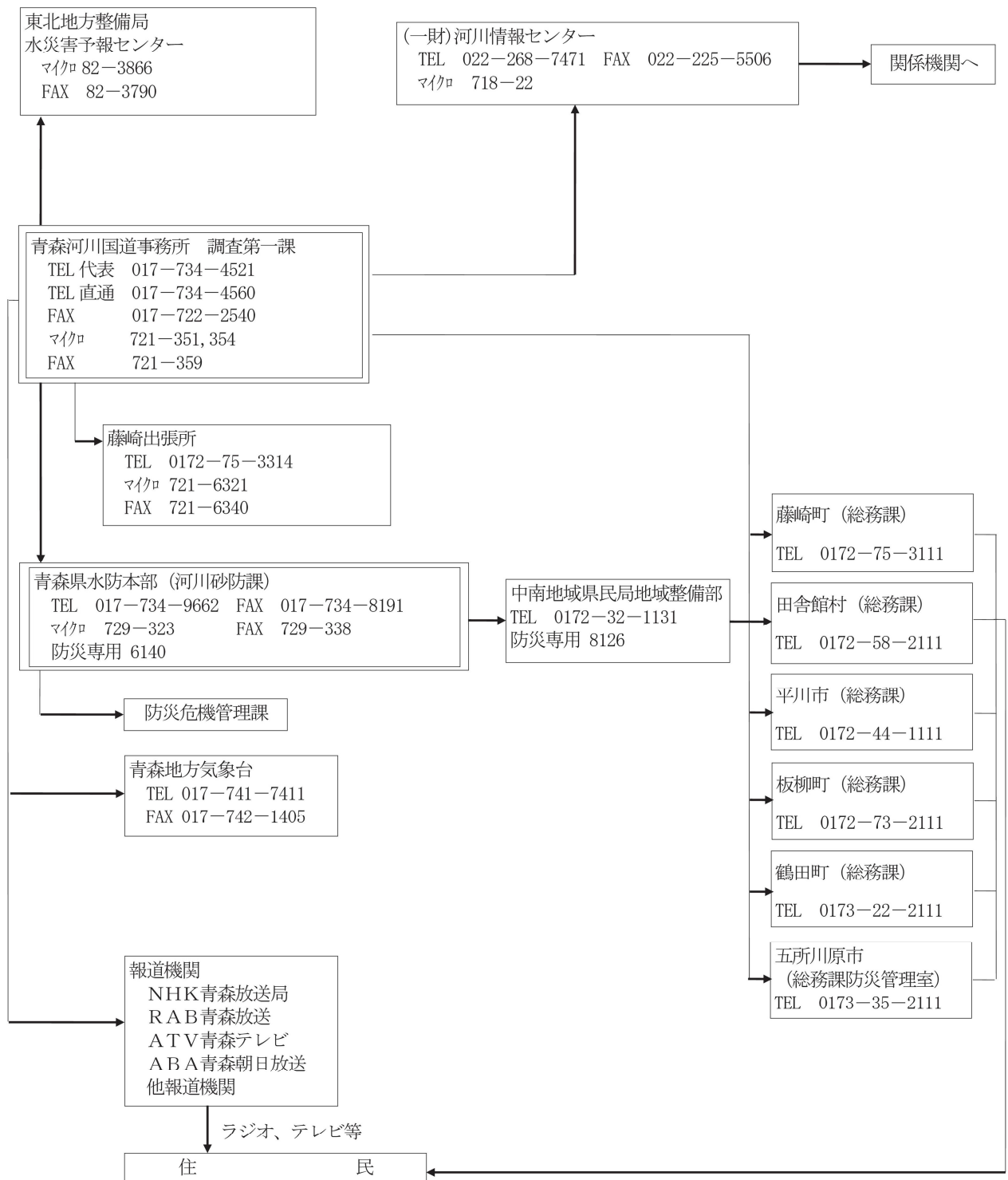
(3) 水位到達情報の発表基準水位

水系名	河川名	観測所名	避難判断水位	氾濫危険水位
岩木川	岩木川小支川浅瀬石川	百田(平川)	5.00m	5.40m

(4) 水位到達情報の伝達系統図

青森河川国道事務所より氾濫危険情報を受けた場合、及び県が指定した河川において水位到達情報（水防法に基づくはん濫危険情報を含む。）を発表した場合は、次の伝達系統図により伝達する。

■ 浅瀬石川氾濫危険情報伝達系統図



※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話

6 水防警報の発表及び水防指令の発令並びに伝達

(1) 水防警報の発表及び水防指令の発令

ア 水防警報の発表（国土交通省）

東北地方整備局（青森河川国道事務所）は、国土交通大臣が指定した河川に洪水による災害の起こるおそれのある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、水防警報を発表する。

(イ) 水防警報の種類

種類	内容	発表基準
待機	水防団の足留めを行う。	雨量・水位・流量その他の河川状況等により必要と認められるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	水位が「水防団待機水位」に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき。
出動	水防団員の出動を通知する。	水位・流量その他の河川状況等により「氾濫注意水位」を超え、又は超えるおそれがあり、なお増水が予想され出動の必要があると認められるとき。
解除	水防活動の終了を通知する。	水防作業の必要がなくなったとき。
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知する。	適宜

(イ) 水防警報を行う河川及びその区域（国土交通省）

水系名	河川名	左右岸の別	区 域	
岩木川	岩木川 幹川	左岸	青森県弘前市大字鳥井野字川村8番地先	から海まで
		右岸	〃 弘前市大字下湯口字青柳（上岩木橋）177番地先	
	岩木川 支川 平川	左岸	青森県弘前市大字撫牛子字橋本635番地先	J R 奥羽本線平川第一鉄橋から 幹川合流点まで
		右岸	青森県南津軽郡田舎館村大字大袋字松下65 番地先	
	岩木川 小支川 浅瀬石川	左岸	青森県南津軽郡田舎館村大字大根子字大川原田4の2地先	朝日橋下流端から 平川合流点まで
		右岸	〃 〃 〃 〃 川部字下川原10の3地先	

注 岩木川 昭和38.10.16 建設省告示第2624号

(ウ) 水防警報の発表基準水位（国土交通省）

河川名	水位観測所	待機	準備	出動	解除	情報	各水位の 零点高 T. P.	水防団待 機水位	氾濫注 意水位
岩木川	上岩木橋	上流の 降雨及 び水位 状況に より待 機の必 要があ ると認 められ たとき	水防団待 機水位を 越え氾濫 注意水位 以上に達 すると思 われ準備 の必要が あると認 められた とき	氾濫注 意水位を 越え又は 越えるお それがあり 出動の必 要があると 認められ たとき	水防作 業の必要 がなくな ったとき	水防活 動に必要 があるとき	0.007m	40.40m	41.60m
	幡龍橋						-1.086m	13.00m	14.00m
	五所川原						4.651m	1.50m	2.50m
	繁田						-0.068m	3.00m	4.00m
	若宮						-0.340m	1.20m	1.50m
岩木川 支川 平川	百田						16.680m	1.20m	2.30m

イ 水防警報の発表（青森県）

県は、知事が指定した河川に洪水による災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、水防警報を発表する。

(ア) 水防警報の種類

種類	内容	発表基準
(待機) ※	水防団の足留めを行う	上流の降雨及び水位状況により、水防団待機水位に達し、待機の必要があると認められたとき
準備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出動等に対するもの	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位以上に達すると思われ、準備の必要があると認められたとき
出動	水防団員の出動を通知するもの	氾濫注意水位を超え又は超えるおそれがあり、出動の必要があると認められたとき
解除	水防活動の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなったとき
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適宜

※ 水防団待機水位に達し待機の必要があると認めたときは、水防第一指令を発することとし、水防警報（待機）は発表しないこととする。

※2 水防第一指令を発表済みの状況において、水位上昇の度合いによっては、即、水防警報（出動）を発表してもよい。

(イ) 水防警報を行う河川及びその区域

水系名	河川名	警報 発表 基準点	左右岸 の別	区 間		
岩木川	十川	下十川	左右岸	本郷川合流点	から	北津軽郡板柳町大字滝井地先の滝井頭首工 まで
		五林平	左右岸	北津軽郡板柳町大字滝井地先の滝井頭首工	から	岩木川合流点 まで

ウ 水防指令の発令

水防本部長（知事）又は支部長（西北地域県民局地域整備部長）は、県管理の河川に災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、次により水防指令を発令する。

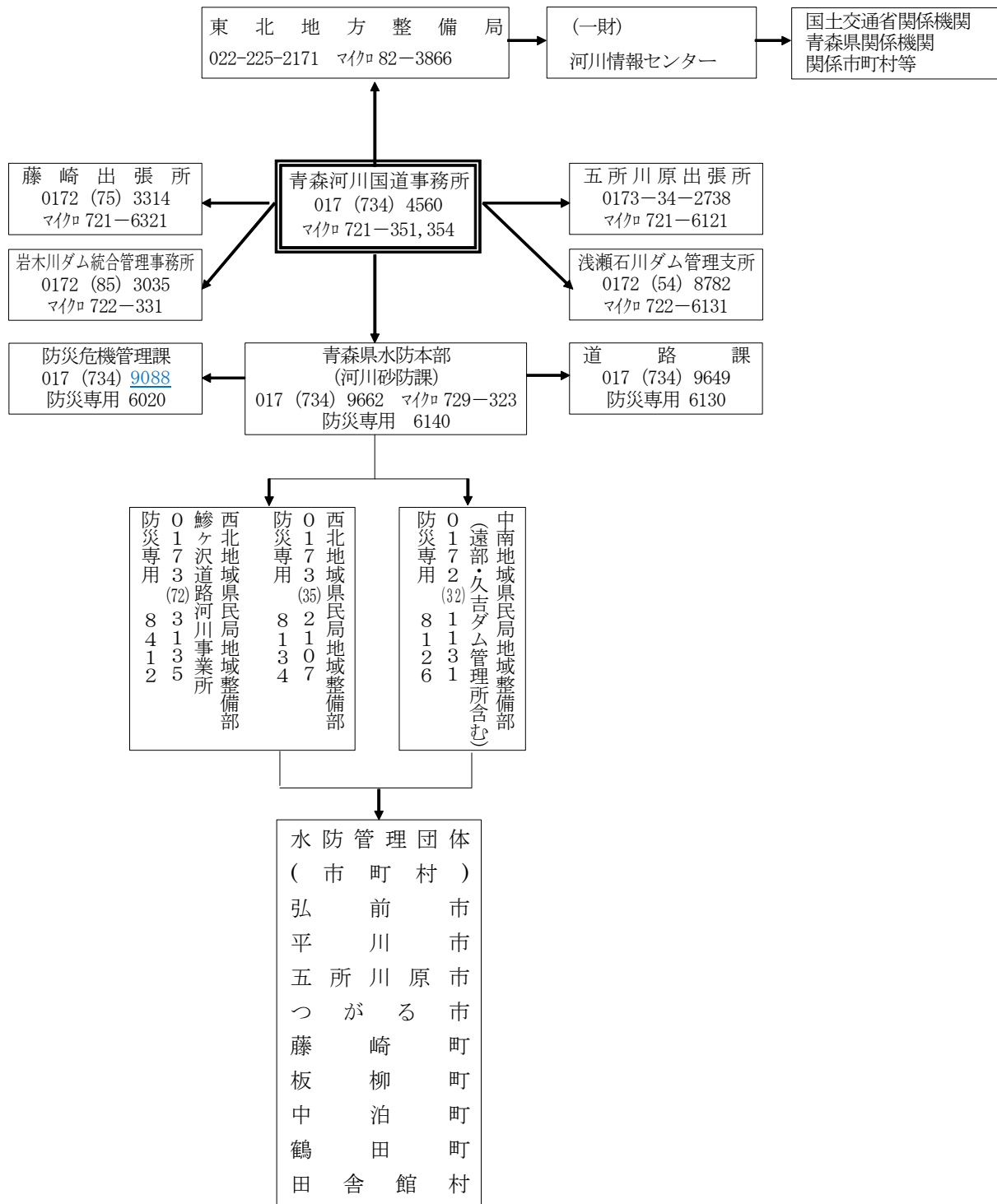
配備の 種類	水防指令	配備状況
待機	第1指令 (待機指令)	水防体制の少数（1班）の人員で主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに招集その他の活動ができる態勢とする。この場合、自動車1台を待機させるものとする。
準備	第2指令 (待機指令)	水防体制の約半数（2～3班）をもってこれに当たり、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる態勢とする。
出動	第3指令 (待機指令)	水防組織の全員がこれに当たる。もし、事態が長びくときは、水防長は適宜交代させるものとする。
解除	第4指令 (待機指令)	水防活動の必要な事態がなくなったときは、順次水防活動を解除するものとする。

(2) 水防警報及び水防指令の伝達

水防警報及び水防指令は、指定河川及び県管理河川ごとに次の系統図により伝達する。

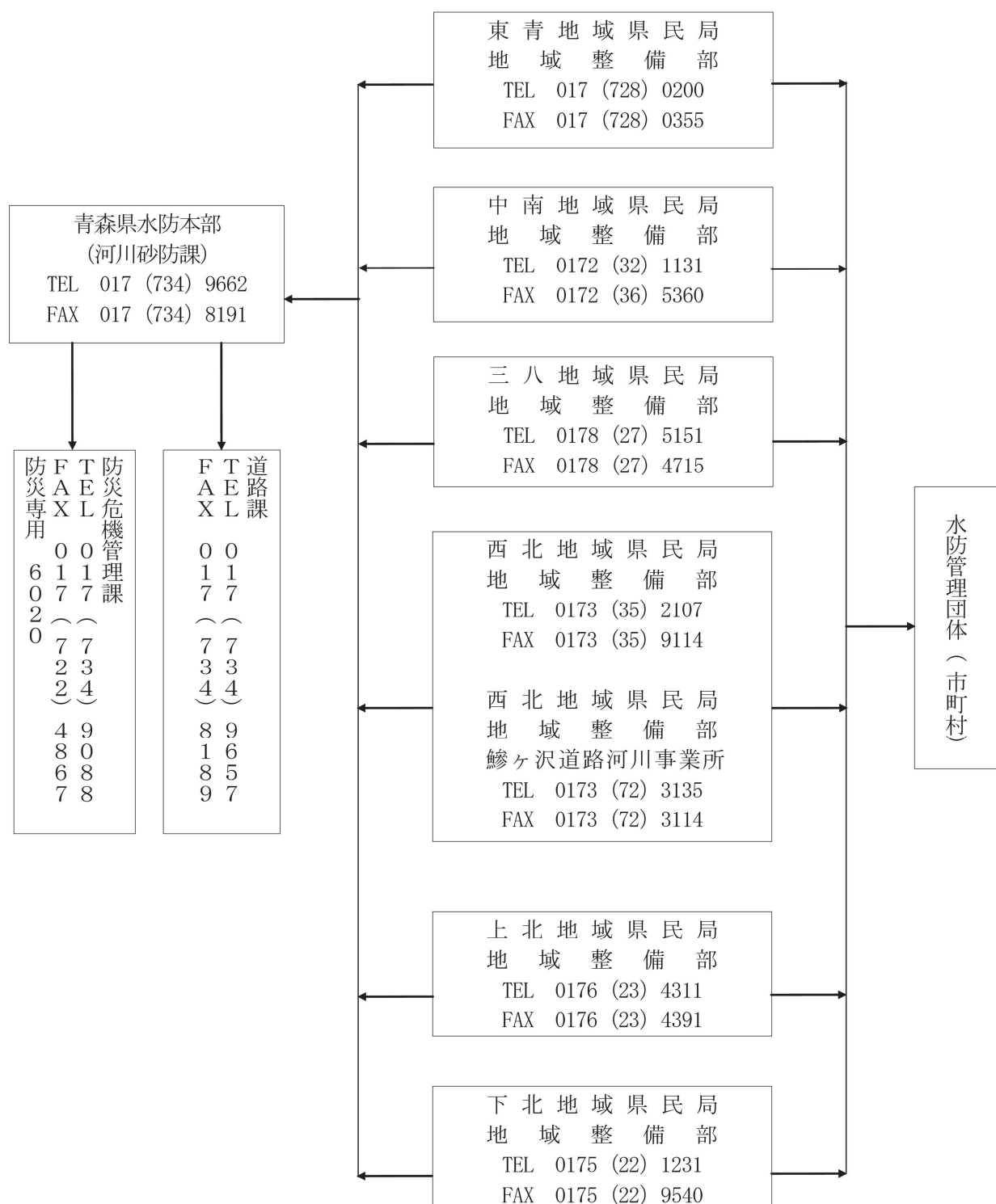
ア 水防警報伝達系統図（国土交通省）

(ア) 岩木川、平川水防警報伝達系統図



※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話

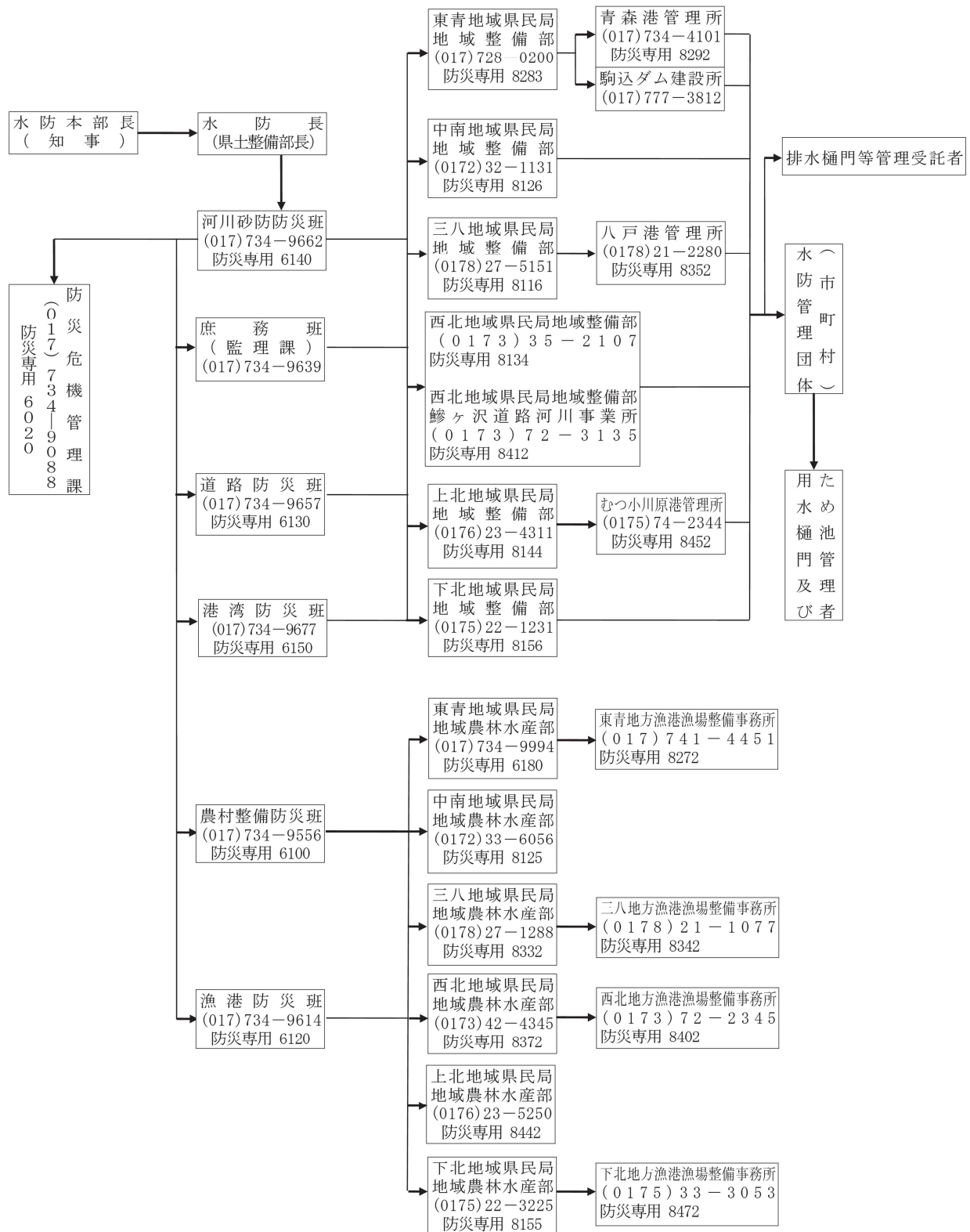
イ 水防警報伝達系統図（青森県）



※通報はFAXを基本とする。

※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話
(電話のかけかたについては、p119 第8節-1
青森県防災情報ネットワークを参照のこと)

ウ 水防指令伝達系統図（青森県）



※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話

7 火災警報の発令及び伝達

(1) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに青森地方気象台が知事に対して通報し、県を通じて町（弘前地区消防事務組合）に伝達される。通報基準は以下のとおりである。

青森地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。

(2) 火災警報の発令

町（弘前地区消防事務組合）は、火災気象通報を受けた場合又は火災の予防上危険であると認めた場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発令する。

8 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

(1) 災害が発生するおそれのある異常現象とは、次のものをいう。

著しく異常な気象現象、例えば、竜巻、なだれ、強い降雹等

(2) 通報及び措置

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、町長又は警察官に通報する。

イ 警察官の通報

通報を受けた警察官は、直ちに町長に通報するとともに、それぞれ警察署に通報する。

ウ 町長の通報

通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

(ア) 青森地方気象台

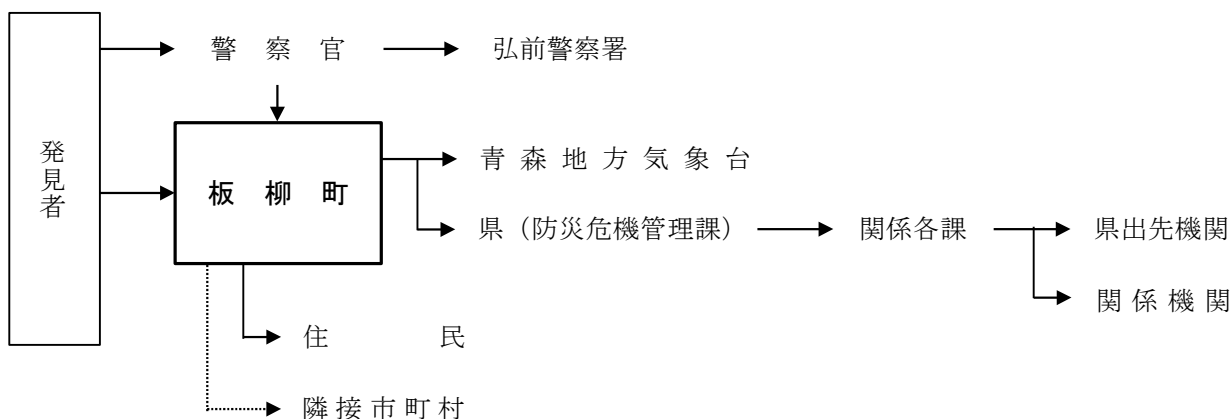
(イ) 県（防災危機管理課）

エ 県の措置

通報を受けた県（防災危機管理課）は、災害の予防、未然防止又は拡大防止のため、必要に応じ、関係機関に通報するとともに、庁内各部局に通報する。

各部局は、必要に応じそれぞれ出先機関に通報する。

■ 通報系統図



9 防災関係機関連絡先

機関名	電話	伝達方法	備考
弘前警察署	32-0111	電話	
板柳消防署	73-2339	電話	

10 庁内の伝達方法

- 関係機関から通報される気象予報・警報等は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は宿日直員（代行員等）が受領する。
- 宿日直員（代行員）が受領した場合は、直ちに関係課長に伝達する。
- 気象予報・警報等を受領した総務課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般住民に通報する。
- 関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

伝達 責任者	伝達先・伝達方法				伝達内容
	伝達先	電話番号	伝達方法		
			勤務時間内	勤務時間外	
総務課長	各課等		電話	関係課長へ電話（宿 日直員が受領した 場合は、宿日直員が 関係課長へ電話）	すべての注意 報・警報
	板柳消防署	73-2339	電話	電話	すべての注意 報警報
産業振興課 長	津軽みらい農業協同 組合板柳支店	73-2331	電話	あらかじめ定めら れた責任者へ	すべての注意 報・警報で被害 が予想される とき
	青森県農業共済組合 津軽支所	0173-33- 1513	電話		

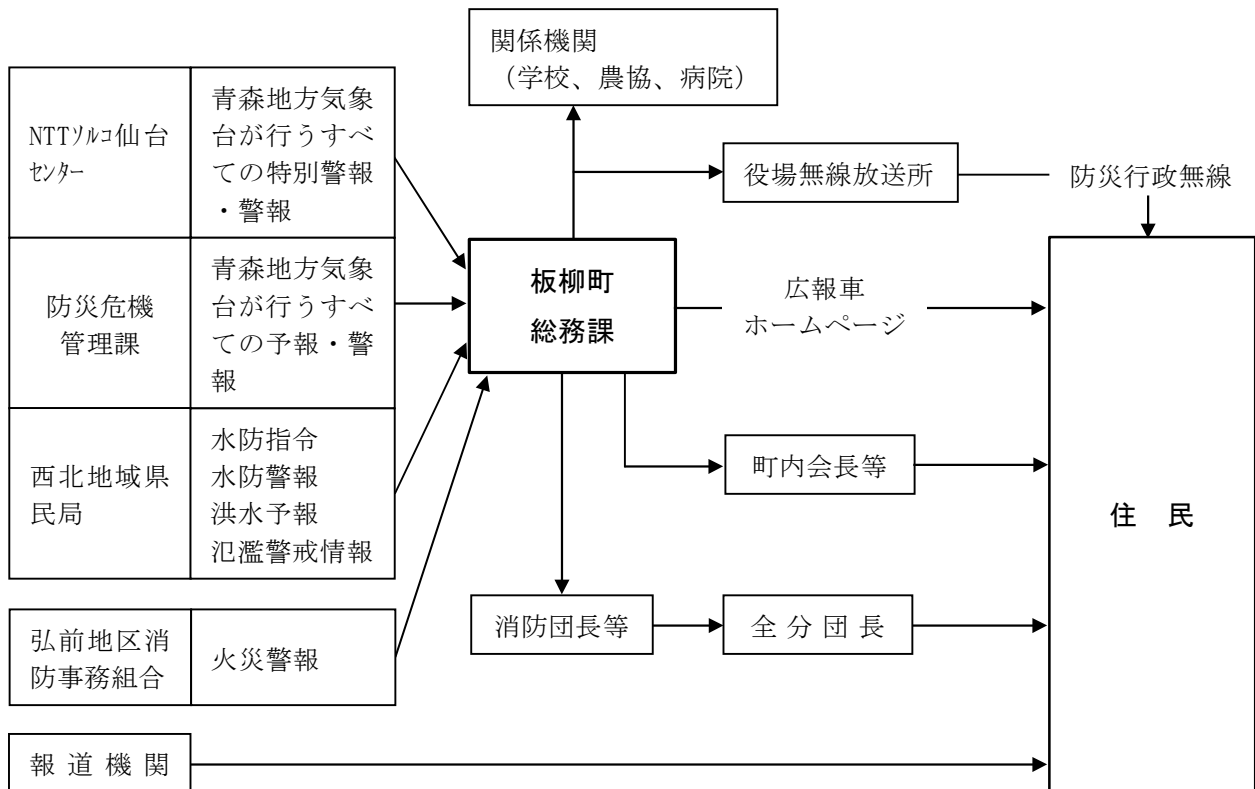
- 一般住民に対する周知は、次のとおりとする。
町長は、必要とあると認めるときは予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難の

ための立ち退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をする。この際、要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。

通報責任者	周知先	周知方法	通報内容
総務課長	全町民	広報車、防災行政無線、ホームページ	すべての警報

11 関係機関との伝達系統

気象予報・警報等に係る関係機関との伝達系統は、おおむね次のとおりとする。



第2節 情報収集及び被害等報告

迅速かつ適切な応急対策を実施するため、以下のとおり情報収集を行うものとする。

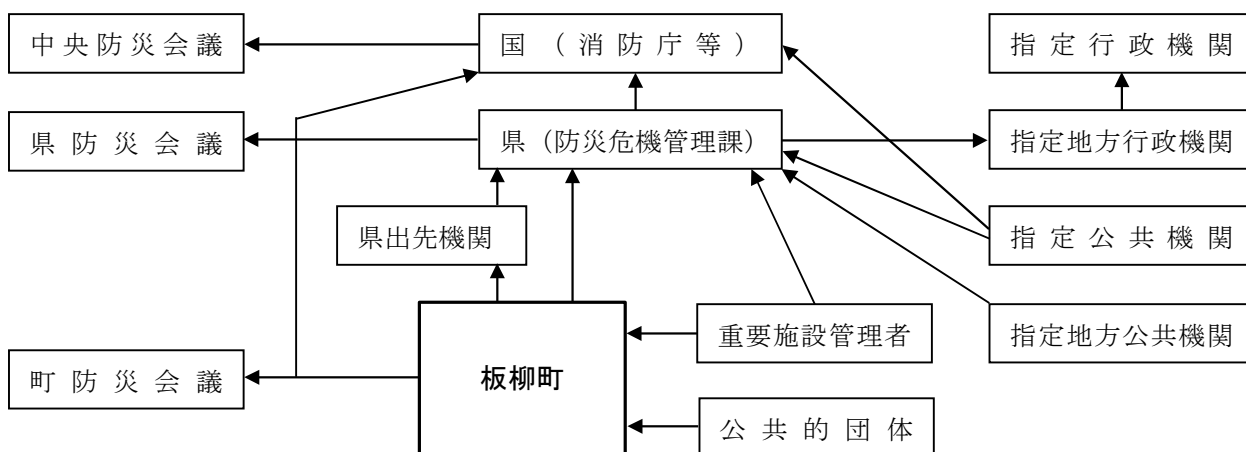
1 実施責任者

町長は、災害情報及び被害状況を住民等の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係機関に通報、報告する。

2 情報の収集、伝達

町長は、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達する。

■ 総括的な災害情報収集系統図



(1) 災害が発生するおそれがある段階

ア 災害情報の収集

町は、速やかに町職員をもって情報把握に当たらせるとともに、次の各地区ごとの情報調査連絡員から災害情報の収集に努め、その結果を県（防災危機管理課）に報告する。

(7) 各地区情報調査連絡員

	町内名		町内名		町内名	連絡調査員	連絡方法	備考
1	川端町	16	小幡	31	狐森	各町内行政 連絡員	電話	
2	仲町	17	石野	32	高増			
3	表町	18	野中	33	柏木			
4	博労町	19	広栄町 A	34	牡丹森			
5	大町	20	広栄町 B	35	滝井			
6	田中錦町	21	双葉町	36	館野越			
7	東雲町	22	文京町	37	上常海橋			
8	実町	23	いたや町	38	菰子			
9	栄町 A	24	飯田	39	下常海橋			
10	栄町 B	25	横沢	40	沖			
11	大蔵町	26	太長	41	夕顔関			
12	常盤町	27	深味	42	五林平			
13	三千石	28	大俵	43	四ッ谷			
14	赤田	29	日新					
15	掛落林	30	五幾形					

(4) 消防機関の情報調査連絡員

名 称		住 所		連絡方法	備考
弘前地区消防事務組合 板柳消防署		板柳町大字福野田字増田60-6		電話	
板柳町消防団	分団名	職名	担当地区	連絡方法	
	団本部	団長、副団長、団付分団長		電話	
	第1分団	分団長	三千石	電話	
	第2分団	分団長	赤田・石野・野中	電話	
	第3分団	分団長	掛落林・小幡	電話	
	第4分団	分団長	飯田	電話	
	第5分団	分団長	横沢	電話	
	第6分団	分団長	太長・深味	電話	
	第7分団	分団長	大俵・日新	電話	
	第8分団	分団長	高増	電話	
	第9分団	分団長	五幾形	電話	
	第10分団	分団長	狐森	電話	
	第11分団	分団長	柏木・牡丹森	電話	
	第12分団	分団長	滝井・館野越・四ッ谷	電話	
	第13分団	分団長	上常海橋・菰子	電話	
	第14分団	分団長	下常海橋	電話	
	第15分団	分団長	夕顔関・沖	電話	
	第16分団	分団長	五林平	電話	
	警備誘導分団	分団長	全町	電話	
	ラッパ分団	分団長		電話	

第4章 災害応急対策計画

イ 災害情報の内容

- (ア) 災害が発生するおそれのある場所
- (イ) 今後とらうとする措置
- (ウ) その他災害応急対策上必要と見込まれる事項

ウ 町職員、板柳消防署職員の巡視

次の警報等が発表された場合は、関係課職員、弘前地区消防事務組合板柳消防署職員は速やかに巡回車等により、被害の発生するおそれのある箇所等を巡回する。

警報名	危険箇所等	担当課	備考
大雨警報洪水警報 暴風警報	河川危険箇所、道路注意箇所等	地域整備課	
	りんご畑及び田、農業用水路等	産業振興課	
	上下水道工事箇所等	上下水道課	
	水防警戒箇所等	総務課	
大雪警報	道路注意箇所等	地域整備課	
暴風雪警報	老人世帯等	介護福祉課	

エ 災害情報の報告

町長（総務課）は、収集した情報を取りまとめ、県（防災危機管理課）に報告する。

(2) 災害が発生し、又は拡大するおそれがある段階

ア 被害状況の収集

各課は、業務分担に基づき所管に係る施設等の被害状況を調査する。

災害が発生した場合において、一回の調査では正確な被害の実態が掌握できないときには、再度の調査により順次精度を高め、速やかに調査を完了させる。

調査に当たって正確を期するため、地区情報調査連絡員、その他関係者の協力を得て行う。

人的被害及び住家被害は災害救助の基礎となるものであるから毎戸調査を原則として、迅速かつ正確を期す。

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体
一般被害及び応急対策状況の総括 人・住家等の被害	総務課長	各地区情報調査連絡員（行政連絡員等） 弘前警察署、板柳消防署、板柳町消防団
社会福祉関係被害	介護福祉課長	民生委員・児童委員・板柳町赤十字奉仕団板柳町社会福祉協議会（福祉関係施設の長）
農業関係被害	産業振興課長	土地改良区、共済組合、 板柳町農業組合連合会、 津軽みらい農業協同組合板柳支店
商工関係被害	商工観光課長	板柳町商工会
道路・建築物工作物被害	地域整備課長	板柳町建設業共同組合、板柳町建築組合
教育関係被害	教育委員会	学校長・板柳町連合PTA

イ 被害状況の報告等

- (ア) 弘前地区消防事務組合消防本部の情報収集・伝達責任者は、119番通報が殺到する状況等の情報を県（防災危機管理課）及び国（消防庁応急対策室）に報告する。

組織名	回線種別	電 話		F A X	
防災 危機管理課	N T T回線	017-734-9088 017-734-9097		017-722-4867 017-734-8017	
	防災情報 ネットワーク	8-810-1-4110 8-810-1-4120		文書データ伝送	
消防庁 応急対策室		平 日 (9:30-18:15)	左記以外 (宿直室)	平 日 (9:30-18:15)	左記以外 (宿直室)
	N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7777	03-5253-7537	03-5253-7553
	消防防災無線	90-43422	90-49102	90-49033	90-49036
	地域衛星通信 ネットワーク	(8-)048-500 -90-43422	(8-)048-500 -90-49102	(8-)048-500 -90-49033	(8-)048-500 -90-49036

(イ) 各課は、収集した被害状況を、県関係出先機関等（県に連絡できない場合は、国（消防庁 応急対策室））に逐次報告する。

総務課は、その被害状況のとりまとめ結果及び次の状況を県（防災危機管理課）に青森県総合防災情報システム等により逐次報告する。

- a 人命危険の有無及び人的被害（行方不明者の数を含む。）の発生状況
- b 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- c 避難の必要の有無又は避難の状況
- d 住民の動向
- e その他、災害の発生拡大防止措置上必要な事項
- f 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は、県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。
- g 町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

なお、次に該当する火災・災害等については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

① 火災等即報

ア 交通機関の火災

航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- (ア) 航空機火災
- (イ) トンネル内車両火災
- (ウ) 列車火災

イ 危険物等に係る事故

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 危険物等を貯蔵し又は取扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で

500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

(エ) 危険物等を貯蔵し又は取扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

ア 河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

イ 500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

(オ) 市街地等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

(カ) 市街地において発生したタンクローリー火災

ウ 原子力災害等

(イ) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(ロ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ハ) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(ニ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

エ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

オ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

② 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

ア 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

イ バスの転落等による救急・救助事故

ウ ハイジャックによる救急・救助事故

エ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

③ 武力攻撃災害即報

ア 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 172 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

④ 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 以下の災害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの

ア 風水害

(イ) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

■ 被害調査報告分担区分

調査報告事項	様式 番号	災害対策 本部の分担	県への報告先	
			県出先機関経由	主管課
被害実態調査（個票）	1	総務部 避難部		
被害者名簿	2	各部		
災害状況即報、確定報告	3	総務部		防災危機管理課
人・住家の被害	4	介護福祉部	中南地域県民局地域 健康福祉部福祉総室 ・福祉こども総室	健康福祉政策課
救助の実施状況	5	介護福祉部	〃	〃
人的被害・住家被害	6	介護福祉部	〃	
避難状況・救護所開設状況	7	介護福祉部	〃	
公共施設被害	8	総務部		
医療施設被害	9	健康推進部	中南地域県民局地域 健康福祉部保健総室	医療薬務課
環境衛生施設被害	10	町民部 上下水道部		環境保全課
水道施設被害	11	上下水道部	中南地域県民局地域 健康福祉部保健総室	保健衛生課
水稻被害	12・ 13	産業振興部	西北地域県民局地域 農林水産部	農産園芸課
りんご特産果樹被害	14	産業振興部	〃	りんご果樹課
畑作・野菜・花き・桑樹被害	15	産業振興部	〃	農産園芸課
果樹類樹体被害	16	産業振興部	〃	りんご果樹課
畜産関係被害	17・ 18	産業振興部	〃	畜産課
農業関係共同利用施設被害	19・ 20	産業振興部	〃	構造政策課、農産園芸課、りんご果樹課、畜産課
農業関係非共同利用施設被害	21	産業振興部	〃	〃
農業協同組合等の在庫品被害	22	産業振興部	〃	団体経営改善課
農地・農業用施設関係被害	23	地域整備部	〃	農村整備課
商工業、観光業施設被害	24	商工観光部		商工政策課
土木施設被害	25	地域整備部	西北地域県民局地域 整備部	河川砂防課、道路課、都市計画課
文教関係被害	26	文教部	西北教育事務所	教育庁教育政策課
福祉施設被害	27	介護福祉部	中南地域県民局地域 健康福祉部福祉総室 ・福祉こども総室	健康福祉政策課
その他の公共施設被害	28	総務部		担当課

(3) 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階

ア 総務課は、災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階で様式（資料編）により、災害状況を逐次県（防災危機管理課）に報告するとともに、県の各部局には上記(2)の被害調査報告分担区分により被害内容等について報告する。また、必要に応じ次の状況を関係機関に報告する。

(イ) 被害の状況

(1) 避難指示等又は警戒区域の設定状況

(2) 指定避難所の開設状況

(3) 避難生活の状況

(4) 救護所の設置及び活動状況

(5) 傷病者の受入状況

(6) 観光客等の状況

(7) 応急給水の状況

(8) その他

a 町外の医療機関への移送を要する負傷者の状況

b 町外の医療機関又は介護老人保健施設への移送を要する入院者、入所者の状況

c その他

イ 被害報告区分

被害報告区分は次のとおりとする。

区 分		認 定 基 準
人 的 被 害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家 被 害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の

区 分		認 定 基 準
非 住 家 被 害		たい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	非住家	住家以外の非住家建築物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
そ の 他 の 被 害	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
	文教施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上必要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が適用される砂防のため施設されたもの又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 地すべり等防止法に規定する地すべり防止施設とする。 急傾斜地法に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	廃棄物処理施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断減水している戸数のうち、最も多く供給停止した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
公立文教施設		公立の文教施設とする。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象施設となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設を

区 分		認 定 基 準
		いい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
そ の 他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば水産物、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原料、商品、生産機械器具等の被害とする。

(注)

- ① 戸数を報告する。又は棟数並びに世帯数及び人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- ② 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じたことにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- ③ 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3 災害確定報告

各課は、応急対策が終了した後速やかに被害の確定報告を県関係出先機関等に報告する。
総務課は、その確定状況を取りまとめて、県（防災危機管理課）に報告する。

4 報告の方法及び要領

(1) 方法

ア 被害状況等の報告は、青森県総合防災情報システム、青森県防災情報ネットワーク、固定電話・FAX、衛星携帯電話等、最も迅速確実な方法により行う。報告を的確に行うため、総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像情報を収集伝達する。

イ 固定電話が途絶した場合は、青森県防災情報ネットワーク又は警察無線等他機関の無線通信設備等を利用する。

ウ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

(2) 要領

ア 被害報告については、速やかな応急対策を実施するため、災害が発生後、直ちに災害の概要・災害対策本部の設置状況等を報告する。

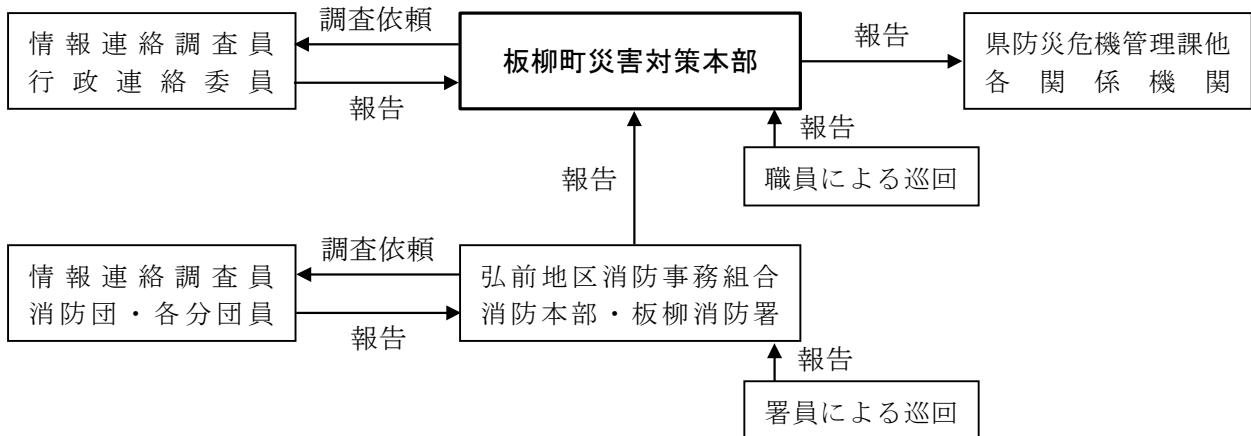
イ 被害程度の事項別報告は、緊急を要するもの、又は特に指示があった場合を除き、一日一回

以上行う。

ウ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

エ 県への報告を的確に行うため、青森県総合防災情報システムに被害や避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請及び資機材の応援要請等についても青森県総合防災情報システムに入力して行う。

5 情報の収集、報告の系統図



6 応援協力関係

- (1) 町は必要に応じて、被害状況の調査について県に対して応援の要請を行う。
- (2) 町は必要に応じて、被害状況の調査について防災関係機関に対して応援の要請を行う。
- (3) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

7 その他

各機関は機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両等の多様な情報収集手段を活用するよう努める。

災害時において、民心の安定と、応急対策実施の円滑化を図るため、町、県出先機関等において、努めて被災者の現状と対策の要求等を聴取する機会をつくる。

第3節 通信連絡

風水害等の災害時において各機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、情報伝達ルート of 多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備を図る。また、夜間・休日においても対応できる体制の整備を図る。

1 実施責任者

災害時における通信連絡は、関係機関の協力を得て、町長が行う。

2 通信連絡手段

町及び防災関係機関等は、災害時における通信連絡を的確に行うため、衛星通信、インターネットメール等必要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

(1) 町は、次により情報連絡を行う。

ア 青森県防災情報ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。

イ 保有する防災行政無線（戸別受信機を含む。）又は有線放送を基幹として、その他の手段の活用により、町内の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡系統を整備し情報連絡を行う。

ウ 災害に関する情報の収集伝達を円滑に行うため、弘前警察署・板柳消防署等の協力を得て情報連絡を行う。

エ 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一次的には、公衆電気通信設備により確保するが、その利用ができない場合、災害時優先電話等による電気通信設備の優先利用、防災機関等の無線による非常通信の利用、専用通信設備の利用など、各種通信手段の活用により通信連絡を行う。

(2) その他の防災関係機関は、それぞれの通信連絡系統の下、無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。

3 連絡方法

(1) 町及び防災関係機関は、いつでも通信連絡ができるよう通信連絡体制を確立する。特に、夜間休日における通信連絡体制を確立しておく。

(2) 上記連絡の責任者を選任し、情報の収集、伝達に当たらせる。

なお、通信連絡責任者の氏名等は、あらかじめ県（防災危機管理課）に報告しておく。

4 通信連絡

(1) 青森県防災情報ネットワーク

光回線や衛星携帯電話回線により、県と市町村、消防本部、県合同庁舎、県出先機関及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。

ア 個別通信

音声・文書データの通信を行う。

イ 一斉指令

全県一斉、気象全局一斉など、市町村、防災関係機関等に対し、文書データ伝送により一斉指令通信を行う。

ウ 映像伝送

統制局から県合同庁舎、市町村、消防本部に映像の伝送を行う。

(2) 電気通信設備（電話・電報）の優先利用

ア 災害時優先電話

(ア) 災害時において電話が輻輳した場合、防災機関が防災活動や救護活動を行うときに支障をきたさないよう、災害時優先電話（総務課設置）を利用して通信連絡を行う。

(イ) 各機関は、東日本電信電話株式会社、株式会社N T T ドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。

イ 非常・緊急扱い電報

災害時において、通信設備が壊れ、又は輻輳してかかりにくい場合、災害の予防若しくは救援、交通、電話等の確保又は社会秩序の維持のため必要な事項及びその他災害に関し公共の利益のため緊急に通信することを要する電報については、「非常又は緊急電報」として取扱い、他の電報に優先して配達することとなっており、これらの非常・緊急電報を活用して通信連絡を行う。

通信依頼先	依頼方法	担当責任者	手 続 き
東日本電信電話(株)	非常電報 緊急電報	総務課長	・ 申込み受付番号は115番。 ・ 「非常電報」又は「緊急電報」である旨告げる。又は発信紙空白に「非常」又は「緊急」を朱書する。 ・ 必要理由、事情を告げる。

(3) 無線等設備の利用

災害時において、電気通信設備を利用することができないとき、又は利用することが著しく困難なときは、町の無線設備を利用するとともに、防災関係機関の無線設備及び専用電話設備を利用して通信を確保する。

ア 町有無線設備

次の町有無線設備は、別に定める板柳町防災行政用無線局運用管理規程（資料編）に基づいて運用する。

無線の種別	呼出名称	設置場所	周波数及び 空中線電力	台数
固定局（子局）	ぼうさいいたやなぎこうほう	板柳町役場庁舎	64.16MHz 1w	2 台
固定局（子局）		弘前地区消防事務組合 板柳消防署	64.16MHz 1w	1 台

イ 非常通信の利用

災害時において、有線通信を利用できない場合又はこれを利用することが著しく困難な場

第4章 災害応急対策計画

合は、おおむね次に掲げる防災機関の無線通信設備を利用する。この利用に当たって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

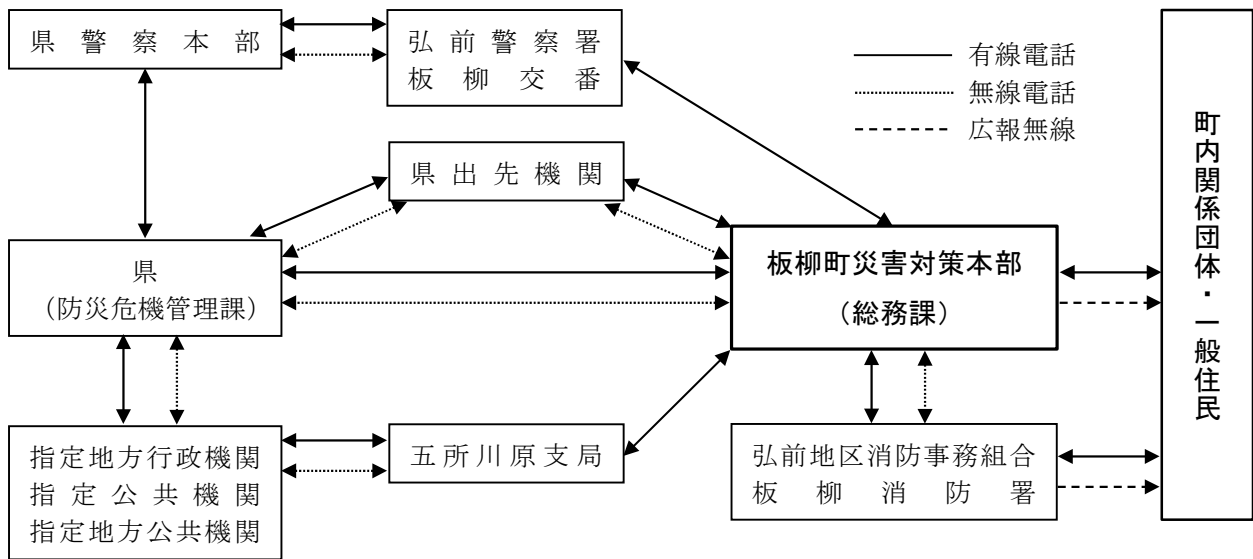
無線通信施設	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者	備考
消防救急無線	弘前地区消防事務組合 板柳消防署	板柳町大字福野田 字増田60-6	総務課長	
警察無線	弘前警察署	弘前市大字八幡町 3-3-2	〃	交番・駐在所の 設備を含む警 察ルート
東北電力無線	東北電力（株） 弘前営業所	弘前市大字本町1	〃	電力ルート
国土交通省無線	国土交通省青森河川国道 事務所藤崎出張所	藤崎町大字藤崎 字村井36-1	〃	建設ルート
東日本電信電話(株) 無線	東日本電信電話（株）青森 支店 青森災害対策室	青森市橋本2-1-6	〃	
タクシー無線	坂本タクシー	板柳町大字板柳 字土井293-1	〃	
	須藤タクシー	板柳町 いたや町2丁目49-3	〃	

(4) 専用通信設備の利用

災害時において、電気通信設備の利用ができない場合又は緊急に通信の必要がある場合は、おおむね次に掲げる専用通信設備の利用を図る。この利用に当たって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

専用通信施設	通信依頼先	住所	連絡責任者	備考
警察電話	弘前警察署	弘前市大字八幡町 3-3-2	総務課長	交番・駐在所の設 備を含む
消防電話	弘前地区消防事務組合 板柳消防署	板柳町大字福野田 字増田60-6	〃	
電気事業電話	東北電力（株） 弘前営業所	弘前市大字本町1	〃	

5 災害通信利用系統図



※有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、使送により通信、連絡を行う。

第4節 災害広報・情報提供

風水害等の災害時において、応急対策の実施状況その他の災害情報を住民等に対し迅速かつ的確に周知し、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、町外からの避難者や在日外国人、訪日外国人を含む観光客等にも配慮しながら、以下のとおり災害広報を行うものとする。

1 実施責任者

- (1) 町長は、一般住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知するため、災害情報を総括する班を設けるとともに、災害の規模、態様に応じた広報を行い、災害が収束したときは必要に応じて住民相談室を開設する。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、一般住民等に対し災害情報等の周知に努める。

2 広報担当

町長が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

区分	責任者	広報先	連絡方法	備考
広報総括班長 広報総括班員	総務課長	防災関係機関	有線電話、無線電話	
		庁内	庁内放送、内線電話	
	企画財政課長	住民	広報車、防災行政無線（同報無線）、インターネット等	
		報道機関	口頭、文書等	

3 災害広報の要領

- (1) 町長は、防災関係機関及び報道機関と緊密な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。
- (2) 町の実施する広報は、企画財政部長（企画財政課長）に連絡する。
- (3) 企画財政部長は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に供する写真の収集又は撮影に努める。
- (4) 災害広報において重点をおく事項は、次のとおりとする。
 - ア 災害対策本部の設置に関する事項
 - イ 災害の概況
 - ウ 町及び各防災関係機関の応急措置に関する事項
 - エ 避難指示等の発令状況
 - オ 電気、ガス、水道等供給の状況
 - カ 防疫に関する事項
 - キ 火災状況
 - ク 指定避難所、医療救護所の開設状況
 - ケ 給食、給水の実施状況
 - コ 道路、河川等の公共施設の被害状況

- サ 道路交通等に関する事項
 - シ 二次災害を含む被害の防止に関する事項
 - ス 一般的な住民生活に関する情報
 - セ 社会秩序の維持及び民心の安定のため必要な事項
 - ソ その他必要な事項
- (5) 報道機関への発表は、次のとおりとする。
- ア 報道機関への発表資料は企画財政部長がとりまとめる。
 - イ 発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に連絡し、発表する。
- (6) 住民への広報
- 住民に対する広報は、おおむね次の方法のうち、利用できる方法を効果的に用いることにより、迅速、的確かつわかりやすく行う。
- ア 防災行政無線（同報無線）、有線放送等の設備による広報
 - イ 広報車による広報
 - ウ 報道機関による広報
 - エ 広報紙の掲示、配布
 - オ 避難所への職員の派遣
 - カ その他インターネットのホームページや防災メール、アマチュア無線の活用等

4 住民相談室の開設等

- (1) 災害が収束したときは、必要に応じ、介護福祉部長（介護福祉課長）は被災地域に臨時住民相談室を開設し、住民の相談要望等を聴取して速やかに関係各課に連絡し、早期解決に努める。
- (2) 町長は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備に努めるものとする。
- (3) 町長は、災害種別ごとの安否情報について県等防災関係機関とあらかじめ協議し定めた方法により広報するよう努める。また、個人の安否情報伝達に有効な、災害伝言ダイヤル（171 番）の活用を住民に周知するよう努める。
- (4) 町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者などが含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

5 避難住民への情報提供

避難住民への情報ルートを確立し、伝達手段（指定避難所巡回員等による伝達、掲示板、広報資料、広報紙、インターネット等）を確保して必要な情報を提供する。

6 応援協力関係

報道機関は、災害広報を実施することについて依頼があった場合は、これに積極的に協力するものとする。

7 その他

- (1) 町及び防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町及び防災関係機関は、国と連携して在日・訪日外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、ピクトグラムを活用した表示や多言語化等の環境の整備を図るものとする。その際、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの活用を図る。

第 5 節 自衛隊災害派遣要請

風水害等の災害が発生した場合において、人命又は財産の保護のため、以下のとおり自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

1 実施責任者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要請手続については、町長が行う。

2 災害派遣の要請手続

自衛隊への災害派遣の要請は、次により行う。

(1) 要請連絡先

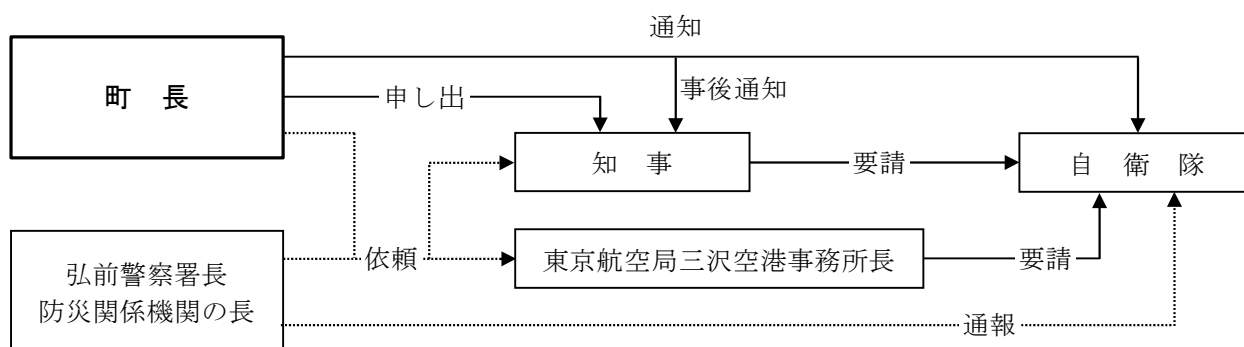
町長は、次の自衛隊災害派遣要請権者に対し、災害派遣の要請をするよう求める。

- ア 災害全般 知事
イ 航空災害 東京航空局三沢空港事務所長

なお、上記災害派遣の申し出をした場合は、災害の状況について弘前駐屯地の長等に通報する。また、町長は、知事への要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を最寄りの指定部隊の長に通知する。

- ウ 災害派遣要請先
弘前市 陸上自衛隊弘前駐屯地司令 0172-87-2111

■ 派遣要請系統



(2) 町長の知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続

- ア 町長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊災害派遣を要請するよう求めることができる。
- イ 町長は、知事へ要求できない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を災害派遣命令者（指定部隊の長）に通知することができる。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。
- ウ 派遣の要請は文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出する。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (イ) 派遣を希望する期間
 - (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (エ) その他参考となるべき事項
- (3) 防災関係機関等の災害派遣要請の依頼
- ア 弘前警察署長及び防災関係機関の長は、災害に際し、その救助及び応急復旧が地方防災機関等では明らかに能力が不足し、又は時機を失し、自衛隊の部隊等によらなければ困難と判断した場合は、知事に対して災害派遣要請の依頼を行うことができる。
- イ 弘前警察署長及び防災関係機関の長は、事態が人命の救急救助に関するものであり、知事への依頼を行ってはいは時機を失するおそれがあるときは、災害派遣命令者（指定部隊の長）へ通報する。

3 災害派遣の要件

自衛隊は、次の場合救援のため部隊等を派遣するものとする。

- (1) 災害に際し、人命又は財産の保護のため知事等災害派遣要請権者から要請があった場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしているとき、知事等からの要請があった場合
- (3) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

災害派遣命令者（指定部隊の長）が、知事等の要請を待つことなく災害派遣を行う場合の判断基準は以下のとおりとする。

- ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- エ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、災害派遣命令者（指定部隊の長）は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整の下に、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣後に、知事等から要請があった場合には、この時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

- (4) 自衛隊の庁舎、営舎その他の施設又はその近傍に災害が発生し、自衛隊の自主的判断に基づき出動する場合

4 自衛隊における情報収集

自衛隊は、災害派遣が予想される場合は、関係機関と相互に情報を交換するとともに、自ら情

報を収集し、県との連絡に当たる。

5 災害派遣

自衛隊の災害派遣は、次により行う。

(1) 陸上自衛隊（第9師団）

陸上自衛隊の活動内容は、次のとおりである。

ア 災害等が発生した場合

(ア) 前項による災害派遣要請があり、やむを得ない事態と認める場合に、部隊等を派遣して救出・救助活動、生活支援等を実施する。

(イ) 特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがない場合には、要請を待たないで部隊等を派遣する。

イ 自衛隊庁舎、営舎その他の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合消火活動等を実施する。

ウ 災害隊区担任部隊

青森西部(青森市及び東津軽郡を含まず以西)第39普通科連隊

(2) 航空自衛隊（北部航空方面隊）

航空自衛隊の活動内容は次のとおりである。

ア 基地周辺の災害に対し、防衛任務の支障のない範囲において陸上、海上自衛隊及び関係公共機関と協力し、災害派遣を実施する。

イ 必要に応じ航空機により偵察、搜索及び空中消火を実施する。

6 派遣部隊の受入体制の整備

町長は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり、派遣部隊の受入体制を整備する。

(1) 派遣部隊の人員数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認

(2) 派遣部隊との連絡責任者の決定

(3) 宿舎又は宿营地及び宿営に関する物資の準備

(4) 使用資機材等の準備

(5) 駐車場所、ヘリコプター離着陸場所の選定

ア ヘリコプター離着陸場所

第4章第20節輸送対策によるものとする。

イ 車両駐車場所

施設名	所在地	管理者	駐車可能台数	電話番号
多目的ホールあぷる	栄町	教育委員会	200台	72-1800
公民館	文京町	教育委員会	100台	72-1161
岩木川河川公園	表町	青森河川国道事務所	150台	017-734-4521

(6) その他必要な事項

7 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、救援又は応急復旧が完了するかあるいは完了しない場合においても各行政機関等による救助又は復旧作業等の措置が平常に近い体制をもって実施できる見通しがついたときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事等に要請する。

8 その他

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が下記を基準として負担する。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるために通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、機材等の調達、借上及びそれらの運搬、修理費

エ 県が管理する有料道路の通行料

(2) 負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、そのつど協議して定める。

別紙様式

第 号
年 月 日

青森県知事

殿

〇〇市（町村）長□□□□

災害派遣に関する申し出について

標記の件に関し、下記により部隊の派遣方を申し出ます。

1	災害の種類	洪水、津波、地震、火災、その他
2	要請の目的	人命救助、災害復旧、消火、その他
3	派遣を希望する区域	地区
4	派遣を必要とする期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
5	被害状況	
6	派遣を希望する人員及び機器の概数（車両、船舶、航空機等）	
7	派遣先の責任者	
8	その他	
	(1) 宿泊	要請者で準備 自衛隊で準備
	(2) 食糧	要請者で準備 自衛隊で準備
	(3) 資材	要請者で準備 自衛隊で準備

第6節 広域応援

風水害等の災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、以下のとおり地方公共団体相互の広域応援対策を講じるものとする。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体と相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の締結も考慮する。

1 実施責任者

締結した協定に基づく災害応急対策を実施するために必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、町長が行う。

2 応援の要請等

(1) 町は、町内において大規模災害が発生し、町独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、県に応援を要請するほか、次により応援を要請する。

ア 消防並びに水道施設の早期復旧及び給水の確保を除く応急措置については、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の協定締結市町村へ応援を要請する。協定の運用については、「青森県相互応援協定運用マニュアル」による。

イ 消防については、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等へ応援を要請する。

ウ 水道施設の早期復旧及び給水の確保については、「水道災害相互応援協定」に基づき、水道災害救援本部長（県健康福祉部長）へ応援を要請する。

(2) 必要に応じ、県に広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう求める。

(3) 他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順の確認しておくなど、実効性の確保に努め、応援機関の活動拠点の整備等、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定、資機材等の集積・輸送体制、応急対策職員派遣制度による対口支援に基づく他の地方公共団体からの応援職員、県内市町村等の応援の受入体制を確立しておく。また、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(4) 町外において大規模災害が発生し、人的・物的支援の要請があった場合には、特別な理由がない限り、直ちに必要な対策を講じるものとする。

なお、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

(5) 協定の締結状況

番号	協定等名称	協定締結者等	締結等 年月日	備考
1	青森県消防相互応援協定	県内市町村及び消防事務 に関する一部事務組合	平成28年 2月24日	

番号	協定等名称	協定締結者等	締結等 年月日	備考
2	災害時における青森県市町村相互応援に関する協定	県及び県内市町村長	平成30年 12月6日	一の市町村では対応困難な災害が発生した場合の応援要請等

3 防災関係機関等との応援協力

町は、災害時において応急活動、復旧活動等が円滑に行われるよう、防災関係機関、関連事業者等と次のとおり協定を締結しているが、今後も体制強化のため協定締結の推進を図る。

■ 協定の締結状況

(令和6年7月現在)

番号	協定等の名称	協定等締結先	締結等 年月日	内 容
1	災害時における板柳町内郵便局、板柳町間の協力に関する覚書	板柳町内郵便局代表 板柳郵便局長 米村 喬	H10.2.27	災害時の相互協力、物資集積場所の提供等
2	板柳町建設業協同組合と板柳警察署との協定書	板柳町建設業協同組合 板柳警察署	H17.7.26	災害被害の未然防止、拡大防止、被害回復を図るための相互連携等
3	災害時における応急対策業務等に関する基本協定書	板柳町建設業協同組合 板柳地区災害対策協議会	H18.3.31	土石、竹木等日常生活に支障を及ぼすものの除去作業等
4	災害復旧時の協力に関する協定書	東日本電信電話株式会社青森支店	H23.8.26	災害等発生に伴い通信の途絶が発生した場合の通信設備の復旧等
5	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局長	H24.2.6	災害が発生し又は発生のおそれがある場合、災害対策現地情報連絡員(リエゾン)の派遣要請等
6	災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定書	株式会社NTTドコモ東北支社青森支店	H24.3.19	災害等発生に伴い通信の途絶が発生した場合の通信設備の復旧等
7	福祉避難所の確保に関する協定	社会福祉法人鶴住会 社会福祉法人つがる三和会 社会福祉法人緑鷗会 医療法人白鷗会 株式会社光仁介護サービス 株式会社JINCORPORATION 株式会社ライフインベーション 有限会社ひばの里 有限会社やよい 有限会社ユアホーム 有限会社リンテック	H25.10.30	指定避難所での生活に支障があると認められる者を受け入れるための避難所の確保等
8	災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定	一般社団法人青森県エルピーガス協会	H26.2.24	液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達の協力要請等

第4章 災害応急対策計画

番号	協定等の名称	協定等締結先	締結等 年月日	内 容
9	災害時における建築物等の解体撤去に関する協定書	一般社団法人青森県解体工事業協会津軽支部	H29. 3. 28	災害時に建築物等の解体及び災害廃棄物撤去の協力要請等
10	板柳町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	日本郵便株式会社 板柳郵便局長 日本郵便株式会社 小阿弥郵便局長 日本郵便株式会社 五所川原郵便局長	R2. 6. 15	災害が発生した場合の協力要請等
11	災害時の協力に関する協定書	東北電力ネットワーク株式会社 弘前電力センター	R2. 11. 18	大規模な停電が発生、又は発生のおそれがある場合、リエゾンの派遣・電力設備の復旧要請等
12	地域防災パートナーシップ協定書	青森放送株式会社	R3. 11. 10	災害情報の放送要請等
13	災害時における飲料の確保に関する協定	みちのくコカ・コーラボトリング株式会社	R4. 1. 25	災害時等における飲料供給の要請等
14	被災者生活再建支援制度の実施にかかる事務委託契約書	被災者生活再建支援法人 公益財団法人 都道府県センター 理事長 平井 伸治	R4. 6. 27	提出後の罹災証明書に変更があった際の報告等
15	板柳町と第一生命株式会社との包括連携協定	第一生命株式会社	R4. 9. 20	相互連携と協働による活動を推進し、地域社会の形成、町民サービスの向上を図る等
16	災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定	板柳町社会福祉協議会	R5. 2. 22	災害時の災害ボランティアセンターの設置・運営の協力要請等
17	災害時における応援協定	株式会社津軽りんご市場	R5. 10. 12	災害時に救援物資等の流通拠点としての使用などの協力要請等
18	災害時における応急生活物資（医薬品・食料品・日用品等）の供給に関する協定	株式会社町田アンド町田商会 株式会社丸大サクラキ薬局	R5. 10. 17	災害時の応急生活物資（医薬品・食料品・日用品等）の調達・供給
19	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	R6. 1. 22	災害時の物資（冷暖房機器・生活必需品・作業用品等）の供給
20	災害時における物資の供給協力等に関する協定	株式会社 伊徳 代表取締役 塚本 徹	R6. 3. 11	災害時の物資（食料品・生活必需品・作業用品等）の供給
21	災害時における物資の供給協力等に関する協定	イオン東北株式会社 代表取締役社長 辻 雅信	R6. 4. 19	災害時の物資（食料品・生活必需品・作業用品等）の供給

第7節 航空機運用

大規模災害時において、航空機（ヘリコプター及び固定翼機）及び無人航空機を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図るとともに、航空機等の安全運航及び効率的な運用調整を行うため、県と連携して、安全かつ迅速・的確な応急対策活動等を実施する。

また、航空機運用については、地域の実情を踏まえ、関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。

1 実施責任者

県防災ヘリコプター等航空機の運航要請は、町長及び弘前地区消防事務組合消防長が行う。

2 航空機の活動内容

航空機を有する防災関係機関等は、大規模災害時において、それぞれの航空機の機動性等を活かし、災害直後の初動時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

(1) ヘリコプター活動

災害対策活動に従事するヘリコプターは、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合において、次の活動を行う。

ア 情報収集活動

- (ア) 被害状況の把握と伝達
- (イ) 地上及び海上部隊の活動支援のための情報提供

イ 搜索・救助・救出活動

ウ 搬送活動

- (ア) 救急患者等の搬送(転院搬送を含む。)
- (イ) 救援隊・医師等の人員搬送
- (ウ) 被災地への救援物資の搬送(医薬品等を含む。)
- (エ) 応急復旧用資機材等の搬送
- (オ) 孤立地域からの被災者の搬送

エ 広報活動

- (ア) 避難指示等の広報(避難誘導を含む。)
- (イ) 民心安定のための広報

オ その他の活動

- (ア) 林野火災等の空中消火
- (イ) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

(2) 固定翼機活動

災害対策活動に従事する固定翼機は、固定翼機による活動が有効と認められる場合において、次の活動を行う。

ア 情報収集活動

被害状況の把握と伝達

イ 搬送活動

(ア) 救急患者の県外医療機関への搬送

(イ) 県外からの救援隊・医師等の人員及び救援物資の搬送

(3) 地上支援活動

航空機活動を支えるため、次のような地上支援活動を行う。

ア ヘリコプターの駐機場及び場外離着陸場の確保

イ ヘリコプターの安全な活動のための情報提供

ウ ヘリコプターの離着陸に係わる調整支援(搭乗人員の確認、掌握、誘導)

エ ヘリポート運営支援(立入制限、散水、人員等の統制、給油等)

オ その他必要な活動(管理施設の提供等)

3 安全運航体制の確保

ヘリコプターを有する防災関係機関は、以下のような安全運航体制の確保に努める。

(1) 大規模災害時には、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空等に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のため、東京航空局三沢空港事務所、陸上自衛隊東北方面隊及び航空自衛隊北部航空方面隊等との連携により安全運航体制を確保する。

(2) 被災地上空を飛ぶ報道ヘリコプターが、救出救助活動の支障となる場合は、被災地上空からの一時的な退避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。

(3) 県は、航空機の飛行調整や場外離着陸場等の安全管理等において支援が必要と認められた場合、航空支援員の派遣要請を町等に対して行うこととし、その活動内容等については、「大規模災害時における青森県防災航空隊への航空支援に関する協定」の定めるところによる。

※ 「航空支援員」とは、県防災航空隊員勤務経験者で、県内各消防機関から提出される航空支援員候補者名簿に登録された者をいう。

4 県防災ヘリコプターの運用

(1) 緊急運航の要件

ア 公共性

災害等から住民の生命、財産を保護し、被害軽減を図る目的であること

イ 緊急性

差し迫った必要性があること

ウ 非代替性

防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと

(2) 緊急運航の活動内容

防災ヘリコプターの緊急運航の活動内容は、次のとおりとする。

ア 災害応急対策活動

被害状況の偵察、情報収集などの活動

イ 火災防御活動

林野火災における空中消火などの活動

ウ 救助活動

中高層建築物等の火災における救助などの活動

エ 救急活動

交通遠隔地からの傷病者搬送などの活動

(3) 応援要請手続

町長又は弘前地区消防事務組合消防長は、この計画に定めるもののほか、「青森県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、知事に対して防災ヘリコプターの応援要請を行う。

応援要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書により行う。

ア 転院搬送

NO.	項目	内容
1	発生場所	病院名
2	緊急性の有無	傷病の状況
3	傷病者情報	傷病者の人数、年齢、性別、氏名、傷病名、傷病程度、バイタル
4	処置状況・必要資器材	酸素、モニター等の機内持ち込みの有無
5	同乗者	医師、看護師、家族、同行者等
6	搬送先医療機関	調整済みの場合は連絡、未調整の場合は県で調整
7	飛行場外着陸場	搭乗に使用する飛行場外離着陸場
8	地上安全管理	飛行場外離着陸場の安全管理実施者（消防等）
9	気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
10	依頼責任者氏名・連絡手段	市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先
11	搬送先責任者氏名・連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者
12	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼び出しを通報）

イ 救助事案

NO.	項目	内容
1	発生場所	住所・目標（UTM、緯度経度）
2	緊急性の有無	孤立のみ・負傷・傷病の有無
3	孤立者情報	孤立者の人数・傷病者の人数
4	輸送先	孤立地域から輸送する場所
5	飛行場外着陸場	降機する飛行場外離着陸場
6	地上安全管理	飛行場外離着陸場の安全管理実施者（消防等）
7	気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
8	依頼責任者氏名・連絡手段	市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先
9	搬送先責任者氏名・連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者
10	無線コールサイン	呼び出し名（相互呼び出しを通報）

ウ 火災事案

NO.	項目	内容
1	発生場所	住所・目標（UTM、緯度経度）
2	概要及び延焼状況	火災の状況についての情報
3	給水ポイント	他給水・自給水（場所： ）
4	飛行場外着陸場	給水・燃料補給を行う飛行場外離着陸場
5	地上安全管理	飛行場外離着陸場の安全管理実施者（消防等）
6	地上隊の状況	地上隊の活動状況・規模等
7	気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
8	現場指揮者（依頼責任者）との連絡手段及び連絡先	ヘリとの連絡担当者連絡手段・連絡先
9	無線コールサイン	呼び出し名（相互呼び出しを通報）

(4) 防災ヘリコプターの出動

知事は、自ら又は応援要請を受けたときは、災害の状況及び災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災ヘリコプターを出動するものとする。なお、要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに災害発生在市町村等の長に通報するものとする。

また、町長又は弘前地区消防事務組合消防長は防災ヘリコプターの緊急運航の活動を支援する。

(5) 受入態勢

町長又は弘前地区消防事務組合消防長は、防災ヘリコプターの緊急運航が決定した場合は、知事と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入態勢を整える。

ア 離着陸場所の確保及び離着陸場所周辺の警備等の安全確保対策

イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

ウ 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保

エ その他必要な事項

(6) 運航管理

上記のほか、県防災ヘリコプターの運航管理については、航空法等関係法令に定めるもののほか、「青森県防災ヘリコプター運航管理要綱」の定めるところによる。

第8節 避難

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険区域内の住民（訪日外国人等の旅行者を含む。）を保護するため、以下のとおり避難措置を講じるものとする。

1 実施責任者

(1) 避難指示等

避難のための立退きの指示等並びに指定避難所の開設及び収容保護は町長が行うが、町長と連絡がとれない場合は副町長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、避難指示等を町長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容 （要件）	根 拠 法
町長	災害全般	・ 災害対策基本法第60条
警察官	災害全般（ただし、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき又は町長から要求があったとき）	・ 災害対策基本法第61条 ・ 警察官職務執行法第4条
知事	災害全般（ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	・ 災害対策基本法第60条
自衛官	〃（警察官がその場にいない場合に限る）	・ 自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員 水防管理者（町長）	洪水による氾濫についての避難の指示	・ 水防法第29条

(2) 指定避難所の設置

指定避難所の設置は、町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）が行う。

(3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、町長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、町長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容 （要件）	根 拠 法
町長	災害全般 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき	・ 災害対策基本法第63条
警察官	災害全般 同上的場合においても、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき	・ 災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般 同上的場合においても、町長等、警察官がその場にいないとき	・ 災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般 災害の現場において、活動確保をする必要があるとき	・ 消防法第28条 ・ 〃 第36条

実施責任者	内 容 （要件）	根 拠 法
水防団長、水防団員又は 消防機関に属する者	洪水 水防上緊急の必要がある場合	・ 水防法第21条

2 避難指示等の基準

避難指示等は、おおむね次のとおりである。

■ 避難指示等の種類

区 分	発表される状況
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	「今後気象状況悪化のおそれ」 気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 早期注意情報は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、早期注意情報を踏まえたテレビ・ラジオ等における天気予報によって、今後の気象状況の悪化のおそれについて把握することとなる。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	「気象状況悪化」 それぞれ大雨・洪水の気象状況が悪化している状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 これら注意報の発表状況は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、テレビ・ラジオ等における天気予報によって把握することとなる。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)	「災害のおそれあり」 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、町長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。 避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。
【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)	「災害のおそれ高い」 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、町長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)	「災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）」 災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう町長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ただし、災害が発生・切迫※している状況において、その状況を町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は町長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、町は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、町は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ず

区 分	発表される状況
	しも発令されずとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。 ※切迫：災害が発生直前、又は未確認だがすでに発生している蓋 然性が高い状況

■ 避難指示等発令の判断基準例（河川の氾濫の場合）

区分	判断基準
【対象地域の考え方】	
○洪水ハザードマップの浸水想定区域が基本	
○避難情報は水害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 （「立ち退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。）	
○立ち退き避難が必要な区域	
・堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合を想定し、堤防に沿って一定の幅の区域。	
・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋	
・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね1.5m～3mを超える区域の2階建て家屋	
・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（命の危険の脅威はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立ち退き避難をする。）	
・河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：指定河川洪水予報により、十川の五林平水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2：指定河川洪水予報により、十川の五林平水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3：岩木川水系の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4：岩木川の上岩木橋水位観測所・幡龍橋水位観測所、平川下流の百田水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合 5：岩木川の上岩木橋水位観測所・幡龍橋水位観測所、平川下流の百田水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（警戒レベル2水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上記の水位観測所の上流の水位が急激に上昇している場合 ②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）〔警戒レベル3相当〕」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ③下記の水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 6：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で町内河川に「警戒（赤）〔警戒レベル3相当〕」が表示された場合 7：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）により、町域内に「警戒（赤）」が表示された場合 8：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 9：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※5については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数該当する場合。

区分	判断基準
【警戒レベル4】 避難指示	1：指定河川洪水予報により、十川の五林平水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 2：十川の五林平水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、水位が氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合 （計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） 3：岩木川水系の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4：岩木川の上岩木橋水位観測所・幡龍橋水位観測所、平川下流の百田水位観測所の水位が氾濫危険水位（警戒レベル4水位）に到達したと発表された場合 5：岩木川の上岩木橋水位観測所・幡龍橋水位観測所、平川下流の百田水位観測所の水位が避難判断水位（警戒レベル3水位）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上記の水位観測所の上流の水位が急激に上昇している場合 ②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）〔警戒レベル4相当〕」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上記の水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 6：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、町内河川に「危険（紫）〔警戒レベル4相当〕」が表示された場合 7：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で、町域内に「危険（紫）」が表示された場合 8：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 9：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 10：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例1～8に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。 ※発令基準例9については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること
【警戒レベル5】 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 （災害が切迫） 1：十川の五林平水位観測所、岩木川の上岩木橋水位観測所・幡龍橋水位観測所、平川下流の百田水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合 （計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地

区分	判断基準
	盤高)に到達している蓋然性が高い場合) 2:岩木川水系の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合 3:洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で、町内河川に「災害切迫(黒)〔警戒レベル5相当〕」が表示された場合 4:浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)で、町域内に「災害切迫(黒)」が表示された場合 5:堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 6:樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する) 7:板柳町に大雨特別警報(浸水害)が発表された場合(※大雨特別警報(浸水害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと) (災害発生を確認) 8:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(指定河川洪水予報の氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])、水防団からの報告等により把握できた場合) ※発令基準例1～7を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例8の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
注意事項	●避難情報の発令に当たっては、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

河川名	水位観測所名	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
岩木川	上岩木橋水位観測所	41.60m	42.60m	43.10m
岩木川	幡龍橋水位観測所	14.00m	16.10m	16.40m
平川下流	百田水位観測所	2.30m	4.80m	5.20m
十川	五林平水位観測所	11.30m	12.80m	13.16m

3 避難指示等の伝達

避難についての住民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。なお、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫するなど、積極的な避難行動の喚起に努める。

特に、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で高齢者等避難を伝達するなど、危険が切迫する前に十分な余裕をもって、避難指示等を行う。

町は避難指示等の対象地域及び判断時期、避難指示等解除などに関して、国及び県に必要な助言を求めるものとする。

(1) 周知徹底の方法、内容

ア 避難指示等の伝達は、最も迅速かつ的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法による。なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(ア) 信号（警鐘、サイレン）により伝達する。

洪水による避難指示は、次の信号による。

警鐘信号	サイレン信号		
乱 打	約 1 分 ○ —————	約 5 秒 休止	約 1 分 ○ —————

(イ) ラジオ、テレビ放送により伝達する。

(ウ) 防災行政無線（同報無線）、有線放送により伝達する。

(エ) 広報車により伝達する。

(オ) ホームページ等により伝達する。

(カ) 情報連絡員（等）による戸別訪問、マイク等により伝達する。

(キ) 電話により伝達する。

(ク) Lアラート（災害情報共有システム）

(ケ) 携帯電話

イ 町長等避難指示等を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

(ア) 避難が必要である状況、避難指示等の理由

(イ) 危険区域

(ウ) 避難対象者

(エ) 避難経路

(オ) 指定避難所

(カ) 移動方法

(キ) 避難時の留意事項

（参考）情報連絡員等は、避難に当たり次の事項に住民に周知徹底する。

a 戸締り、火気の始末を完全にすること。

b 携帯品は、必要な最小限のものにすること。

c 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

■ 主な非常時持ち出し品リスト

●非常食品

☐ レトルト食品 ☐ 飲料水 ☐ 缶詰（缶切不要タイプ）

●貴重品

☐ 公的機関発行の本人確認証（自動車運転免許証・マイナンバーカード等） ☐ 保険証

☐ 現金 ☐ 通帳・印鑑

●医療品等

☐ 持病の薬（お薬手帳） ☐ 粉ミルク・おむつ ☐ お尻ふき・体ふきシート等

☐ ばんそうこう・包帯 ☐ 体温計・消毒液・マスク

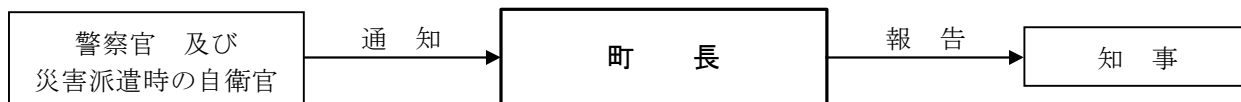
●日用品等

☐ ラジオ ☐ 軍手・タオル ☐ 歯磨きセット ☐ ティッシュペーパー ☐ 生理用品

☐ 懐中電灯・乾電池 ☐ 携帯電話 ☐ 災害用ホイッスル ☐ モバイルバッテリー ☐ ビニール袋（携帯電話 充電用）（靴入れ・ゴミ入れ等） ☐ 下着・上着・靴下・スリッパ等 ☐ 使い捨てカイロ（※冬期間のみ） ☐ アルミ製保温シート（※冬期間のみ）
--

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

ア 避難指示等を発令したときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。



(ア) 町長が避難指示等を発令したとき又は他の実施責任者が避難のための立退きの指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。また、避難指示等を解除した場合も同様とする。この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

a 避難指示等を発令した場合

- (a) 災害等の規模及び状況
- (b) 緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難の別
- (c) 避難指示等を発令した日時
- (d) 避難指示等の対象地域
- (e) 対象世帯数及び対象人数
- (f) 指定避難所開設予定箇所数

b 避難指示等を解除した場合

避難指示等を解除した日時

(イ) 警察官が避難のための立退きの指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知する。

(ウ) 水防管理者（町長）が避難のための立退きの指示をしたときは、その旨を弘前警察署長に通知する。

(エ) 知事又はその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を弘前警察署長に通知する。

イ 避難指示等を行ったときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡し、協力する。

4 避難行動

(1) 目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

住民等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等をしておく必要がある。

ア 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか

イ それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）

ウ どのタイミングで避難行動をとれば良いか

(2) 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

身の安全を確保するためにとる次のすべての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

ア 立退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

イ 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等については、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動や高層階にとどまること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。

ウ 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だがすでに発生している蓋然性が高い状況）し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

■ 避難行動の一覧表

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※ 1の確保の有無	当該行動をとる 避難情報	当該行動が関係 する災害種別
緊急安全確保	・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物（適切な建物が近隣にあると限らない）	・上階へ移動 ・上層階にとどまる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動等	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認等	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保	洪水等
~~~~~警戒レベル4までに必ず避難~~~~~						
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所（小中学校・公民館・高台等） ・安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館等）等	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認等	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動 （※津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否は個々に異なる）	警戒レベル3 高齢者等避難  警戒レベル4 避難指示	洪水等
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動 ・安全な上層階にとどまる等	・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障※2を許容できるかを確認 ・孤立に備え備蓄等を準備等	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル3 高齢者等避難  警戒レベル4 避難指示	洪水等

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ。

## 5 避難方法

避難指示等を行ったときの誘導等は、次のとおりとする。

### (1) 原則的な避難形態

ア 避難指示等が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所ごとになるべく一定地域又は町内（会）などの単位とする。

イ 避難指示等が発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主避難に努める。

### (2) 避難誘導及び移送

ア 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、避難行動要支援者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。

発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

イ 避難誘導員は、町職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、各地域、職場の自主防災組織等のリーダーがこの任務に当たる。

ウ 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。

エ 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。

なお、県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

## 6 指定緊急避難場所の開放

町長は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難等の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。指定避難所においても同様とする。

## 7 指定避難所の開設

### (1) 留意事項

ア 町長は、避難指示等を決定したとき、又は住民の自主避難を覚知したときは、洪水等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに指定避難所を開設するとともに、住民等に対して周知徹底を図る。また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。

イ 開設に先立ち、指定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとと

もに、避難者を受け入れた後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。

ウ 避難者の受入に当たっては、対象者数、指定避難所の受入能力、受入期間等を考慮し、避難者を割り当てるとともに、指定避難所ごとの避難者の情報の把握に努める。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

また、感染症発生を考慮し、指定避難所の受入人員に制限が必要な場合等においては、指定避難所が密になる状況を避けるため、避難者を分散させて割り当てるとともに、必要に応じて他の安全な避難所への誘導、案内等を行うよう努める。

なお、学校が指定避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、町の避難対策に協力する。

エ 要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設する。被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等を福祉避難所としたり、又は民間賃貸住宅、宿泊施設等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

## (2) 事前措置

ア 指定避難所に配置する職員については、あらかじめ町区域の各方面別に担当を定めておき、指定避難所の位置、動員方法、任務等について周知徹底する。

イ 指定避難所に配置する職員数は、避難所1箇所当たり最低3人とし、避難状況により増員する。

ウ 指定避難所に配置する職員について、避難部（税務会計課）の職員のみで不足する場合には、総務部（総務課）に応援職員を要請する。

## (3) 指定避難所の開設手続

ア 町長は、指定避難所を開設する必要があると認めるときは、避難部長（税務会計課長）に開設命令を発する。避難部長（税務会計課長）は、町長からの命令に基づいて、災害の規模、状況に応じ、安全かつ適切な場所を選定して指定避難所を開設し、直ちに職員を配置して所要の措置をとる。なお、学校が指定避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、町の避難対策に協力する。指定避難所の事前指定等については、第3章第10節「避難対策」による。

イ 町長（税務会計課）は、指定避難所を開設した場合には、その状況を速やかに知事に報告する。

また、指定避難所を閉鎖した場合も同様とする。この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

### (ア) 開設した場合

- a 指定避難所を開設した日時
- b 場所（指定避難所名を含む。）及び箇所数
- c 避難人数
- d 開設期間の見込み

### (イ) 閉鎖した場合

- a 指定避難所を閉鎖した日時

b 最大避難人数及びそれを記録した日時

(4) 指定避難所における職員の任務

ア 一般的事項

- (ア) 指定避難所開設の掲示
- (イ) 避難者の受付及び整理
- (ウ) 日誌の記入
- (エ) 食料、物資等の受払及び記録
- (オ) 避難者名簿の作成

イ 本部への報告事項

- (ア) 指定避難所の開設（閉鎖）報告
- (イ) 指定避難所状況報告
- (ウ) その他必要事項

ウ 指定避難所の運営管理

(ア) 費用

指定避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(イ) 指定避難所の責任者及び連絡員の指定

指定避難所を開設したときは、指定避難所の管理責任者、連絡員を指定し、指定避難所の運営管理と避難者の保護に当たらせる。

(ウ) 適切な管理

a 指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。

b 指定避難所におけるプライバシーを確保するとともに、要配慮者に配慮し、良好な生活環境の確保に努める。

また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

c 女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努める。また、男女共用の多目的トイレの活用など性的マイノリティにも配慮する。

d 避難者の健康を確保するため、医師、保健師、看護師等の救護班による巡回相談や心のケアの実施に努める。

e 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミー

クラス症候群)の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

- f 指定避難所の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- g 指定避難所で生活せず、食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。
- h 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- i 福祉支援を必要とする避難者を把握し、適切な支援に努める。
- j 指定避難所における感染症対策のため、レイアウトの設定に当たっては、避難者間の距離の確保、間仕切りの設置等に留意する。また、換気や消毒等の衛生管理を行うとともに、手洗いやマスクの着用等、個々の避難者が可能な対策について、避難者の協力を得るよう努める。さらに、避難者の受入時・受入中の定期的な健康確認を行う。感染が疑われる者が発生した場合には、別室への隔離等の措置を講じるとともに、管轄する保健所に連絡し、必要な指示を受けるものとする。

## 8 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の児童生徒等及び入所者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項をあらかじめ定めた避難に関する要領により実施する。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位及び編成等
- (3) 誘導責任者及び補助者
- (4) 避難の要領、措置、注意事項等

## 9 警戒区域の設定

町長等は、災害による生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。

- (1) 時機を失することのないよう迅速に実施する。
- (2) 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- (3) 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- (4) 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に「板柳町」等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板、ロープ等で明示する。
- (5) 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

### ア 設定の理由

警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、住民に周知する。

イ 設定の範囲

「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等をなるべく分かりやすく周知する。

## 10 孤立地区対策

町は、災害により孤立地区が発生した場合は、町防災行政無線、地域防災無線、簡易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保するとともに、孤立状態の解消に努める。また、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難、食料、飲料水及び生活必需品等の救援物資の搬送による物資供給など必要な対策を行う。

## 11 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない。」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

## 12 広域避難者対策

所在が把握できる広域避難者に対しては、生活必需品等の物資等が提供されるよう努める。

## 13 訪日外国人旅行者対策

町は、災害多言語支援センターを設置し、通訳ボランティアを指定避難所に派遣するなどして支援体制の確保に努めるほか、被災状況、指定避難所等の場所及び避難路、指定避難所等におけるルール等に関する情報提供を多言語により行うよう努める。

## 14 応援協力関係

- (1) 町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。
- (2) 町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (3) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (4) 町、県及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づ

- き、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (5) 町、県及び事業者は、広域避難に当たっては、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ適切な情報を提供できるように努めるものとする。
- (6) 町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、他市町村と協議し、又は他都道府県の市町村への収容については県に対して当該都道府県との協議を求める。
- (7) 町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (8) 県は、旅館・ホテル等を避難所として確保するため、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づき、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合に協力を要請する。また、町は、要配慮者の受入について、県に対して要請する。
- (9) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

## 15 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

## 第9節 消防

風水害等の災害時における火災等による被害を軽減するため、以下のとおり出火防止措置及び消防活動を行うものとする。

### 1 実施責任者

災害時における消火活動、救急・救助活動は、弘前地区消防事務組合消防長が行う。

### 2 出火防止・初期消火

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、災害発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、日頃あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

### 3 消火活動

弘前地区消防事務組合は、適切かつ迅速な消火活動を行うほか、広域的な火災においては、消防隊の絶対数の不足、消防車等の通行障害の発生等が想定されるため、消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼防止線を設定するなど、消防力の効率的運用を図る。

### 4 救急・救助活動

災害時によっては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、弘前地区消防事務組合は、医療機関、西北五医師会、日本赤十字社青森県支部板柳分区、弘前警察署と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

### 5 町消防計画

災害時における弘前地区消防事務組合消防本部及び板柳消防署並びに板柳町消防団の部隊編成、緊急消防援助隊登録部隊の充実強化、実践的な訓練等を通じた人命救助活動の支援等を含む具体的対策等については、町消防計画等による。

### 6 応援協力関係

- (1) 町は、自ら応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請する。
- (2) 町長は、特に必要があると認めたときは知事に対し、広域航空消防応援（ヘリコプター）、緊急消防援助隊による応援を含め、自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。
- (3) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

## 第10節 水防

洪水、浸水による被害の軽減を図るため、以下のとおり水防活動を行うものとする。

### 1 実施責任者

災害時における水防活動は、町長（水防管理者）が行う。

### 2 監視、警戒活動

洪水の襲来が予想されるときは、町長（水防管理者）は直ちに河川、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒に当たる。

また、水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなどの迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、国及び県と連携し、現地における迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場合において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入禁止、又はその区域からの退去等の指示を実施する。

### 3 水門、樋門の操作

水門、樋門、高圧又は高位部の水路等の管理者は、洪水の発生が予想されるときは、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

### 4 応急復旧

河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講じる。

### 5 水防活動従事者の安全確保

上記2～4の活動に当たっては、従事者の安全が図られるよう配慮する。

### 6 水防計画の策定

水防計画の策定に当たっては、水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するものとする。

### 7 警戒水位の周知

(1) 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、町等へ河川水位等の情報を提供するように努めるものとする。

- (2) 町は、町が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生じる場合において、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位を示し、その状況を直ちに水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。
- (3) 県は、町長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。
- (4) 町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

## 8 その他

その他具体的対策等については、県及び町水防計画による。

## 9 応援協力関係

- (1) 町は、自ら応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請する。
- (2) 町長は、特に必要があると認めたときは知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。
- (3) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。
- (4) 水防管理者（町長）は、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

## 第11節 救出

風水害等により生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態にある者の救出、又は捜索を実施するため、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

### 1 実施責任者

災害対策基本法その他法令に定められた応急対策実施責任者はもちろん、災害の現場にある者は、救出及び捜索を行う。

- (1) 町長（弘前地区消防事務組合消防長）（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）

災害により救出又は捜索を要する事態が発生した場合は、弘前警察署その他の関係機関と連携を密にしながら救出又は捜索を実施する。

### 2 救出方法

- (1) 陸上における救出

町（弘前地区消防事務組合）及び弘前警察署は、災害により救出を要する事態が発生した場合、直ちに救出又は捜索を実施する。

ア 消防機関、警察官等により救出隊を編成する。

イ 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各機関との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。

ウ 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じ町長等が指示する。

エ 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、災害の規模に応じて、知事に対し県防災ヘリコプターの運航要請又は自衛隊への災害派遣要請の要求を行うほか、町内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期する。

オ 救出現場には負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて救護班の出動を求める。

カ 負傷者は、消防機関は速やかに医療機関（救護所を含む。）へ搬送する。

キ 消防機関は、健康推進部（健康推進課）の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動を円滑に実施する。

ク 事業所等で災害が発生した場合、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後は、その指揮を受けて救出活動を実施する。

### 3 救出を要する者を発見した場合の通報等

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに通報する。

機関名	担当課	所在地	電話	備考
板柳町役場	総務課	板柳町大字板柳字土井239-3	73-2111	
弘前地区消防事務組合 板柳消防署	通信指令課	板柳町大字灰沼字岩井70	73-2339	119番

機関名	担当課	所在地	電話	備考
弘前警察署	警備課	弘前市大字八幡町3-3-2	32-0111	110番

#### 4 救出資機材の調達

救出活動に必要な資機材は、町長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。

#### 5 応援協力関係

- (1) 町は、自ら又は自主防災組織、事業所等の協力によっても救出が困難な場合、県へ救出の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他の市町村へ応援を要請する。
- (2) 町長は、特に必要があると認めたときは知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。また、町は、自衛隊等の救援活動を容易にするため、救援活動の活動拠点として提供する公園、グラウンド等を自衛隊の指定部隊長等とあらかじめ協議し、候補地を指定するとともに、状況の変化に応じた情報の更新を行う。
- (3) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。
- (4) 災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所（現地調整所）を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。
- (5) 町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。
- (6) 町は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県と連携の上、安否不明者の氏名、住所の一部、性別、年齢等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

#### 6 その他

- (1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。
- (2) 実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

## 第12節 食料供給

風水害等の災害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者等に対し、速やかに食料を供給するため、以下のとおり必要な米穀等の調達及び炊き出し、その他の食品の供給（備蓄食品の供給を含む。）措置を講じるものとする。

### 1 実施責任者

- (1) 町長は、備蓄状況を考慮し米穀、その他の食品を調達する。
- (2) 町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）は、炊き出し及びその他の食品の供給を行う。

### 2 食品の調達

#### (1) 調達担当

調達担当は、町民部（町民生活課）とする。

#### (2) 食料の確保

ア 町は、住民が各家庭や職場で、平時から「最低3日分、推奨1週間分」の食料を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。

イ 町は、住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通在庫備蓄に努める。特に乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）や咀嚼しやく・嚥下に配慮した食品・食物アレルギー対応食など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。

ウ 流通備蓄の実効性を確保するため、民間事業者等との間で災害時の食料調達に関する協定の締結を推進する。

エ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

#### (3) 米穀の調達

##### ア 応急用米穀

町は、給食供給を必要とする事態が発生した場合、給食に必要な米穀の数量等を記載した申請書を県に提出する。ただし、書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を県に提出する。

##### イ 災害救助用米穀

町は、直接農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請した場合は、速やかに県に連絡することとし、県は必要な災害救助用米穀の数量等について農林水産省に連絡する。

#### (4) その他の食品及び調味料の調達

町は、その他の食品及び調味料を次により調達する。

##### ア パン、おにぎり、即席めん等の調達

町は、パン、おにぎり、即席めん等の供給を行う必要がある場合、生産業者又は販売業者

から求める。地元調達ができない場合は、県にあつせんを要請する。

イ 副食、調味料の調達

町は、副食、調味料の供給を行う必要がある場合、副食、調味料生産者又は販売業者から求める。地元調達ができない場合は、知事にあつせんを要請する。要請により、知事は、農業・漁業団体及びその他の機関に協力を求め調達する。さらに必要に応じて、国や指定地方公共機関に要請して調達し、町に供給する。

ウ 副食、調味料等の調達先及び調達可能数量等は、次のとおりである。

(ア) 弁当、パン、うどん麺類等製造所等、インスタント食品調達先

調達先	所在地	電話番号	備考
トライアル板柳店	板柳町大字福野田字実田91-1	73-5580	
(株)伊徳 板柳店	板柳町大字三千石二湯7-1	73-3200	
マックスバリュ板柳店	板柳町大字灰沼字東265-1	79-2366	
スーパードラックアサヒ板柳店	板柳町大字灰沼字岩井42	73-3377	
ハッピードラッグ青森板柳店	板柳町大字福野田字実田23-1	55-9123	
ツルハドラッグ板柳店	板柳町大字灰沼字東267-1	79-2065	
ツルハドラッグ板柳福野田店	板柳町大字実田4-15	40-2340	
ローソン板柳辻福岡店	板柳町大字辻字福岡67-1	79-1163	
ファミリーマート三千石店	板柳町大字三千石字木賊107-1	79-2353	
ファミリーマート板柳三千石店	板柳町大字三千石字合吉56-4	79-1512	
セブンイレブン板柳辻店	板柳町大字辻字松元41-1	73-2411	
薬王堂 青森板柳SC店	板柳町大字福野田字常盤5-1	40-4338	

(イ) 調達、供給食料の集積場所

調達食料及び供給食料の集積場所は、次のとおりである。

施設名	所在地	管理 責任者	電話番号	施設の 概況	配分対象 区域	備考
板柳中学校	板柳町大字三千石字五十嵐103		73-3105		町内全域	
旧板柳高等学校	板柳町大字太田字西上林46		72-1800		町内全域	
(株)津軽りんご市場	板柳町大字三千石字二湯21-3		72-1211		町内全域	

### 3 炊き出しその他による食品供給の方法

(1) 炊き出し担当

ア 炊き出し担当は町民部（町民生活課）とする。

イ 炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。

(2) 供給対象者

炊き出し及びその他の食品の供給対象者は次のとおりとする。

ア 指定避難所に避難している者

イ 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事ができない者

(ア) 床上浸水については、炊事道具が流失しあるいは土砂に埋まるなどにより炊事のできない者を対象とする。

(イ) 親せき、知人宅等に寄寓し、そこで食事ができる状態にある者については対象としない。

ウ 被害を受け一時縁故先に避難する者

(ア) 食品をそう失し、その持ち合わせのない者に対しては応急食料品を現物をもって支給する。

(イ) 被害を受けるおそれがあるため、他へ避難する者は原則として対象としない。

エ 旅行者、一般家庭の来訪者、列車、船舶の乗客等であって食料品の持ち合わせがなく調達ができない者

なお、旅客鉄道事業者が必要な救済措置を講じる場合は対象としない。

オ 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

カ 自宅にて避難生活をしている者

(ア) 健康状態に問題が無く、食料調達が可能な者がいる場合は対象としない。

(イ) 体調不良、要配慮者等外出が困難な者（町内会長等が住家へ配布）

(3) 給与栄養量

給与栄養量はおおむね次のとおりとする。

指定避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量（1歳以上、1人1日当たり）

ア エネルギー：1,800～2,000kcal

イ たんぱく質：55g 以上

ウ ビタミンB 1：0.9mg 以上

エ ビタミンB 2：1.0mg 以上

オ ビタミンC：80mg 以上

(4) 必要栄養量の確保

供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか栄養摂取状況調査を行い、その結果をもとに、管理栄養士等の助言を得ながら、栄養素の確保に努める。

(5) 炊き出しの実施場所

炊き出しの実施場所は、次のとおりである。

実施場所	炊き出し対象区域	炊き出し能力	機材等の整備状況	炊き出し実施班の編制	備考
板柳中学校	町内全域	900	炊飯器、食器類		
板柳南小学校	町内全域	600	炊飯器、食器類		
板柳北小学校	町内全域	300	炊飯器、食器類		
小阿弥小学校	町内全域	100	炊飯器、食器類		
板柳東小学校	町内全域	100	炊飯器、食器類		

(8) 炊き出しの協力団体

炊き出しは、必要に応じ次の協力団体に協力を求める。

団体名	代表者	会員数	連絡方法	備考
板柳中央地区コミュニティ連絡協議会	会長	75人	電話	
板柳町女性団体連絡協議会	会長	8人	電話	
板柳町赤十字奉仕団	委員長	21人	電話	

## 4 炊き出し及びその他の食品の配分

### (1) 配分担当等

ア 食料品の配分担当は町民部町民班（町民生活課）とする。

イ 町民班の構成は次のとおりとする。

集積場所	部 長	班 長	班員	備 考
板柳町役場	町民生活課長	町民生活課長補佐	7名	

### (2) 配分要領

町長は、指定避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。

ア 炊き出しは、指定避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。また、給食施設等の利用が可能な場合は、できるだけ活用し、炊き出しを行う。

イ 炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、自主防災組織、日赤奉仕団、食生活改善推進員連絡協議会、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。

ウ 避難者等に供給する食料は、現に食し得る状態にある物とし、原材料（米穀、しょう油等）として支給することは避ける。

エ 避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ、組又は班等を組織し、責任者を定め、確実に人員を把握するなどの措置をとり、配分もれ又は重複支給がないよう適切に配分する。

オ 食料の配分に当たっては、良好な健康状態の確保のため、管理栄養士等の助言に基づき、必要に応じて栄養バランスを考慮した配分を行うこととする。

## 5 応援協力関係

(1) 町は、自ら炊き出し及びその他の食品の給与の実施が困難な場合、県へ炊き出し及びその他の食品の給与の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

(2) 町長は、特に必要があると認めたときは知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

(3) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

## 6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

## 第13節 給水

風水害等の災害による水道、井戸等の水道施設の破損又は井戸等の汚染等により、飲料水を確保できない者に対して給水するため、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

### 1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。

### 2 飲料水の確保及び給水

#### (1) 給水担当

給水担当は上下水道部（上下水道課）とする。

#### (2) 対象者及び供給量

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、断滅水、枯渇又は汚染したため、現に飲料水を得ることができない者に対し、備蓄飲料水を含め、最小限1人1日3リットル程度を確保するものとし、状況に応じ増量する。

また、被災者が求める給水量の経時的な増加や、医療機関等の継続して多量の給水を必要とする施設への給水確保について配慮する。

#### (3) 給水方法

水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。また、給水可能数量の把握に努める。

ア 浄水施設や配水池に被害があり、配水池からの給水ができなくなった場合、配水池を緊急遮断し、給水施設を設けて給水所とする。（最大給水可能数量：2,540 m³）

イ 配水管が部分的に破損した場合、緊急遮断装置等により配水管を部分的に遮断し、配水設備を設けて給水所とする。（給水可能数量：3,975 m³/日）

ウ 消火栓を使用できる場所では、これを給水所とする。（給水可能数量：3,975 m³/日）

エ 給水タンク（1,000ℓ×2台）、容器等を使用して必要水量を運搬し、給水する。（給水可能数量：8 m³/日）

※給水可能数量は、あくまでも目安である。

### 3 給水資機材の調達等

町は、地域内の指定給水装置工事事業者から給水タンク等の資機材を調達する。ただし、指定業者が被害を受け地域内で給水資機材を調達できない場合は、県又は隣接市町村に対し調達のあつせんを要請する。

地域内所在の給水資機材は、次のとおりである。

種別 所有者等	浄水器 能力水量	給水タンク 能力水量	給水 能力水量	給水車 能力水量	浄水薬品	電話 番号	備考
					塩素		
板柳町	-	2,000ℓ	4,000ℓ	-	54ℓ	73-2111	給水袋 6 L 500枚 10 L 100枚

※消毒液（塩素）については、津軽広域水道企業団の取引業者を参考とする。

## 4 給水施設の応急措置

災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

### (1) 資材等の調達

町は、地域内の指定給水装置工事事業者から給水タンク等の資機材を調達する。ただし、指定業者が被害を受け地域内で給水資機材を調達できない場合は、県又は隣接市町村に対し調達のあつせんを要請する。

### (2) 応急措置の重点事項は次のとおりとする。

ア 有害物等の混入防止及び井戸等補給用水源の広報

イ 取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水施設の応急的な復旧工事又は保守点検

ウ 井戸水の滅菌使用その他飲料水の最低量確保

## 5 応援協力関係

(1) 町は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、飲料水の供給に要する人員及び給水資機材の確保について、水道災害相互応援協定に基づき、県（県土整備部長）へ応援を要請する。

(2) 町長は、特に必要があると認めたときは知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

(3) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

## 6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

## 第14節 応急住宅供給

風水害等の災害により住宅に被害を受け、自己の資力により住宅を確保することができない者及び応急修理をすることができない者を救済するため、以下のとおり応急仮設住宅の建設若しくは借上又は応急修理等を行うものとする。

### 1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び被害住家の応急修理は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。

### 2 既存住宅ストックの活用

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、建設型応急住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

### 3 応急仮設住宅の建設及び供与

応急仮設住宅の建設及び供与は、次により行う。

#### (1) 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、被災者が相当期間居住することを考慮に入れ、あらかじめ作成した建設予定地リストから次の事項に留意して土地を選定する。

なお、原則として公有地を選定し、やむを得ない場合は私有地を選定するが、後日問題の起こらないよう十分協議する。

ア 二次災害の発生のおそれのない場所

イ 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所

ウ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所

エ 被災者の生業の見通しがたつ場所

地区名	名 称	所在地	面積	所有者	備考
市街地	多目的ホール空地	板柳町栄町	20,000㎡	板柳町	
旧沿川地区	津軽みらい農業協同組合ライスセンター空地	板柳町上常海橋	5,000㎡	〃	
旧畑岡地区	旧畑岡小学校跡地	板柳町横沢	5,000㎡	〃	
旧畑岡地区	旧板柳高等学校運動場	板柳町太田	40,000㎡	〃	
旧小阿弥地区	上下水道課 配水場	板柳町深味	20,000㎡	〃	

(2) 建設方法

建設は、建設業者に請け負わせて行う。

(3) 供与

ア 対象者

災害により、住宅が全壊（焼）、又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者

イ 管理及び処分

(ア) 応急仮設住宅は、適切に維持管理するとともに、被災者に対し、一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることから、なるべく早い機会に他の住居へ転居できるよう住宅のあつせんを積極的に行う。

(イ) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、処分する。

(4) 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、家庭動物の受入や、応急仮設住宅における福祉仮設住宅の配置に配慮する。

(4) 公営住宅、民間賃貸住宅等の活用

町は、関係機関と連携しながら、応急仮設住宅が建設されるまでの間、又は応急仮設住宅の建設に代えて、公営住宅、民間賃貸住宅等の既存住宅ストックの積極的な活用を図るものとする。

この際、当該住宅への避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

## 4 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、次により行う。

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 対象者

災害により、住家が半壊し、半焼し又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

イ 方法

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 対象者

災害により、住家が半壊し、半焼し又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 方法

- (ア) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、建設業者に請け負わせて行う。
- (イ) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、台所及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に限るものとする。

## 5 建設方法、建築資材の調達及び建築技術者の確保

- (1) 応急仮設住宅の建設は、地域整備部（地域整備課）が担当し、原則として競争入札による請負とする。
- (2) 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設に必要な建築資材は、町内の次の関係業者とあらかじめ協議し、調達する。関係業者において資材が不足する場合は、県に対し資材のあっせんを要請する。

調達先	所在地	電話番号	調達可能数量		備考
			品名	数量	
㈱芳賀信建設	栄町	72-1329	鉄材	250世帯	町内業者相互の協力体制とするが、代表調達先として定める
岩間製材所	田中錦町	73-2509	木材		
板建ガラス工業	栄町	72-0195	サッシ、建具		
八谷ベニヤ商会	仲町	73-2622	建材等		
三和設備	大町	73-3247	洗面、流し、便器、便漕		
川口畳店	太田	73-2734	畳		
(有)千葉ブロック工業	藤崎町	65-3371	基礎ブロック		

- (3) 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者について、町内の次の組合等とあらかじめ協議し、確保する。

町内で建築技術者が確保できない場合は、県に対しあっせんを要請する。

団体名	電話番号	技術者等人員	備考
板柳大工組合	73-2422	50人	設計者を含む
板柳建設業組合	73-4106	20人	
板柳左官業組合	73-3028	20人	

## 6 住宅のあっせん等

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるようあらかじめ体制を整備する。

## 7 応援協力関係

- (1) 町は、自ら応急仮設住宅の建設若しくは借上又は住宅の応急修理が困難な場合、県へ応急仮設住宅の建設若しくは借上、住宅の応急修理の実施又はこれに要する人員及び建築資材の確保について、市町村相互応援協定に基づき他の市町村へ応援を要請する。
- (2) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

## 8 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

## 第15節 遺体の搜索、処理、埋火葬

被災地の住民が風水害等の災害により行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される場合、以下のとおり搜索並びに死体の処理及び応急的な埋火葬を行うものとする。

### 1 実施責任者

- (1) 災害時における遺体の搜索は、警察官の協力を得て、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。
- (2) 災害時における遺体の処理は、弘前警察署の協力を得て、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任された町長）が行う。
- (3) 災害時における遺体の埋火葬は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。

### 2 遺体の搜索

#### (1) 対象

行方不明の状態にある者で、次のような周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者

ア 行方不明の状態になってから相当の期間を経過している場合

イ 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の指定避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合

ウ 災害発生後、ごく短時間のうちに引き続き当該地域に災害が発生した場合

#### (2) 遺体の搜索の方法

遺体の搜索は、町、警察官、消防職団員等により搜索班を編成し、実施する。

なお、遺体の搜索に際しては、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、遺体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係する医療機関と緊密な連絡をとる。

#### (3) 事務処理

災害時において、遺体の搜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

ア 実施責任者

イ 遺体発見者

ウ 搜索年月日

エ 搜索地域

オ 搜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む。）

カ 費用

### 3 遺体の処理

## 第4章 災害応急対策計画

### (1) 対象

遺体の処理は、後記4の遺体の埋火葬の場合に準ずる。

### (2) 遺体の処理の方法

ア 弘前警察署は、医師等の協力等を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。

イ 医療機関は、遺体の死因その他について医学的検査をする。

ウ 町は、遺体の識別、腐乱防止等のため、洗浄、縫合、消毒等を必要に応じて行う。

エ 大規模災害発生時に、多数の遺体が発生する事態に備えて、町は、県及び県警察と連携し、多数の遺体の検視及び一時保存が可能なイベント施設、公民館、体育館又は廃校等の屋内施設の確保に努める。

町は、遺体の身元確認又は埋火葬が行われるまでの間、当該屋内施設に遺体を一時保存するものとする。

施設名	管理者	所在地	電話番号	施設概要	収容能力	備 考
板柳中央病院	病院長	栄町	73-3231	死体安置場	1体	
板柳町老人憩の家	町長	栄町	72-0965	和室	20体	指定管理者 板柳町老人クラブ連合会

注) 板柳町老人憩の家は、指定避難所となっているが、遺体安置所として使用する際には、指定避難所としての活用はしないものとする。

### (3) 事務処理

災害時において、遺体の処理をした場合は、次の事項を明らかにしておく。

ア 実施責任者

イ 死亡年月日

ウ 死亡原因

エ 遺体発見場所及び日時

オ 死亡者及び遺族の住所氏名

カ 洗浄等の処理状況

キ 一時収容場所及び収容期間

ク 費用

## 4 遺体の埋火葬

### (1) 対象

災害時の混乱の際に死亡した者で、おおむね次の場合に実施する。

なお、埋火葬に伴う事務処理は迅速に行う。

ア 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、埋火葬を行うことが困難であるとき

イ 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき

ウ 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つば等が入手できないとき

エ 埋火葬すべき遺族がいらないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難であるとき

(2) 遺体の埋火葬の方法

ア 埋火葬の程度は、応急的な仮葬とする。

イ 埋火葬の方法は、原則として火葬とする。

ウ 埋火葬は、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給、あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供によって実施する。

エ 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時的保管を依頼し、縁故者がわかり次第、引き継ぐものとする。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋葬する。

オ 火葬及び埋葬予定場所は、次のとおり定めておく。

(ア) 火葬場

名称	所在地	管理者	電話番号	1日処理能力	使用燃料	備考
板柳町斎場	板柳町大字柏木 字鴨泊172番地1	板柳町長	77-2226	3体	灯油	

(イ) 埋葬予定場所

名称	所在地	管理者	電話番号	埋葬可能人員	施設概要	備考
板柳町営墓地	板柳町大字深味 字東西田52番地1	板柳町長		22体	墓地	

(3) 事務処理

災害時において、遺体の埋火葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

ア 実施責任者

イ 埋火葬年月日

ウ 死亡者の住所、氏名

エ 埋火葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係

オ 埋火葬品等の支給状況

カ 費用

## 5 応援協力関係

(1) 町は、自ら遺体の搜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合、県へ遺体の搜索、処理、埋火葬の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村へ応援を要請する。

(2) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

## 6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

## 第16節 障害物除去

風水害等の災害により、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、又は道路等に堆積した場合、また、道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生した場合、被災者の保護、被害の拡大防止及び緊急通行車両の通行の確保のため、以下のとおり障害物を除去するものとする。

### 1 実施責任者

- (1) 住家等における障害物の除去は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。
- (2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去は、それぞれ道路管理者、河川管理者、鉄道事業者が行う。

### 2 障害物の除去

- (1) 住家等における障害物の除去

住家等の障害物の除去は、次により行う。

#### ア 対象者

災害により、住家等が半壊し、又は床上浸水し、居室、台所等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去できない者

#### イ 障害物除去の方法

- (ア) 障害物の除去は、自らの組織、要員、資機材を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
  - (イ) 除去作業は、居室、台所、便所等日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限るものとし、当面の風雨をしのぐ程度の主要物件の除去を行う応急的なものとする。
- (2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去

道路、河川、鉄道における障害物の除去は、次により行う。

#### ア 道路及び河川における障害物の除去

- (ア) 道路における障害物の除去は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ交通の確保のための支援を要請する。
- (イ) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- (ウ) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合であって、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所に大規模な滞留に対応するための資機材を、地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。

(エ) 国は道路管理者である県及び町に対し、県は道路管理者である町に対し、広域的な見地から緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、放置車両や立ち往生車両の移動が必要と認められるときは指示を行うことができる。

(オ) 河川における障害物の除去は、当該河川の管理者が行い、溢水の防止及び護岸等の決壊を防止する。

(カ) 道路及び河川の管理者は、災害の規模、障害の内容等により、相互に協力し交通の確保を図る。

#### イ 鉄道における障害物の除去

鉄道における障害物の除去は、当該鉄道の事業者が行い、輸送の確保を図る。

### 3 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。

(1) 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空き地、その他廃棄に適当な場所とする。

(2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所とする。

### 4 資機材等の調達

障害物の除去に必要な資機材等は、次により調達する。

(1) 障害物の除去に必要な資機材等は、実施機関所有のものを使用するほか、適宜関係業者等の協力を求めて調達する。

(2) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、資機材等に合わせて確保する。

(3) 作業要員の確保は、第4章第21節「労務供給」による。

(4) 障害物の除去に要する資機材等の現有状況は、次のとおりである。

所有者	所在地	電話番号	機械器具及び操作員の名称数量等						
			バックホウ	ショベル	タンク	ユニック	クレーン	トラック	その他
板柳町	大町	73-2111	1	4	2	2		6	
(株)芳賀信建設	栄町	72-1239	4	1	1	2			
(有)芦田建設	掛落林	73-1745	3		4	1			水中ポンプ 4
(株)外崎道路	文京町	73-5597	5	2	3	2	1		
(株)荒鷲建設	赤田	79-1234	7	5	12	3		1	クローラタンク 2、 水中ポンプ 3、 発電機 2
(株)丸源産業	大蔵町	73-3627	5	4	6	2		2	発電機 4
(有)濱名土木	長野	79-2053	2		12				

## 第4章 災害応急対策計画

所有者	所在地	電話番号	機械器具及び操作員の名称数量等						
			バックホウ	ショベル	タンク	ユニット	クレーン	トラック	その他
(有)太田工務店	太田	73-3515	1	1	2	1		2	
(有)昭連商事	高増	77-2690	2	1	10				大型車両運搬車1
(有)米澤建設	田中錦町	73-5532						3	
(有)米澤仁建築事務所	田中錦町	73-2422			1			1	
三和設備	大町	73-3247	2		1			1	水中ポンプ2、発電機1
(株)名越工務店	田中錦町	73-2071	1		1			2	
(有)菊水工業	三千石	79-1313							5人乗りワゴン3、発電機2
(有)三浦建工	横沢	72-1188			1				発電機1
(株)川晋組	常海橋	79-3035			1			1	水中ポンプ3
(株)寿工業	栄町	73-2438							10人乗ワゴン2
千葉住建	栄町	79-1212						1	
(有)稲部電気商会	三千石	73-3508				1			高所作業車2
張山電気(株)	弘前市	32-6223	1	1		1			高所作業車3
(株)青森舗道	中泊町	0173-53-2232	4	2	4		1		マカダムローラー1、タイヤローラー1

## 5 応援協力関係

- (1) 町は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、県へ障害物の除去の実施又はこれに必要な人員及び資機材等について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村へ応援を要請する。
- (2) 町長は、特に必要があると認めたときは知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。
- (3) 道路管理者及び港湾管理者は、発災後の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。
- (4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

## 6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

## 第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与

風水害等の災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）をそう失、又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給（貸）与するため、次のとおり応急措置を講じるものとする。

### 1 実施責任者

生活必需品等の確保・調達及び被災者に対する給（貸）与は、町長（災害救助法が適用された場合又は災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（以下「法外援護」という。）の適用基準に達した場合は知事及び知事から委託された町長）が行う。

### 2 確保

- (1) 県及び町は、住民が各家庭や職場で、平時から「最低3日分、推奨1週間分」の生活必需品等を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。
- (2) 町は、住民の備蓄を保管するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄又は流通在庫備蓄に努める。
- (3) 町は、流通在庫備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の生活必需品等の調達に関する協定の締結を推進するなどの実効性の確保を図る。
- (4) 町及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

町の備蓄物資の在庫数状況は次のとおりである。

（令和7年3月現在）

No.	品 名	数 量	
1	毛布（真空パック式）	500	枚
2	タオル類	1,480	枚
3	ブルーシート	76	枚
4	土のう袋	1,150	枚
5	発電機	10	台
6	非常用電源装置	2	台
7	メガホン	20	個
8	LEDランタン	50	個
9	コードリール	20	個
10	パーティション（パネルH1800）	20	台
11	避難所用間仕切り（4部屋セット）	6	組
12	防災用マルチルーム	5	組
13	ワンタッチベッド	130	台
14	ワンタッチパーテーション	115	台
15	折畳キャンピングマット	75	枚

#### 第4章 災害応急対策計画

No.	品 名	数 量	
16	マルチポータブルチャージャー	20	個
17	備蓄用ガソリン	80	缶
18	アルファ化米個食セット 1箱/50食入	1,190	食
19	レトルト長期保存食 1箱50食入	2,000	食
20	サバイバルフーズ備蓄食 1箱/6缶入/60食	360	食
21	保存水	2,776	本
22	保存用ビスココンパクトタイプ	1,260	個
23	子供用おむつ	3,816	枚
24	大人用おむつ	312	枚
25	生理用品	1,290	枚
26	トイレットペーパー	2	箱
27	トイレ使い捨てパック	560	回
28	組立簡易便座	24	台
29	パーソナルテントSタイプ	18	張
30	パーソナルテントLタイプ	6	張

### 3 調達

#### (1) 調達担当

調達担当は、企画財政部（企画財政課）とする。

#### (2) 調達方法

町内の災害時応援協定締結業者等から調達するものとするが、当該業者等が被害を受け調達できない場合は、県又は他市町村に応援を求め調達する。

調達先及び調達可能数量は、おおむね次のとおりとする。

品名	調達先	所在地	電話番号
被服、寝具	荒井ふとん店	板柳町大字福野田字実田53-7	73-2953
	三上ふとん店	板柳町大字福野田字増田31-2	72-1357
	ファッションセンターしまむら板柳店	板柳町大字灰沼字東262-1	79-1810
日用雑貨	マックスバリュ板柳店	板柳町大字灰沼字東265-1	79-2366
	トライアル板柳店	板柳町大字福野田字実田91-1	73-5580
	(株)伊徳 板柳店	板柳町大字三千石二湯7-1	73-3200
	コメリ板柳店	板柳町大字灰沼字東259-5	79-1251
	又二金物店	板柳町大字板柳字土井102-2	73-2302

## (3) 調達物資の集積場所

調達物資及び義援による物資の集積場所（二次集積所）は、次のとおりである。

施設名	住所	概算面積 (㎡)	指定避難所 との重なり	10 t トラックの アクセス可否
板柳町多目的ホール あふる	板柳町大字灰沼字岩井61	3,100	●	●
板柳中学校体育館	板柳町大字三千石字五十嵐103	1,300	●	●
板柳北小学校体育館	板柳町大字赤田字田川13	1,300	●	●
板柳南小学校体育館	板柳町大字辻字岸田75-1	1,200	●	●
小阿弥小学校体育館	板柳町大字大俵字富永39-2	1,200	●	●
板柳東小学校体育館	板柳町大字常海橋字稲葉197-21	1,200	●	●
板柳町公民館体育館	板柳町大字福野田字実田11-7	1,000	●	●
旧板柳高等学校体育館	板柳町大字太田字西上林46	2,300	●	●
ライスセンター	板柳町大字常海橋字俵元106-3	1,700		●
横沢会館	板柳町大字横沢字東宮元2-1	400	●	

## 4 給（貸）与

町は、次により給（貸）与を行う。

なお、県が調達した生活必需品は、県が町に輸送・供給し、町が給（貸）与する。

## (1) 給（貸）与担当等

ア 給（貸）与担当は、介護福祉部福祉班（介護福祉課）とする。

イ 福祉班の構成は、次のとおりとする。

管理者：1名、班員：3名、民生委員・児童委員：46名

## (2) 対象者

災害により住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、生活必需品等をそう失、又はき損したため、日常生活を営むことが困難な者

## (3) 給（貸）与する品目

原則として、次に掲げるもののうち、必要と認めた最小限度のものとする。

ア 寝具

イ 外衣

ウ 肌着

エ 身廻品

オ 炊事道具

カ 食器

キ 日用品

ク 光熱材料

ケ 高齢者、障がい者等の日常生活支援に必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗品

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有

無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

また、指定避難所及び応急仮設住宅の暑さ・寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。

(4) 配分方法

町は、指定避難所を開設した場合、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給（貸）与する。

## 5 応援協力関係

(1) 町は、自ら生活必需品等の給（貸）与の実施が困難な場合、県へ生活必需品等の給（貸）与の実施又はこれに要する人員及び生活必需品等の調達等について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村へ応援を要請する。

(2) 町長は、特に必要があると認めたときは知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

(3) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

## 6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。なお、法外援護が適用された場合の対象者、期間、経費は、法外援護による。

## 第18節 医療、助産及び保健

風水害等の災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の在日・訪日外国人旅行者を含む住民が医療又は助産の途を失った場合、あるいは被災者の保健管理が必要な場合、以下のとおり医療、助産及び保健措置を講じるものとする。

### 1 実施責任者

被災者に対する医療、助産及び保健措置は、関係機関の協力を得て町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任を受けた町長）が行う。

### 2 医療、助産及び保健の実施

医療、助産及び保健の実施は、次により行う。

#### (1) 対象者

##### ア 医療の対象者

災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者

##### イ 助産の対象者

災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者

##### ウ 保健の対象者

- (ア) 災害のため避難した者で、指定避難所における環境不良等により健康を害した者
- (イ) 健康回復のため、適切な処置等が必要な者
- (ウ) 不安、恐怖感等がある者で応急的に保健指導を行う必要がある者
- (エ) 指定避難所における栄養の偏りにより、健康状態の悪化がみられる者

#### (2) 範囲

##### ア 診察

##### イ 薬剤又は治療材料の支給

##### ウ 処置、手術その他治療及び施術

##### エ 病院、診療所又は介護老人保健施設への入院、入所

##### オ 看護、介護

##### カ 助産（分べん介助等）

##### キ 健康相談指導、衛生指導及び精神保健相談指導

##### ク 栄養相談指導

#### (3) 実施方法

##### ア 医療

医療救護班により医療に当たるものとするが、トリアージタグを有効に活用しながら負傷程度を識別し、重症患者等で設備、資材等の不足のため医療救護班では医療を実施できない場合には、病院又は診療所に移送して治療する。また、介護等を必要とする高齢者等については、医師の判断により介護老人保健施設等に移送して看護・介護する。

イ 助産

上記アに準ずる。

ウ 保健

原則として、救護班により巡回保健活動に当たるが、医療及び助産を必要とする場合には、救護所、病院、診療所に移送する。

(4) 医療救護班の編成

ア 医療、助産及び保健は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師及び管理栄養士等による医療救護班を医師会をはじめ関係機関の協力を得て、次のとおり編成し行う。

(ア) 災害の状況に応じ、被災者に対する医療、助産及び保健を実施するため、医療機関の協力を得て医療救護班を編成する。緊急を要する場合は、最寄りの病院等に移送し、行うものとする。また、医療救護班の数及び分担区域については、災害の程度に応じて町長が決定する。

(イ) 医療救護班の編成は、医師1名、看護師・保健師2名、その他1名で編成するが、必要に応じて増員する。

(ウ) 医療救護班は、その使用する医薬品、衛生材料等を携行する。

(エ) 町の医療救護班で不足の場合は、県等の応援を要請するものとし、その場合においては、町医療救護班を包含し編成するものとする。

(5) 救護所の設置

救護班による医療援護を実施するときは、必要に応じ救護所を設置する。

救護所の設置予定場所は、次のとおり定めておく。

設置予定施設名	所在地	受入能力	施設状況	備考
板柳南小学校	板柳町大字辻字岸田75-1		R C造3F	
板柳北小学校	板柳町大字赤田字田川13		R C造3F	
小阿弥小学校	板柳町大字大俵字富永39-2		R C造3F	
板柳東小学校	板柳町大字常海橋字稲葉197-21		R C造2F	
板柳中学校	板柳町大字三千石字五十嵐103		W造3F	

### 3 医薬品等の調達及び供給

(1) 医薬品等の調達は、健康推進部保健班（健康推進課）において、近隣の医薬品等卸売業者から購入し、医療救護班に支給する。

調達先	所在地	電話番号
スーパードラッグアサヒ板柳店	板柳町大字灰沼字岩井42	73-3377
サカエ薬局板柳	板柳町大字福野田字実田45-3	73-5335
くどう薬店	板柳町大字板柳字土井202	73-3423
はやし薬房	板柳町大字板柳字土井293-8	73-3116
ハッピードラッグ青森板柳店	板柳町大字福野田字実田23-1	55-9123
ツルハドラッグ板柳店	板柳町大字灰沼字東267-1	79-2065
ツルハドラッグ板柳福野田店	板柳町大字実田4-15	40-2340

調達先	所在地	電話番号
薬王堂 青森板柳S C店	板柳町大字福野田字常盤5-1	40-4338

(2) 医薬品が不足する場合は、知事又は隣接市町村に対し、調達あっせんを要請する。

#### 4 医療救護班等の輸送

医療救護班等の輸送は、第4章第20節「輸送対策」による。

#### 5 医療機関等の状況

町内の医療機関等の状況は、次のとおりである。

施設名	所在地	電話番号	診療科目	医療従事者		病床数	施設の状況
				医師	看護師		
板柳中央病院	板柳町大字灰沼字岩井74-2	73-3231	内科、外科、整形外科、耳鼻咽喉科、眼科	4	32	87	自家発有
田中内科 外科医院	板柳町大字板柳字土井200	73-2525	外科、内科、胃腸内科、循環器内科、皮膚科、肛門外科、リハビリテーション科	1	4	0	
野宮医院	板柳町大字板柳字土井302	73-2256	内科、小児科、胃腸器科	1	2	0	
渡部胃腸科 内科	板柳町大字福野田字実田72-13	73-2217	内科、小児科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科	1	7	19	
久米田歯科矯正 歯科医院	板柳町大字福野田字実田84-2	73-4488	歯科	1			
諏訪歯科	板柳町大字福野田字増田18-3	73-3919	歯科	1			
たけだ 歯科医院	板柳町大字板柳字土井361-2	72-0404	歯科	1			
工藤八歯科	板柳町大字板柳字土井108-2	72-1172	歯科	1			
久米田歯科	板柳町大字五林平字三宅11-1	77-3230	歯科	1			
舘山整骨院	板柳町大字福野田字実田67-1	73-3298	整骨				
サトウ整骨院	板柳町大字灰沼字岩井45-2	73-4371	整骨				
安田整骨院	板柳町大字福野田字増田12-8	73-5668	整骨				

#### 6 応援協力関係

(1) 町は、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な情報について、町を応援する県保健医療現地調整本部員等と情報連携することとする。

(2) 町は、町内の医師等をもってしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、県へ医療、助産

及び保健の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村へ応援を要請する。

- (3) 町、県及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。その際、災害医療コーディネーター等は、町及び県に対して適宜助言を行うものとする。
- (4) 町長は、特に必要があると認めたときは知事に対し、自衛隊の災害派遣（助産を除く。）、災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）、災害福祉支援チーム（D C A T）等の派遣を要請するよう求める。
- (5) 町は、災害時を想定した情報の共有、整理及び分析等の保健医療福祉活動の実施体制の整備に努める。
- (6) 医療機関は、医療活動を実施するため、必要に応じライフライン事業者に対し、早期復旧の協力について要請する。
- (7) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

## 7 その他

災害救助法が適用された場合の医療及び助産に係る対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

## 第19節 被災動物対策

風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

### 1 実施責任者

災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。

### 2 指定避難所における家庭動物の適正飼養

町は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。

### 3 特定動物の逸走対策

特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、町、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

### 4 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

## 第20節 輸送対策

風水害等の災害時において、被災者並びに災害応急対策の実施のために必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、以下のとおり車両等を調達し、実施するものとする。

### 1 実施責任者

災害時における輸送力の確保等は、関係機関の協力を得て町長（災害救助法が適用された場合は知事又は知事から委任を受けた町長）が行う。

### 2 車両等の調達

輸送対策担当は、総務部動員班（総務課）とする。

町は、自ら所有する車両等により輸送を行うものとするが、不足する場合は次の順序により調達する。

- (1) 公共的団体の車両等
- (2) 運送業者等営業用の車両等
- (3) その他の自家用車両等

なお、町有車両は、次のとおりである。

（令和6年9月現在）

担当課	車種	車名	台数
総務課	大型バス	ふそうスタンダードバス	1
		ヒノ セレガ	1
	普通自動車	トヨタ エスティマ	1
		トヨタ ヴォクシー	1
		トヨタ シエンタ	1
		ニッサン セレナX	1
		ニッサン ホーミー	1
		ニッサン キャラバン	1
	軽自動車	ダイハツ ハイゼット トラック	1
		ダイハツ ハイゼット	1
		ダイハツ ミライース	3
		ダイハツ ミラ	1
		スズキ エブリイ	1
産業振興課	軽自動車	スズキ キャリイ	1
地域整備課	タイヤショベル	コマツ WA100	1
		コマツ WA200	1
		コマツ WA270	2
		コマツWA150	1
		日立 ZW140	1
		日本キャタピラー910K	1
	ロータリー車	ニイガタ NR142	2
		ニイガタNR43	1
		日立 HTR308	1
	ダンプ	ミツビシ ファイター	1

担当課	車種	車名	台数
	バックボウ	日立 EX-25	1
	作業車	トヨタダイナ	1
	軽自動車	スズキ エブリィ	1
上下水道課	普通自動車	ニッサン ADバン	1
	軽自動車	ダイハツ ハイゼットカーゴ	1
		スズキ エブリィ	1
生涯学習課	普通自動車	スバル インプレッサ	1
商工観光課	中型トラック	いすゞ エルフ	1
	普通自動車	ホンダ ステップワゴン	1
	軽自動車	スズキ エブリィ	1
板柳中央 病院	中型バス	ニッサン シビリアン	1
	普通自動車	ホンダ ステップワゴン	1
学務課	中型バス	ニッサン マイクロバス	1
	普通自動車	ニッサン セレナ	1

### 3 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等の輸送のうち、主なものは次のとおりとする。

- (1) 被災者の避難に係る輸送
- (2) 医療、助産及び保健に係る輸送
- (3) 被災者の救出に係る輸送
- (4) 飲料水供給に係る輸送
- (5) 救援物資の輸送
- (6) 遺体の捜索及び処理に係る輸送

### 4 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量等を勘案し、最も適切な方法により行う。

町は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認める時は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、必要な物資又は資材の運送を要請する。

なお、各災害現場を想定し、県が開設する一次物資拠点（広域物資輸送拠点）、町が開設する二次物資拠点（地域内輸送拠点）を経て、各指定避難所に支援物資を届ける輸送ネットワークを形成するため、道路、飛行場等緊急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場、体育館等輸送拠点を把握しておく。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用い、あらかじめ登録されている二次物資拠点を速やかに開設できるよう、施設の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

- (1) 車両による輸送

## 第4章 災害応急対策計画

道路交通が確保される場合は、車両により輸送を行う。

本計画に基づき、車両を確保し輸送を行うが、車両が不足し、又は確保できない場合は、他市町村又は県に応援を要請する。

### (2) 鉄道による輸送

道路の被害等により、車両による輸送が不可能な場合、又は鉄道による輸送が適切な場合は、県が鉄道事業者に要請し、鉄道輸送を行う。

### (3) 航空機による輸送

陸上交通が途絶した場合、又は緊急を要する輸送等の場合は、県が県防災ヘリコプターにより航空輸送を行うか、必要に応じ、消防庁又は自衛隊に応援を要請する。

なお、航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

ア 航空機使用の目的及びその状況

イ 機種及び機数

ウ 期間及び活動内容

エ 離着陸地点又は目標地点

また、ヘリコプター離着陸場所を次のとおり定めておく。

離着陸地点	位置	所在地	面積	周囲の状況	備考
	(UTMポイント)				
町営野球場	54TVL54710536	板柳町大字福野田字実田11-7	10,000㎡		
板柳中学校グラウンド	54TVL55040698	板柳町大字三千石字五十嵐103	30,000㎡		

### (4) 人夫等による輸送

車両、鉄道及び航空機による輸送が不可能な場合は、人夫等により輸送を行う。

## 5 緊急通行車両の活用

(1) 県公安委員会が災害対策基本法に基づく交通の禁止及び制限を行った場合、町は町有車両について、緊急通行車両であることの申請を行う。

(2) 緊急通行車両の確認を受けたときは、緊急通行車両の標章及び緊急通行車両確認証明書を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

(3) 町は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用が予定される車両について、県公安委員会に事前に届出をしておく。

## 6 応援協力関係

(1) 町は、町内において輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、次の事項を明示し輸送の応援を要請する。要請は、市町村相互応援協定に基づく他の市町村への応援又は県へ自衛隊の災害派遣を含めた応援について行う。

ア 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む。）

イ 輸送を必要とする区間

ウ 輸送の予定日時

エ その他必要な事項

(2) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

## 7 その他

災害救助法が適用された場合の輸送費、期間については、災害救助法施行細則による。

## 第21節 労務供給

風水害等の災害時において応急措置を迅速かつ的確に実施するため、必要な人員の動員及び雇上げ、奉仕団の協力等により災害対策要員を確保するものとする。

### 1 実施責任者

- (1) 町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。
- (2) 町が実施する災害応急対策に必要な奉仕団の活用は、町長が行う。

### 2 労務者の雇用

災害時において、次の応急措置を講じるために必要な労務者を雇用する。

- (1) 労務者が行う応急対策の内容

- ア 被災者の避難支援
- イ 医療救護における移送
- ウ 被災者の救出（救出する機械等の操作を含む。）
- エ 飲料水の供給（供給する機械等の操作及び浄水用医薬品等の配布を含む。）
- オ 救援物資の整理、輸送及び配分
- カ 遺体の捜索及び処理

- (2) 労務者の雇用は、原則として弘前公共職業安定所を通じて行う。

- (3) 労務者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。

- ア 労務者の雇用を要する目的
- イ 作業内容
- ウ 所要人員
- エ 雇用を要する期間
- オ 従事する地域
- カ 輸送、宿泊等の方法

- (4) 労務者の宿泊施設予定場所は、次のとおりとする。

施設名	管理者	所在地	電話番号	受入可能人員	備考
いたや町集会所		いたや町	72-1643	50人	
広栄町集会所		広栄町	72-1367	30人	
双葉町集会所		双葉町	73-5458	30人	

### 3 奉仕団の活用

災害応急対策の実施に当たっては、日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア団体等の活用を図る。

- (1) 奉仕団の編成及び従事作業

## ア 編成

奉仕団は、おおむね次の団体をもって編成する。

- (ア) 日赤奉仕団
- (イ) 高等学校及び大学
- (ウ) その他NPO・ボランティア等の各種団体

## イ 従事作業

奉仕団は主として次の作業に従事する。

- (ア) 炊き出し、その他災害救助活動への協力
- (イ) 清掃、防疫
- (ウ) 災害応急対策用の物資、資材の輸送及び配分
- (エ) 応急復旧作業現場における軽易な作業
- (オ) 軽易な事務の補助

## (2) 奉仕団との連絡調整

災害時における奉仕団との協力活動については、町長又は日本赤十字社青森県支部長が連絡調整を図る。

## (3) 日赤奉仕団、NPO・ボランティア団体等の現況

町内における日赤奉仕団、ボランティア団体の現況は、次のとおりである。

団体名	代表者	人員数			活動内容
		男	女	計	
板柳町赤十字奉仕団	委員長	0	21	21	赤十字、献血

## 4 技術者等の従事命令等

災害時において応急対策を実施する上で技術者等の不足、又は緊急の場合は、関係法令に基づき従事命令又は協力命令を執行し、災害対策要員を確保する。

関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等は、資料編のとおりである。

## 5 労務の配分計画等

(1) 労務配分担当は総務部動員班（総務課）とする。

(2) 労務配分方法

ア 各応急対策計画の実施担当責任者は、労務者等の必要がある場合は、労務の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、総務部動員班長に労務供給の要請を行う。

イ 総務部動員班長は、労務供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

## 6 応援協力関係

(1) 職員の派遣要請及びあっせん要求

## 第4章 災害応急対策計画

- ア 町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合、県又は指定地方行政機関へ職員の派遣を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村に職員の派遣を要請する。
- イ 町は、要請先に適任者がいないなどの場合は、県へ職員の派遣についてあつせんを求める。
- ウ 職員の派遣の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

### (2) 応援協力

- ア 町は、応急対策を実施するための労働力が不足する場合、県へ応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村へ応援を要請する。
- イ 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

## 7 その他

災害救助法が適用された場合の労務者の雇用等に係る人夫費、期間については、災害救助法施行細則による。

## 第22節 防災ボランティア受入・支援対策

風水害等の災害時において町の内外から参加する多種多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な受入体制を確立するものとする。

### 1 実施責任者

災害時における防災ボランティアの受入や支援等は、町社会福祉協議会等関係機関の協力を得て、町長が行う。

### 2 防災ボランティアセンターの設置

町は、災害が発生し、町社会福祉協議会等関係機関と協議して、防災ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置を必要と判断した場合は、速やかにセンターを設置し、防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行う。センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。

なお、センターの設置、運営等に関しては、町社会福祉協議会との「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」によるものとする。

#### (1) センターの役割

ア 町災害対策本部との連絡調整を行う。

イ 被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口（電話）等を設置する。

ウ 防災ボランティア活動参加者のニーズを把握する。

エ 被災者ニーズと防災ボランティアニーズのコーディネートを行う。

オ 被災地の状況を把握、分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。

カ 防災ボランティア活動用資材や食料等（炊出しを含む。）の調達を行う。

キ 防災ボランティアの集合・待機場所となる屋内施設を確保する。当該施設では、活動前における活動内容に係る説明や、活動後における消毒等を実施するスペースが必要になるほか仮設トイレの設置場所や十分な駐車スペースがあることが望ましいことに留意が必要である。

#### (2) 情報収集と情報発信

センターは、被災地の最前線にある情報拠点として被災状況やニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて防災ボランティア活動を展開していくため、被害情報、避難情報、必要物資情報等を収集し、収集した情報を整理し、その対応を行う町、県など関係機関へ情報提供する。

#### (3) センターの運営

センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要な担当部署を編成し、効率的に組織する。

なお、センターの運営に関しては、防災ボランティアへの対応やコーディネートに関する知

## 第4章 災害応急対策計画

識や経験を有する地元NPO・ボランティア団体等と十分な協議・調整を行い、防災ボランティアに主体的な役割や運営を任せる。

### (4) その他

災害時において、センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜センターの設置・運営マニュアル等を定めておく。

## 3 応援協力関係

(1) 町は、必要に応じてセンターの施設を提供するとともに、活動物資の保管や救援物資の仕分け等ができる施設の提供に協力する。

(2) 町は、避難状況、指定避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通の復旧状況等の災害情報を、センター等に適時適切に提供を行う。

(3) 町等の関係機関は、自発性に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、支援力を向上させる。

また、地方公共団体、住民、他の支援団体と相互理解を図り、連携・協働して活動できる環境を整備するよう努める。

(4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

## 4 その他

ボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務をセンターに委託した場合の人員費、旅費については、災害救助法の国庫負担の対象とできることに留意する。

## 第23節 防疫

風水害等の災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症の発生を未然に防止するため、以下のとおり防疫措置及び予防接種等を実施するものとする。

### 1 実施責任者

災害時における感染症予防のための防疫措置等は、関係機関の協力を得て、町長が行う。

### 2 災害防疫実施要綱

#### (1) 防疫班の編成

町民部衛生班（町民生活課）は、災害時において防疫対策を実施するため、次のとおり町職員、奉仕団、臨時の作業員等をもって防疫班を編成するなど、必要な防疫組織を設ける。

班名	人員	業務内	備 考
防疫班	1班当たり3名	感染症予防のための防疫措置	・班数及び人員は、災害規模に応じたものとする。     ・1～3班の班員数及び防疫資材については、次表のとおり

区分	構成		資器材名	備 考
	班長	班員		
1班	1	2	消石灰等	・収容に当たっては、特別班を編成する。     ・各班は状況に応じて共同作業を実施し、状況に応じ中南地域県民局地域健康福祉部保健総室の指示に従う。
2班	1	2	〃	
3班	1	2	〃	

#### (2) 予防教育及び広報活動

県の指導の下に、パンフレット、リーフレット等により、あるいは保健衛生協力委員その他関係機関の協力を得て住民に対する予防教育の徹底を図るとともに、広報車等の活用など広報活動の強化を図る。

#### (3) 消毒方法

ア 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下この節において「法」という。）第27条の規定により、知事の指示に基づき消毒を実施し、実施に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」（以下この節において「規則」という。）第14条に定めるところに従って行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

ウ 冠水家屋に対しては、各戸に消石灰等消毒剤を配付し、排水後家屋の消毒を行うよう指導する。

#### (4) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条の規定により、知事が定めた地域内で知事の命令に基づき実施し、実施に当たって

は、規則第15条に定めるところに従って行う。

(5) 物件に係る措置

法第29条の規定に基づき必要な措置を講じることとし、実施に当たっては規則第16条に定めるところに従って行う。

(6) 生活の用に供される水の供給

ア 法第31条の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。

イ 生活の用に供される水の供給に当たっては、配水器の衛生的処理に留意する。

ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(7) 患者等に対する措置

ア 被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部保健総室へ連絡する。

イ 臨時の予防接種は、知事の指示により実施する。

ウ 感染症指定医療機関は次のとおりである。

感染症指定医療機関	所在地	電話番号	備 考
独立行政法人 弘前大学医学部付属病院	弘前市本町5-3	33-5111	第2類、6床

(8) 指定避難所の防疫指導等

指定避難所は、学校の体育館などが指定されている場合が多く、多数の避難者を受け入れるため衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いことから、防疫活動を実施するが、この際施設の管理者を通じ自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図る。

(9) 報告

ア 被害状況の報告

警察、消防等関係機関の協力を得て被害状況の把握に努め、被害状況の概要、発生患者等の有無及び人数、災害救助法適用の有無その他参考となる事項について、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告し、必要な指示を受ける。

イ 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

ウ 災害防疫所要見込額の報告

災害防疫に関する所要見込額は、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

エ 防疫完了報告

災害防疫活動が終了したときは、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

(10) 記録の整備

災害防疫に関し、次の書類を整備しておく。

- ア 被害状況報告書
- イ 防疫活動状況の報告
- ウ 防疫経費所要見込額調及び関係書類
- エ 消毒方法に関する書類
- オ ねずみ族、昆虫駆除等に関する書類
- カ 生活の用に供される水の供給に関する書類
- キ 患者台帳
- ク 防疫作業日誌

#### (11) 防疫用器具、機材等の整備

防疫用器具等については、普段から整備・点検し、また、調達先についてもあらかじめ定めるとともに、備蓄している物品はいつでも使えるよう随時点検を行う。

#### (12) 防疫用薬剤の調達先

防疫用薬剤の調達先は次表に掲げる業者とするが、調達不能の場合は、県にあつせんを要請する。

業者名	所在地	電話番号	備考
はやし薬房	板柳町大字板柳字土井293-8	73-3166	
サカエ薬局板柳	板柳町大字福野田字実田45-3	73-5335	
ヤスタケ木村商事(株)	板柳町大字板柳字土井214	73-3241	
竹浪平二商店(株)	板柳町大字灰沼字岩井24-2	73-2221	
津軽みらい農業協同組合板柳支店	板柳町大字福野田字実田92-1	73-2231	
コメリ板柳店	板柳町大字灰沼字東259-5	79-1251	

#### (13) その他

災害防疫に関し必要な事項については、本計画によるほか、災害防疫の実施について（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）の「災害防疫実施要綱」による。

### 3 応援協力関係

- (1) 町は、県の実施する臨時予防接種の対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 町は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、県へ防疫活動の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村へ応援を要請する。
- (3) 町長は、特に必要があると認めたときは知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。
- (4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

## 第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

風水害等の災害時において、被災地の環境衛生の保全のため、ごみ、し尿及び死亡獣畜の処理業務及び環境モニタリング調査等を行うものとする。

なお、災害廃棄物処理に関する事項は、本計画のほか「板柳町災害廃棄物処理計画」によるものとする。

### 1 実施責任者

被災地におけるごみ、し尿及び死亡獣畜の処理及び知事が行う環境モニタリング調査等への協力は、町長が行う。

### 2 応急清掃

#### (1) ごみの処理

ごみの収集、運搬及び処分は、次により行う。

##### ア ごみの収集及び運搬

(ア) 町の収集車両及び作業要員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と指定避難所のごみ収集・運搬を実施する。

(イ) 被害甚大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借上、ごみの収集、運搬を実施する。

##### イ ごみの処分

(ア) 可燃性のごみは、弘前地区環境整備事務組合弘前地区環境整備センターにおいて焼却処分する。

(イ) 焼却施設を有する事業所及び指定避難所は、その施設を利用して処分する。

(ウ) 不燃性で再資源化ができないごみは、町の最終処分場に運搬し、埋立処分する。

(エ) 処理施設の稼働状況に合わせた分別区分設定による再資源化ができず、焼却処理等ができない場合又は処理能力を上回るごみが発生した場合は、他の市町村等のごみ処理施設及び最終処分場に委託して処分する。

#### (2) し尿の処理

し尿の収集・運搬及び処分は、次により行う。

##### (ア) し尿の収集及び運搬

a し尿の収集及び運搬は、し尿収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地で緊急を要する地域を優先的に実施する。

b し尿の収集は、各戸の便所が使用可能になるよう配慮し、必要に応じて2～3割程度のくみ取りを実施する。

##### (イ) し尿の処分

収集したし尿は、他市町村等のし尿処理施設に委託して処分する。

#### (3) 災害廃棄物処理班の編成等

ごみ及びし尿の清掃は、町、委託業者、許可業者等により実施するが、災害により委託が不

可能である場合又は緊急を要する場合は、次の災害廃棄物処理班を編成し実施する。

班名	責任者	班 員	機 械 器 具 等	処理場	備 考
ごみ処理班	町民生活課長	消防団員等数名	ダンプ、トラック、ゴミ収集車		
し尿処理班		消防団員等数名	し尿収集車		

#### (4) ごみ及びし尿処理施設の選定

ごみ及びし尿の処理施設は、次のとおり選定しておく。

施設名	所在地	処理能力	処理方法
津軽広域クリーンセンター	弘前市大字津賀野字浅田1273地内	116k1/日	し尿処理（標脱）
弘前地区環境整備事務組合	弘前市大字町田字筒中6-2	246 t / 日	焼却、灰溶融他
板柳町一般廃棄物最終処分場	弘前市大字十腰内字猿沢地内	6,111 m ³	埋立総面積 12,043 m ²

#### (5) 死亡獣畜の処理

災害時において死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体（家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。））の処理を必要とする場合は、中南地域県民局地域健康福祉部（保健総室）に相談した上で適切な方法で搬送する。

また、所有者に対し、一般廃棄物である死亡獣畜の処理に必要な廃棄物処理法上の許可等を有する死亡獣畜取扱場に搬送し、適正に処理することを指導する。

#### (6) 災害廃棄物の処理

発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集・運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じるものとする。

なお、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

### 3 収集運搬資機材の調達

収集運搬資機材は、町所有のもののほか、町内関係業者所有のものを借上るものとする。

町及び業者所有の収集運搬資機材は次のとおりである。

名 称	所在地	連絡先 電話 番号	機械器具等			
			ごみ収集 運搬車	汲取 り車	作業 用品	その 他
(有)板柳共同配送センター	板柳町大字五幾形字飯田 235-13	88-7560	3			
(有)板柳中央衛生社	板柳町大字三千石字木賊 34-2	72-1155		2		
みちのく浄化槽センター	板柳町大字板柳字岡本 3-12	72-0089		1		

#### 4 応援協力関係

(1) 町は、自ら廃棄物等処理業務の実施が困難な場合、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村へ当該業務の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

また、災害の状況に応じ必要な場合には、廃棄物処理に係る関係機関への応援協力依頼を県に要請する。

(2) 応援の要請を受けた関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

#### 5 環境汚染防止

町は、大気汚染に関しては、調査地点の選定、検体の採取等、県が行う調査に協力し、水質汚濁に関しては、必要に応じ、事業者の指導、環境モニタリングなど必要な措置を講じる。

## 第25節 被災宅地の危険度判定

風水害等による宅地や擁壁等の被災に伴う二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図るため、以下のとおり被災宅地危険度判定を行うものとする。

### 1 実施責任者

災害時における被災宅地の危険度判定は、県等関係機関の協力を得て、町長が行う。

### 2 危険度判定

#### (1) 被災宅地危険度判定制度

被災宅地危険度判定士が宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握し、判定結果を表示することにより、宅地の所有者や近隣住民等の注意を喚起し、宅地の二次災害を軽減・防止する。

#### (2) 危険度判定体制の確立

町は、災害時における被災宅地の危険度判定の円滑な実施のため、県と連携し、危険度判定のための体制を確立しておく。

#### (3) 被災者への説明

町は、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

### 3 応援協力関係

(1) 町は、自ら又は町内の被災宅地危険度判定士によっても宅地の危険度判定の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。

(2) 応援の要請を受けた関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

## 第26節 金融機関対策

風水害等の災害時において、広範囲にわたり甚大な被害が発生したときは、金融機関等の業務の円滑な遂行により被災住民の当面の生活資金を確保するため、必要な応急措置を講じるものとする。

### 1 実施責任者

町長は、金融機関が行う円滑な通貨供給の確保等に協力するものとする。

### 2 応援協力関係

町長は、罹災者による預金払戻し等に必要な罹災証明書の円滑な発行に努める。

## 第27節 文教対策

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒等の生命、身体の安全を確保するとともに、応急の教育を実施するため、以下のとおり必要な応急措置を講じるものとする。

### 1 実施責任者

- (1) 町立学校等の応急の教育対策は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）及び町教育委員会が行う。
- (2) 災害発生時の学校等内における児童生徒等の安全確保など必要な措置は、校長（園長を含む。以下同じ）が行う。
- (3) 私立幼稚園の応急の教育対策は、その設置者が行う。

### 2 実施内容

- (1) 災害に関する気象警報・注意報等及びその他の災害情報等の把握並びに避難の指示

校長は、災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連携を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努めるとともに、各学校等であらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。

また、配慮すべき特性を持つ児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障がい児の避難は、職員が背負うなど十分配慮してあらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。

- (2) 教育施設・設備等の確保及び応急の教育の実施

町教育委員会は、県教育委員会及び県（総務学事課）との連携の下、次により教育施設を確保し、応急の教育を実施する。

ア 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。

イ 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で授業を行う。（分散授業又は二部授業を含む。以下エ及びオの授業についても同様とする。）

ウ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、数日で復旧できる場合は、臨時休校とし、自宅学習の指導をする。

エ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、町内の文教施設が使用可能な場合は、当該文教施設において授業を行う。

オ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、町内の文教施設が使用不可能な場合は、公民館等の公共施設や近隣市町村の文教施設で授業を行う。また、児童生徒等が他地域へ集団避難した場合は、その地域の文教施設で授業を行う。

なお、各学校ごとの代替予定施設は、おおむね次のとおりとする。

(令和6年5月1日現在)

学校名	児童 生徒数	予定施設	所在地	収容 能力	備考
板柳南小学校	157	板柳町公民館	板柳町大字福野田字実田11-7	1,500	
板柳北小学校	158				
小阿弥小学校	91	高増会館 柏木会館 五幾形会館	板柳町大字高増字前田70-1 板柳町大字柏木字片田野69-2 板柳町大字五幾形字飯田19-2	500	
板柳東小学校	49	沿川北部多目的研修センター	板柳町大字夕顔関字西田178	1,000	
		滝館会館	板柳町大字滝井字西田19-1	100	
板柳中学校	255	津軽みらい農業協同組合板柳 販売センター	板柳町大字三千石字五十嵐 103	1,000	

カ 校舎が避難所として利用されているため授業を行う場所が制限されている場合は、その程度に応じ上記アからオまでに準じて授業を行う。

### (3) 臨時休校等の措置

児童生徒等が平常どおり登校することにより、又は授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保に支障を来すおそれがある場合には、次により臨時休校等の措置をとる。

なお、授業開始時刻以前に臨時休校等の措置をとる場合は、保護者及び児童生徒等への周知に努める。

#### ア 町立学校等

町教育委員会又は各学校長があらかじめ定めた基準により行う。ただし、各学校長が行う場合は速やかに町教育委員会に報告する。

### (4) 学用品の調達及び給与

町は、児童生徒が学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を調達し、給与する。

#### ア 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流出又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失し、又は損傷し、就学に支障を来した小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。）

#### イ 学用品の種類等

(ア) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

(イ) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

#### ウ 学用品の調達

町教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

#### (ア) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

## (イ) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、次の業者等から調達する。なお、町教育委員会において調達が不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

調達先	所在地	電話番号	品目別調達可能数量					備考
			ノート	鉛筆	消しゴム	定規		
杉沢文具店	栄町	73-2716	1,500冊	4,000本	800個	100本		

## エ 給与の方法

(ア) 町教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に配付する。

(イ) 校長は、配付計画を作成し、保護者から受領書を徴し、配付する。

## (5) 被災した児童生徒等の健康管理

被災した児童生徒等の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行う。特に、精神的に不安定になっている児童生徒等に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任など全職員の協力を得ながら、必要に応じて心のケアや地域の医療機関等との連携による健康相談等を行う。

## (6) 学校給食対策

ア 校長及び町教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・設備等について、町と協議し、速やかに復旧措置を講じる。

イ 学校給食用物資は、公益財団法人青森県学校給食会（電話 017-738-1010）及び関係業者の協力を得て確保する。

## (7) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

## (8) 文化財対策

文化財は、貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施するものとする。

ア 文化財に被害が発生した場合、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果を町教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。

イ 町教育委員会は被災文化財の被害拡大を防ぐため、県教育委員会と協力して応急措置を講じる。

ウ 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が県教育委員会及び町教育委員会の指導・助言により必要な措置を講じる。

### 3 教育施設の現況

#### (1) 学校施設の状況

(令和6年10月1日現在)

学校名	所在地	教室数	応急教室数（特別教室等）	教員数		児童生徒数（人）	屋内体育施設面積（㎡）	応急の教育時収容可能人員数	備考
				男	女				
板柳中学校	板柳町大字三千石字五十嵐103	11	16	13	13	256	1,215	1,400	
板柳南小学校	板柳町大字辻字岸田75-1	8	18	6	6	159	1,131	900	
板柳北小学校	板柳町大字赤田字田川13	9	16	5	9	158	1,204	900	
小阿弥小学校	板柳町大字大俵字富永39-2	8	11	6	7	91	928	650	
板柳東小学校	板柳町大字常海橋字稲葉197-21	5	11	3	6	49	1,124	600	

#### (2) 学校以外の教育施設の状況

施設名	所在地	施設の概況	応急の教育時収容可能人員数	備考
板柳町公民館	板柳町大字福野田字実田11-7	講座室、 視聴覚室 和室 トレーニングルーム	50人 40人 50人 30人	
板柳町多目的ホールあふる	板柳町大字灰沼字岩井61	会議室 和室	30人 30人	

### 4 応援協力関係

#### (1) 教育施設及び職員の確保

ア 町教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他の市町村教育委員会又は県教育委員会へ、教育施設及び職員の確保について応援を要請する。

イ 私立幼稚園の管理者は、自ら幼児教育の実施が困難な場合、教育の実施又はこれに要する教育施設及び職員の確保について、他の私立学校管理者、町教育委員会又は県（総務学事課）へ応援を要請する。

ウ 応援の要請を受けた関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

#### (2) 教科書・学用品等の給与

ア 町は、自ら学用品の給与の実施が困難な場合、県へ学用品等の給与の実施について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村へ応援を要請する。

イ 応援の要請を受けた関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

### 5 その他

災害救助法が適用された場合の学用品の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

## 第28節 警備対策

風水害等の災害時において住民の動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全と社会秩序の維持を図るために警備対策を行うものとする。

### 1 実施責任者

災害時における警備対策は、弘前警察署長が、町、自主防犯組織及び防災関係機関の協力を得て行う。

### 2 災害時における措置等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、速やかに警備体制を確立し、次の活動を基本として運用する。

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (3) 行方不明者の捜索及び遺体の見分
- (4) 被災地における交通規制
- (5) 被災地における社会秩序の維持

ア 弘前警察署は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

イ 災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

ウ 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、町、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

- (6) 被災地における広報活動

### 3 応援協力関係

町及び自主防犯組織は、弘前警察署の実施する警備活動に協力する。

## 第29節 交通対策

風水害等の災害時において交通の安全、交通の確保及び交通の混乱防止のため、以下のとおり交通施設の保全及び交通規制等を行うものとする。

### 1 実施責任者

- (1) 被害を受けた道路の応急措置は道路管理者が行う。
- (2) 交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、弘前警察署長と道路管理者等が連携して実施する。

### 2 道路等の被害状況等の把握

- (1) 道路管理者等は、道路の破損、決壊等の被害状況及び交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に調査把握する。
- (2) 道路管理者等は、地域住民、自動車運転者等から被害情報の通報があったときは、所管するものについて速やかに調査確認するとともに、他の管理者に属するものについてはそれぞれの管理者に通報する。

### 3 交通施設の保全

#### (1) 道路の応急措置

- ア 道路管理者は、道路の被害が比較的少なく、応急措置により早期に交通の確保が得られる場合は、補修等の措置を講じる。
- イ 道路管理者は、応急復旧に長時間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に、付近の適当な場所を一時的に代替道路として開設する。
- ウ 道路管理者は、被害が広範囲にわたり被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、同地域で道路交通確保に最も効果的で、かつ比較的早期に応急復旧できる路線を選び、集中的な応急復旧を実施することにより、緊急交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ応急復旧の支援を要請する。
- エ 道路管理者は、道路占有工作物（電力、ガス、上下水道、電話）等に被害があることを知った場合は、それぞれの関係機関及び所有者にその安全確保措置を命じる。

#### (2) 鉄道施設の応急措置

- ア 鉄道事業者は、災害により列車の運転に支障が生じる事態が発生した場合は、列車の避難又は停止を行う。
- イ 鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。
- ウ 線路、橋梁等関係施設に被害が生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋等の応急工事を実施する。

## 4 道路管理者の交通規制

道路管理者は、災害により道路・橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合及び災害時における交通確保のため必要があると認められた場合は、通行の禁止・制限、う回路、代替道路の設定等を実施する。

なお、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

## 5 応援協力関係

### (1) 道路

ア 町は、自ら応急工事の実施が困難な場合、県へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他の市町村へ応援を要請する。

イ 応援の要請を受けた関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

### (2) 鉄道

ア 鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保について応援を要請する。

イ 鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、県を通じて自衛隊に対し応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

ウ 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

## 第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできない電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の各施設（以下「各施設」という。）を防護し、その機能を維持するため、以下のとおり応急措置を講じる。

### 1 実施責任者

- (1) 地域内における各施設の応急対策は、それぞれの事業者が行う。
- (2) 町長は、応急措置が必要と認めた場合、各事業者（事業所）に応急措置を要請するとともにその実施に協力する。

### 2 応急措置の要領

応急措置については、各施設の事業者とあらかじめ協議した内容により実施する。

#### (1) 電力施設応急措置（東北電力㈱弘前営業所）

- ア 応急復旧
- イ 県、町等への協力要請
- ウ 電力融通
- エ 二次災害の予防措置
- オ 広報

#### (2) ガス施設応急措置（社団法人青森県LPGガス協会西北五支部）

- ア ガス施設の災害対応
- イ 復旧体制
- ウ 応急復旧
- エ 二次災害の防止
- オ 広報

#### (3) 上水道施設応急措置（上下水道課）

##### ア 飲料水の確保

水道事業者は、飲料水の確保に努める。なお、被災の状況に応じて他市町村、県、自衛隊等関係機関に応援を要請する。

##### イ 復旧体制

水道事業者は、被災施設の復旧計画を早急に策定し、機能回復を図るため、工事施工業者などと連絡を密にして緊急体制をとる。なお、被災の状況に応じて他市町村、県、自衛隊等関係機関に応援を要請する。

##### ウ 応急復旧

(ア) 水道施設の被災に対しては、あらかじめ備蓄している応急復旧資材により、応急復旧を行う。

(イ) 各浄水場は、原水のろ過能力の低下を防止するため、原水処理薬品類により所要の浄化能力を確保する。

(ウ) 災害時の停電に際しては、自家発電等により制御機器を操作し、速やかに応急給水を行う。

(エ) 自然流下管路の被害に対しては、速やかに応急復旧を行い、断水時間の短縮を図るほか、浄水場、配水池、主要管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関等に配水する管路については、優先的に復旧を行う。

エ 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

(4) 下水道施設応急措置（上下水道課）

ア 応急復旧

(ア) 管渠施設

下水道事業者は、被災時には管渠施設の機能を確保し、排水に万全を期するため、汚水の疎通、排除に支障のないよう応急復旧を実施する。

(イ) 処理施設

下水道事業者は、被災時には予備機器への切り換えを迅速に行い、また、停電時には非常用自家発電装置により運転を行うなど、処理機能の低下、停止を防止する。

イ 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

(5) 電気通信施設応急措置（東日本電信電話㈱青森支店）

ア 体制の確立

イ 情報収集及び連絡

ウ 災害対策用機器、車両の確保

エ 要員、災害対策用資機材の確保

オ 電気通信設備等及び災害対策用資機材の整備点検

カ 電気通信設備及び回線の応急復旧措置

キ 通信そ通に対する応急措置

ク 通信の優先利用

ケ 通信の利用制限

コ 災害対策機器による通信の確保

サ 災害用伝言ダイヤルの運用

シ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

ス 広報

(6) 放送設備応急措置（日本放送協会青森放送局、青森放送㈱、㈱青森テレビ、青森朝日放送㈱、㈱エフエム青森）

ア 放送施設対策

(ア) 放送機等障害時の措置

(イ) 中継回線障害時の措置

(ウ) 放送所障害時の措置

イ 視聴者対策

#### 第4章 災害応急対策計画

- (ア) 受信機の復旧
- (イ) 指定避難所等での放送受信の確保

## 第31節 石油燃料供給対策

風水害等の災害時において、石油燃料供給不足に直面した場合でも、住民の安全や生活の確保、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う施設・緊急車両等に必要な石油燃料を供給できるよう、必要な応急措置を講じるものとする。

### 1 実施責任者

災害時の石油燃料供給対策に資する、平時からの住民への情報提供及び災害時の燃料供給対策等については、町長が県石油商業組合中弘南支部と連携して行う。

### 2 実施内容

- (1) 国・県・町及び事業者は、関係機関相互の連携により、災害時における石油燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。
- (2) 町は、本計画に基づき石油燃料を調達するものとするが、石油燃料が不足し、又は確保できない場合は、近隣の県石油商業組合中弘南支部に対して石油燃料確保に係る調整を依頼する。当該調整によっても確保できない場合は、県（商工政策課）に応援を要請する。

### 3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

## 第5章 雪害対策、事故災害対策計画

雪害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害についての予防対策及び応急対策は、それぞれ次のとおりとする。

### 第1節 雪害対策

#### 1 予防対策

[全課]

積雪時における雪害を未然に防止し、又は拡大を防止し、産業の機能及び地域住民の生活を確保するため、道路交通の確保、生活関連施設の整備、農業の生産条件の確保を図る。

##### 1 雪害に強いまちづくり

- (1) 地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、なだれ災害等の雪害に強いまちづくりを行う。
- (2) 住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。
- (3) 消防機関、福祉関係機関、町内会、自主防災組織等と連携し、自力で除雪作業を実施できない要配慮者宅の状況を訪問等により把握し、除雪が必要な場合は、これらの世帯の除雪作業の実施に努める。また、必要によっては、町内会への協力要請や除雪業者のあっせんを行う。
- (4) 広報等により、屋根雪等による事故防止について、住民に対する啓発に努める。
- (5) 積雪期における指定避難所、避難路の確保に努めるとともに、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、防寒用品等）の備蓄に努める。
- (6) 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。
- (7) 運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。
- (8) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。
- (9) 集中的な大雪が予想される場合は、住民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むよう努めるものと

する。また、集中的な大雪が予測される場合において、不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

- (10) 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、予防的な必要な措置を講じるものとする。
- (11) 電気事業者及び電気通信事業者等は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。
- (12) 集中的な大雪に対しては、町、県及び国等は人命を最優先に幹線道路上における大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、その旨を周知するとともに、集中的な除雪作業に努めるものとする。
- (13) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、町は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者等の健全な存続に努めるものとする。

## 2 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図る。
- (2) 災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。
- (3) 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

## 3 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

## 4 搜索、救助・救急及び医療活動体制の整備

- (1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の搜索、救助・救急活動に備え、資機材等の整備促進に努める。
- (3) 救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。
- (4) 道路管理者等は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

## 5 道路交通対策

除雪機械、消融雪設備等を計画的に整備するとともに、生活道路を含めた面的雪処理を地域ぐるみで推進する。

また、降雪期前に関係機関と協議の上、毎年「除排雪実施計画」を策定し、除排雪を計画的に実施する。

## ■ 除雪延長計画

(令和5年度現在)

区 分	実延長	令和5年度除雪延長	附 記
町道一級	41.4 km	36.3 km	
町道二級	18.5 km	11.5 km	
町道その他	137.3 km	49.7 km	
計	197.2 km	97.5 km	
県道協力線（歩道）	— km	— km	
合 計	197.2 km	97.5 km	

## 6 交通、通信等の確保

地域経済活動の基幹的役割を果たしているのみならず、日常生活に欠くことのできない交通、通信、電力供給の積雪期における確保に万全を期する。

## 7 上下水道施設

- (1) 積雪、なだれによる施設の破損及び凍結による屋外施設の破損を防止するため、設計、施工時に耐雪対策に十分な検討を行い、適切な運転管理が行える構造とする。
- (2) 上水道にあつては、水源地、消火栓等の施設が除（排）雪による影響を受けないよう、標識又は柵等で注意を喚起する。

## 8 農業の生産条件の確保

- (1) 果樹等の枝折れ防止  
果樹等の枝折れ防止のため、技術指導を行う。
- (2) ビニールハウスの破損防止  
積雪に耐えうる強度のビニールハウスの設置を推進するとともに、側壁部の除雪を行うための棟空間を確保するよう指導する。
- (3) 越冬作物等の被害防止  
積雪期間の長期化による越冬作物等の被害を防止するため、関係機関を通じて消雪指導を行う。
- (4) 越冬飼料の確保  
冬期間の輸送事情の悪化などによる家畜飼料の不足や値上がりに対処するため、適正な越冬飼料の備蓄を指導する。
- (5) 牛乳輸送の円滑化

牛乳輸送の円滑化を図るため、合理的な集乳路線の確保や乳質保全等を指導する。

(6) 農畜産物の滞貨防止

豪雪によるりんご等の農畜産物の滞貨を防止するため、気象状況に応じた計画的出荷を指導する。

(7) 春季消雪の促進

春季農作業を計画的に進めるために積雪調査を行って、その実態を把握するよう指導し、必要に応じて消雪指導を行う。

## 9 生活環境施設の整備

積雪による住民の教育、保健衛生、社会福祉、消防、防災の分野での障害の除去・軽減を図るため生活環境施設の整備に努める。

## 10 地域保全施設の整備

融雪出水等の災害に対処するための治水、農地保全等の諸施設を総合的に整備し、河川、水路等の改修を推進する。

## 11 町と住民等の連携

雪害を防止するために、住民一人ひとりの克雪意識の啓発を図るとともに、町と住民が一体となって雪と取り組む体制の確立に努める。

## 12 文教対策

(1) 通学路の確保

通学路を確保するため、除雪体制を整備する。

(2) 施設内における非常口の確保

学校等の施設内における事故発生に備えて、常に非常口周辺を除雪し、確保する。

(3) 落雪による事故防止

校舎及び屋内運動場等の屋根からの落雪による事故を未然に防止するため、必要な措置を講じる。

(4) 学校建物の雪害防止

校舎及び屋内運動場等の屋根の雪おろしについては、あらかじめ計画をたてて実施する。

## 13 防雪対策

(1) 地吹雪災害予防対策

ア 道路の地吹雪対策設備の整備

交通の安全を確保するため、地吹雪多発地域に防雪柵、スノーシェルター、視線誘導標識等の吹きだまり対策設備、視程障害対策設備を整備する。

イ 地吹雪多発地域の警戒

(ア) 地吹雪多発地域において、道路パトロール等を強化し、交通状況や路面状況を随時把握する。

(イ) 地吹雪による事故を防止するため、テレビ、ラジオ等を通じて、地吹雪の発生状況や道路情報を適宜提供し、交通規制等必要な事故防止措置を行う。

(2) 着雪災害予防対策

ア 電線着雪対策

着雪による断線や送電鉄塔の倒壊を防止するため、電力会社に対して送電線の難着雪化を働きかける。

イ 交通標識の着雪防止

交通標識の着雪を防止するため、標識板への発熱体の取付け、標識板の傾斜取付けなど、着雪防止法を講じる。

ウ 果樹等の着雪防止

果樹等の着雪防止は、8「農林水産業の生産条件の確保」により実施する。

(3) 融雪災害予防対策

ア 融雪出水対策

融雪出水対策は、第3章第19節「水害予防対策」によるほか、秋口には河中の障害物を取り除くなど、河川の維持管理の徹底を図る。

## 14 屋根雪等の処理

(1) 計画的な雪下ろしの奨励

屋根雪による事故を防ぐため、計画的な雪下ろしを奨励するとともに、作業時の注意事項の周知に努める。

(2) 雪下ろし中の事故等の防止

雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。

(3) 雪止め及び防雪柵の設置

落雪による事故を防ぐため、雪止め及び防雪柵の設置を指導する。

(4) 屋根雪処理システムの普及

屋根雪の道路上への投げ捨て及び落下は道路交通を阻害するとともに人身事故の原因ともなることから、これを防ぐため、次の屋根雪処理システムの普及を図る。

ア 耐雪構造システム

イ 無落雪システム

ウ 消・融雪システム

## 15 雪害対策に関する観測等の推進

- (1) 降雪量、積雪量等の観測体制、設備の充実・強化等を図る。
- (2) 道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をする。

## 16 防災訓練の実施

- (1) 積雪等を想定した防災訓練を実施し、災害時の対応についての周知徹底を図るほか、関係機関等が相互に連携した実践的な訓練の実施に努める。
- (2) 道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同訓練を実施する。

# 2 応急対策

豪雪時における産業の機能低下の防止及び地域住民の生活を確保するため、道路交通の確保を最重点とした除雪対策等を行う。

なお、除排雪に関する事項は、本計画のほか「板柳町除排雪実施計画」によるものとする。

## 1 実施責任者

町長は、豪雪時において、国、県及びその他防災関係機関との連絡調整等を行うとともに、住民の生活確保のために町道等の除排雪を行う。

## 2 道路の交通確保

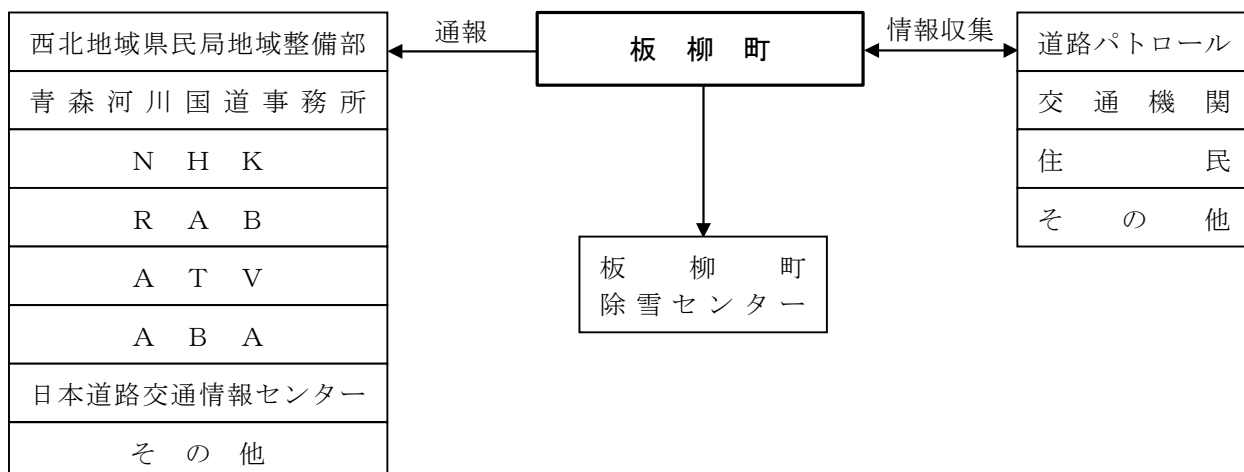
### (1) 情報の収集、連絡

ア 道路パトロールを実施し、特に路面、法面の状況（路面凍結、橋面凍結、圧雪の状況、雪底等の有無）を把握する。

イ 本計画に基づき、雪害防止に必要な情報の収集伝達を行う。

ウ 異常事態が発生した場合は、速やかにNHK、RAB、ATV、ABA、県交通管制センター、日本道路交通情報センター、県西北地域県民局地域整備部、国土交通省青森河川国道事務所等に通報する。

## ■ 豪雪時における連絡系統図



### (2) 豪雪災害時における体制

町域管轄の西北地域県民局地域整備部内に「青森県除雪事業計画」の地区警戒体制等が敷かれた場合、西北地域県民局地域整備部と連絡を密にし、次により道路交通確保に万全を期する。

ア 道路及びこれに関する情報連絡の強化

イ 除雪機械及びオペレーターの借上、応援に関する事前手配

ウ 除排雪作業の強化及び計画的検討

エ 除雪時期の検討

オ パトロール強化及び写真その他資料の準備

### (3) 緊急確保路線の除雪区分と除雪目標

豪雪となった場合、交通確保すべき路線の除雪区分と除雪目標を次のとおりとする。

区分	日交通量のおよその基準	除雪目標
第1種	1,000台以上／日	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 異常降雪時には、降雪後5日以内に2車線確保を図る。
第2種	500~1,000台／日	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には、約10日以内に2車線又は1車線の確保を図る。
第3種	500台未満／日	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。 状況によっては、一時交通不能となってもやむを得ない。

## 3 消防救急医療業務体制の確保

町消防計画による。

## 4 生活関連施設の確保

### (1) 通学通園路の確保

豪雪時には、町は、住民と協力し通学通園路を確保する。

(2) 堆雪場の指定

堆雪場は、十川河川敷内、岩木川河川敷内とする。

## 5 鉄道交通の確保

(1) 緊急輸送

豪雪時における緊急輸送は、一般客貨に優先して行うものとするが、緊急輸送の求めが輻輳して調整困難となった場合は、鉄道事業者は、輸送物資及びその順位等について県と協議して行う。

(2) 乗客の接遇

雪害時においては、乗客の安全と輸送秩序の維持のため、各駅長は必要に応じ給食、医療等の手配をすることとするが、災害時においては、町、住民等の協力を求めて炊き出しを実施し、又は現地医療機関等による診療を求め、給食、医療の万全を図る。

(3) 応援協力関係

ア 豪雪時における緊急除雪等は、まず鉄道事業者の社員等の動員をもつて行うこととするが、なお不足する場合は、状況に応じて消防団又は自衛隊に対して出動要請する。

イ 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

## 6 通信、電力供給の確保

送信線、送電線の切断等の雪害の未然防止に努め、異常事態が発生した場合は早急に対応できるよう働きかける。また、町長はそれぞれの事業者を除雪状況等の情報を提供し万全を期するよう働きかける。

## 7 交通安全対策及び交通の円滑化対策

(1) 路上駐車車両は、除（排）雪の障害及び交通渋滞の原因となることから、路上駐車車両の追放を徹底する。また、弘前警察署との緊密な連携の下、路上駐車車両をなくするよう指導する。

(2) 気象状況やなだれ等による交通の危険状況に応じて、弘前警察署との緊密な連携の下、交通の規制を実施する。

(3) 除（排）雪作業を実施する場合、弘前警察署との緊密な連携の下、交通の安全確保、除（排）雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要な場合は、緊急交通規制の実施を要請する。

## 8 除排雪困難者の除排雪対策

一人暮らしの高齢者、障がい者、母子家庭等の除排雪困難者について消防機関等（消防団、ボランティア等）の協力を得て、屋根雪等の排除に万全を期する。

## 9 応援協力関係

## 第5章 雪害対策、事故災害対策計画

- (1) 町は、自ら除（排）雪の実施が困難な場合、県へ除（排）雪の実施又はこれに要する除（排）雪機械及びオペレーターの確保について応援を要請するほか、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。
- (3) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

## 第2節 航空災害対策

空港及びその周辺並びにその他の地域において、民間機、自衛隊機、米軍機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

### 1 予防対策

[総務課、企画財政課、健康推進課、弘前地区消防事務組合]

航空災害を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

#### 1 情報の収集・連絡体制等の整備

- (1) 情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。
- (2) 災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。
- (3) 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

#### 2 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

#### 3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

- (1) 救助・救急及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。
- (2) 自衛隊、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- (3) 救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

#### 4 防災訓練の実施

空港管理者、航空運送事業者、県、東京航空局（三沢空港事務所、青森空港出張所）、県警察、自衛隊等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 2 応急対策

航空災害が発生した場合、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり応急対策を講じるものとする。なお、米軍機に係る航空災害が発生した場合は、「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」に基づき対応する。

### 1 実施責任者

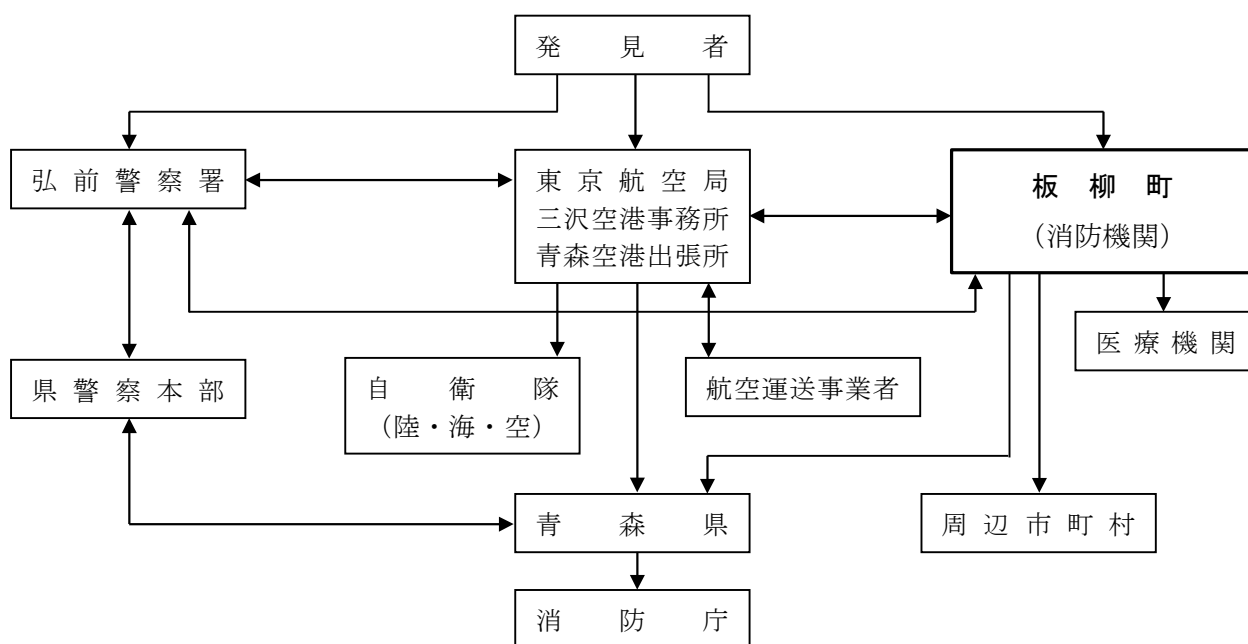
航空災害の被害の拡大防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は町長が行う。

### 2 情報の収集・伝達

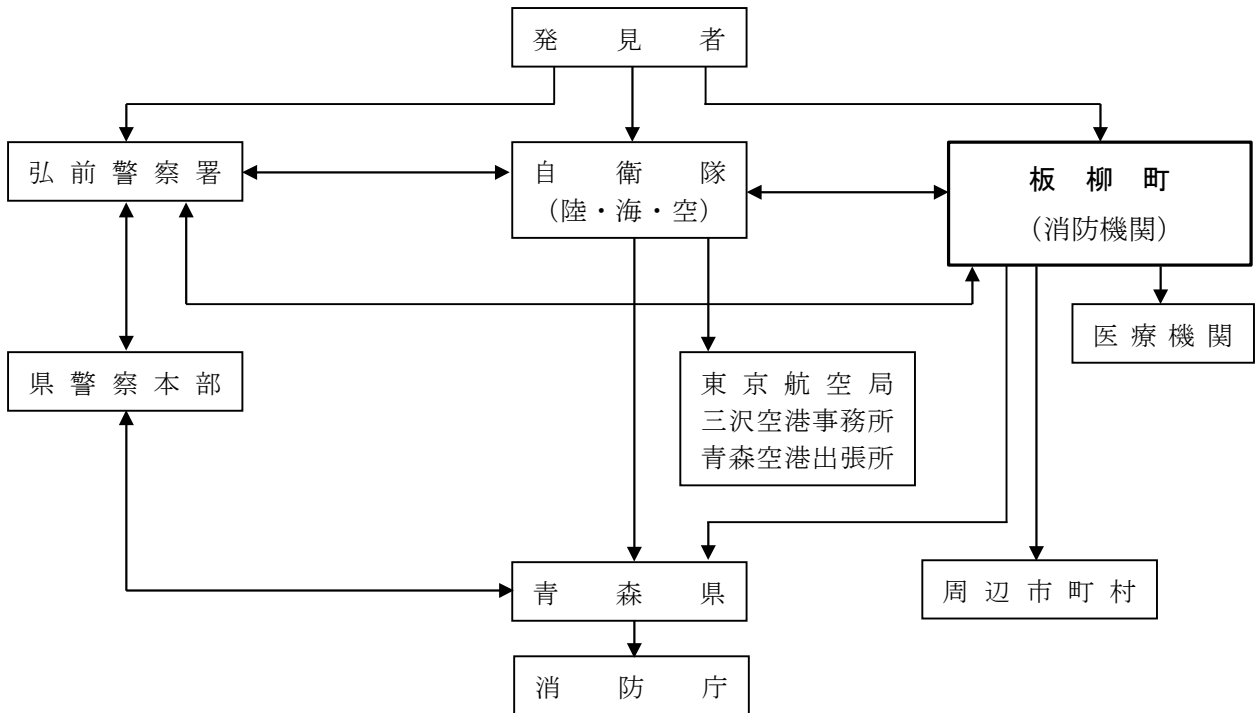
航空災害が発生した場合、情報の収集伝達は次のとおりとする。災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、第4章第2節「情報収集及び被害等報告」に掲げるものについては、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

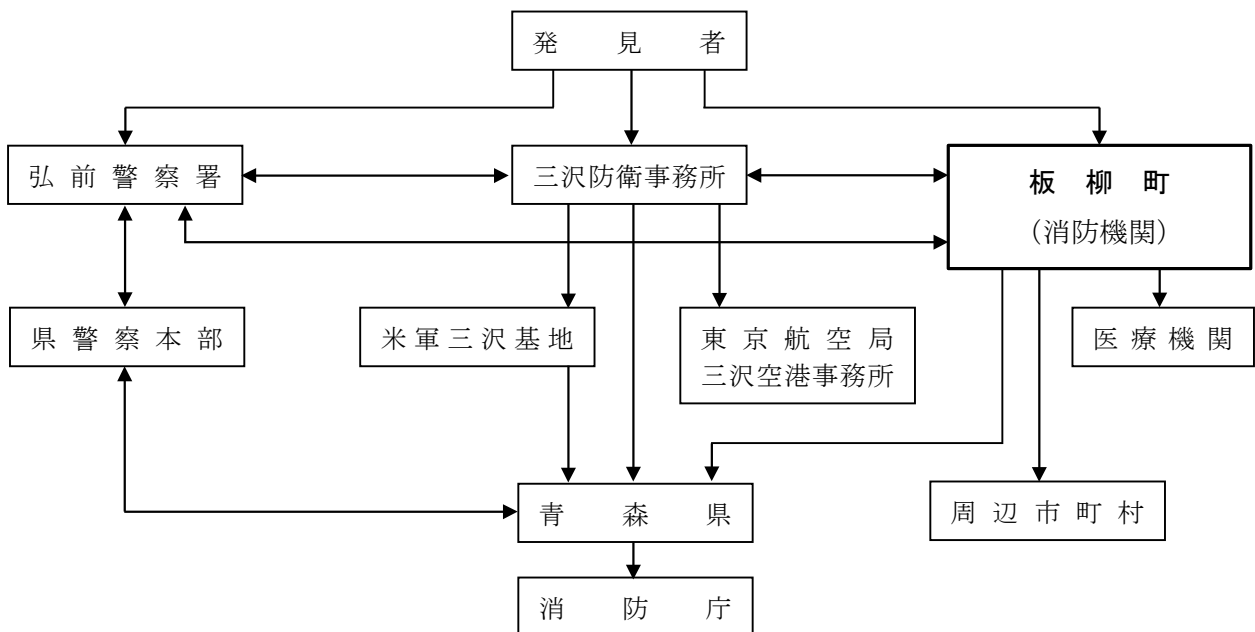
#### (1) 民間機の場合



(2) 自衛隊機の場合



(3) 米軍機の場合



### 3 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

## 4 搜索活動（防災関係機関の措置）

### (1) 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、搜索活動を実施するほか、民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所長の要請により出動し、搜索活動を実施する。

### (2) その他関係機関の措置

緊密に協力の上、ヘリコプター等多様な手段を活用して搜索活動を実施する。

## 5 救助・救急活動

### (1) 町の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

### (2) 防災関係機関の措置

#### ア 空港管理者の措置

空港及びその周辺における航空機事故について、速やかに被害状況を把握するとともに、迅速に救助・救急活動を行う。

#### イ 弘前警察署の措置

救助・搜索活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。また、大規模航空災害が発生した場合は、関係機関と連携の上、警察災害派遣隊等による救助活動を行う。

#### ウ 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、搜索活動を実施するほか、民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所の要請により出動し、救助活動を実施する。

#### エ 県の措置

町の実施する救急活動について、必要に応じて指示等を行うとともに、町からの要請により、他の市町村に応援を指示する。

## 6 医療活動

### (1) 町の措置

医療活動については、第4章第18節「医療、助産及び保健」による。

### (2) 県及び公益社団法人青森県医師会の措置

青森空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合には、「青森空港医療救護活動に関する協定書」に基づいて相互協力の下、医療救護活動を適切に実施する。

## 7 消火活動

### (1) 町の措置

消火活動については、第4章第9節「消防」によるほか、防災関係機関、関係公共団体の協力を得て消火活動を実施する。

(2) 防災関係機関の措置

ア 東京航空局（三沢空港事務所、青森空港出張所）の措置

空港及びその周辺において航空機事故が発生したときは、航空自衛隊及び消防機関の協力を得て消火活動を実施する。

イ 青森空港管理事務所の措置

青森空港及びその周辺において航空機事故が発生したときは、速やかに消防車両を出動させ、消防機関の協力を得て消火救難活動を実施する。

ウ 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、搜索活動を実施するほか、三沢空港において民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所の要請により出動し、消火活動を実施する。

エ 県の措置

町（消防機関）の実施する消火活動について、必要に応じて指示等を行うとともに、町からの要請により、他の市町村に応援を指示する。

## 8 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第29節「交通対策」により実施する。

## 9 立入禁止区域の設定・避難誘導等

(1) 町の措置

空港事務所と協力し危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命ずる。

(2) 防災関係機関の措置

ア 弘前警察署の措置

空港事務所と協力して危険防止の措置を講じるとともに、町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。なお、その場合、この旨町へ通報する。また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を実施する。

イ 青森空港管理事務所及び東京航空局三沢空港事務所の措置

それぞれ青森空港及び三沢飛行場内において航空機事故が発生した場合は、状況に応じ空港利用者を避難させるなど必要な措置をとる。

## 10 災害広報・情報提供（町の措置）

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」により実施する。

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、

医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

## 11 応援協力関係

- (1) 町は、自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。
- (3) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

## 第3節 鉄道災害対策

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

### 1 予防対策

[総務課、企画財政課、健康推進課、弘前地区消防事務組合]

鉄道災害を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

#### 1 鉄道の安全確保

##### (1) 鉄道事業者の措置

ア 事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

イ 線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車に支障が生ずるおそれがあるときには、当該線路の監視に努める。

ウ 植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

エ 国と協力して、踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。

##### (2) 町の措置

県と協力して、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の災害対策を重点的に実施する。

#### 2 情報の収集・連絡体制等の整備

(1) 情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。

(2) 災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

(3) 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

#### 3 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知

する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

## 4 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

### (1) 鉄道事業者の措置

ア 事故災害発生直後における乗客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、医療機関、消防機関との連絡・連携体制の強化に努める。

イ 火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

### (2) 町の措置

ア 県と協力して救助・救急、医療及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。

イ 救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

## 5 防災訓練の実施

東北運輸局、県、鉄道事業者等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 2 応急対策

列車の衝突等が発生した場合、被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、次のとおり応急対策を講じる。

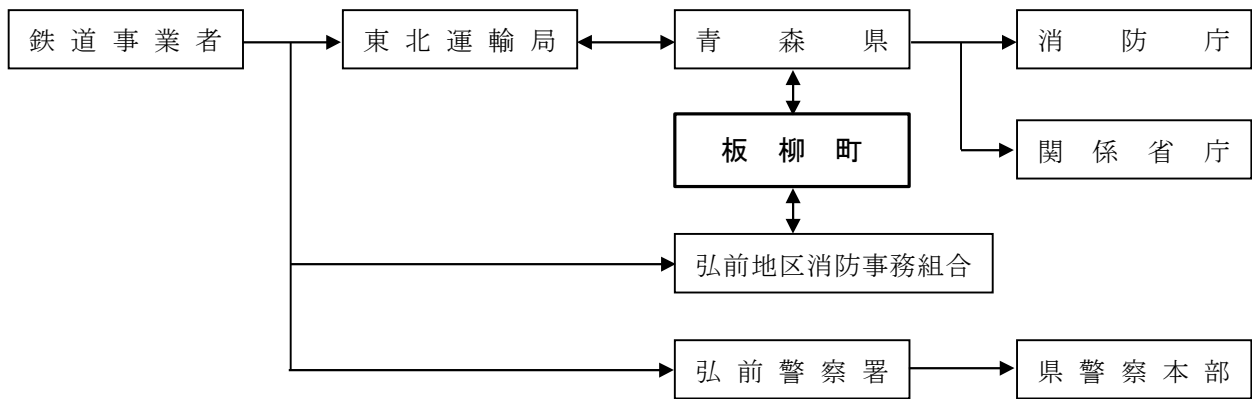
### 1 実施責任者

鉄道災害による被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は町長が行う。

### 2 情報の収集・伝達

鉄道災害が発生した場合、情報の収集伝達は次のとおりとする。災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、列車火災については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）



### 3 活動体制の確立

#### (1) 鉄道事業者の措置

発災後、速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。

#### (2) 町の措置

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

### 4 救助・救急活動

#### (1) 鉄道事業者の措置

事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

#### (2) 町の措置

救助・救急活動については、第4章第11節「救出」によるほか、被害状況の早急な把握に努める。

### 5 医療活動

医療活動については、第4章第18節「医療、助産及び保健」による。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

### 6 消火活動

#### (1) 鉄道事業者の措置

事故災害直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

#### (2) 町の措置

消火活動については、第4章第9節「消防」による。

## 7 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

### (1) 鉄道事業者の措置

事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるとともに、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送に協力するよう努める。

### (2) 町の措置

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第29節「交通対策」による。

## 8 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」により実施する。

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

## 9 災害復旧

鉄道事業者は、鉄道災害に伴う施設及び車両の被災状況に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努める。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

復旧作業の際には、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資機材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

## 10 応援協力関係

(1) 町は、自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

(3) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

## 第4節 道路災害対策

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

### 1 予防対策

[総務課、企画財政課、健康推進課、地域整備課、弘前地区消防事務組合]  
道路災害を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

#### 1 道路交通の安全確保

##### (1) 道路管理者の措置

ア 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を実施するために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるとともに、道路における災害の予防と道路施設等の安全の確保のため、必要な措置を講じる。また、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

##### (2) 町の措置

国及び県と協力して、交通施設の被災による広域的な経済活動、住民への支障や地域の孤立化防止等のため、主要な交通網が集中している地域の災害対策を重点的に実施する。

##### (3) 防災関係機関の措置

弘前警察署は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るとともに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

#### 2 情報の収集・連絡体制等の整備

(1) 情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。

(2) 災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

(3) 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

#### 3 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

#### 4 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

(1) 道路管理者の措置

医療機関、消防機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

(2) 町の措置

ア 災害時の救助・救急、医療及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。

イ 救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

#### 5 防災訓練の実施

(1) 国の機関、県、道路管理者等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(2) 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応について周知徹底を図る。

#### 6 施設、設備の応急復旧活動体制の整備

道路管理者は、道路災害時に施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制及び資機材の整備を行う。

#### 7 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対して道路災害時の対応等に係る防災知識の普及啓発を図る。

#### 8 再発防止対策の実施

道路管理者は、道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

### 2 応急対策

道路構造物が被災し、又は被害が発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、次のとおり応急対策を講じる。

#### 1 実施責任者

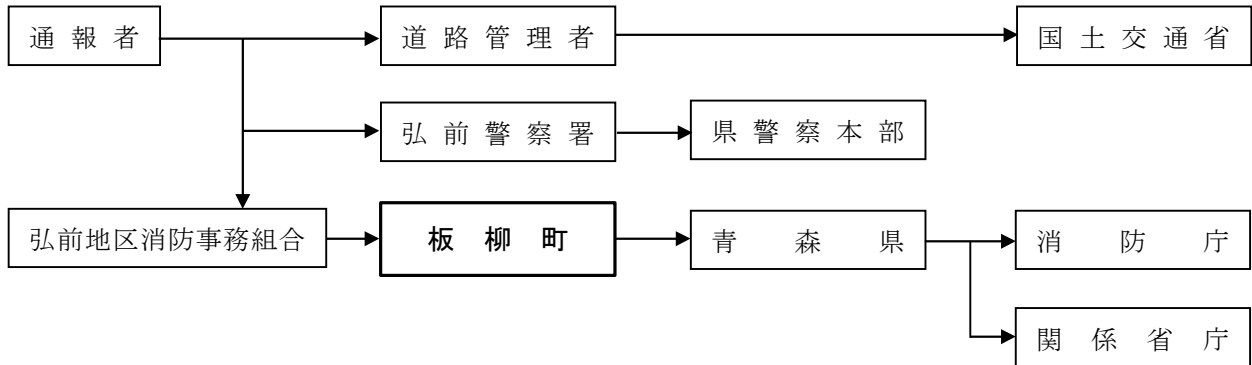
道路災害の被害の拡大防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は町長が行う。

#### 2 情報の収集・伝達

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとする。

災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、第4章第2節「情報収集及び被害等報告」に掲げるものについては、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）



### 3 活動体制の確立

#### (1) 道路管理者の措置

発災後、速やかに被害の拡大の防止のために必要な措置を講じる。

#### (2) 町の措置

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

### 4 救助・救急活動

#### (1) 道路管理者の措置

関係機関による迅速かつ的確な救助・救出の初期活動が行われるよう協力する。

#### (2) 町の措置

救助・救急活動については、第4章第11節「救出」によるほか、被害状況の早急な把握に努める。

### 5 医療活動

医療活動については、第4章第18節「医療、助産及び保健」による。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を行い、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

### 6 消火活動

#### (1) 道路管理者の措置

事故災害直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 町の措置

消火活動については、第4章第9節「消防」による。

## 7 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 防災関係機関の措置

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

(2) 町の措置

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第29節「交通対策」による。

## 8 危険物の流出に対する応急対策

(1) 道路管理者の措置

危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

(2) 防災関係機関の措置

ア 消防機関の措置

危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行う。

イ 弘前警察署の措置

危険物の流出が認められた場合に直ちに防除活動を行うほか、道路災害が通行量の多い道路において発生し、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定し、避難誘導活動を行う。

## 9 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

(1) 道路管理者の措置

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設の緊急点検を行う。

(2) 弘前警察署の措置

災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るために必要な措置を講じる。また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じる。

## 10 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」により実施する。

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、

医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

## 11 災害復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。また、災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

## 12 応援協力関係

- (1) 町は、自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。
- (3) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

## 第5節 危険物等災害対策

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい・流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害（放射性物質の大量の放出による場合を除く。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

### 1 予防対策

[総務課、企画財政課、健康推進課、弘前地区消防事務組合]

危険物等災害の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

なお、事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

### 1 現況

地域内の危険物施設等一覧は、以下のとおりとし、関係機関と共有する。

#### ■ 危険物施設一覧

No	事業所（施設） 名称	設置者 （事業所）	施設別	容量	ガ ソ リ ン	灯 油	軽 油	重 油	オ イ ル	そ の 他	休止
1	北畠石油商会	北畠石油商会	屋内貯蔵所	5,000	○		○				
2	有限会社岩木納豆本舗	有限会社岩木納豆本舗	屋内タンク貯蔵所	5,000				○			休廃業
3	特別養護老人ホーム鶴住会	社会福祉法人鶴住会	屋内タンク貯蔵所	6,000				○			
4	久井名排水機場	浪岡川土地改良区	屋外タンク貯蔵所	4,000				○			
5	水木排水機場	藤崎町	屋外タンク貯蔵所	4,000				○			
6	国民健康保険板柳中央病院	板柳町	地下タンク貯蔵所	18,000				○			
7	板柳町立板柳東小学校	板柳町	地下タンク貯蔵所	5,000		○					
8	津軽果工株式会社	津軽果工株式会社	地下タンク貯蔵所	9,600				○			
9	ケアハウスいたや荘	社会福祉法人つがる三和会	地下タンク貯蔵所	5,000		○					
10	旧青森県立板柳高等学校	旧青森県立板柳高等学校	地下タンク貯蔵所	20,000				○			休止
11	板柳町公民館	板柳町	地下タンク貯蔵所	6,000				○			

No	事業所（施設） 名称	設置者 （事業所）	施設別	容量	ガ ソ リ ン	灯 油	軽 油	重 油	オ イ ル	そ の 他	休止
12	板柳町立小阿弥小学校	板柳町	地下タンク 貯蔵所	15,000				○			
13	津軽みらい農業協 同組合 沿川ライ スセンター	津軽みらい農業協同 組合	地下タンク 貯蔵所	10,000		○					
14	奥越部品株式会社 青森工場	奥越部品株式会社	地下タンク 貯蔵所	5,000		○					
15	板柳町多目的ホー ル「あぶる」	板柳町	地下タンク 貯蔵所	6,000				○			
16	イワタニセントラ ル東北株式会社つ がる営業所	イワタニセントラル 東北株式会社つがる 営業所	地下タンク 貯蔵所（一 般取扱所）	49,000		○					
17	曙産業株式会社	曙産業株式会社	給油取扱所	31,500	○	○	○				
18	有限会社佐藤石油 店	有限会社佐藤石油店	給油取扱所	57,300	○	○	○		○	○	
19	津軽みらい農業協 同組合 沿川給油 所	津軽みらい農業協同 組合	給油取扱所	97,800	○	○	○		○		
20	ヤスタケ木村商事 株式会社	ヤスタケ木村商事株 式会社	給油取扱所	20,597	○	○	○				
21	北畠石油商会	北畠石油商会	給油取扱所	990	○		○				
22	角弘 エクスプレ ス板柳サービスマ ンション	株式会社角弘	給油取扱所	71,200	○	○	○	○	○		
23	ポポラ板柳SS	富士見総業株式会社	給油取扱所	100,000	○	○	○				
24	有限会社昭連商事	有限会社昭連商事	給油取扱所	9,500			○				
25	有限会社今井貨物	有限会社今井貨物	給油取扱所	10,000			○				
26	株式会社丸源産業	株式会社丸源産業	給油取扱所	19,200	○	○	○				
27	株式会社荒鷺建設	株式会社荒鷺建設	給油取扱所	25,000			○				
28	株式会社永澤運送	株式会社永澤運送	給油取扱所	40,000			○				
29	有限会社津軽りん ご流通センター	有限会社津軽りんご 流通センター	給油取扱所	19,000			○				
30	株式会社濱名土木	株式会社濱名土木	給油取扱所	30,000		○	○				
31	有限会社青森流通 センター	有限会社青森流通セ ンター	給油取扱所	20,000			○				
32	板柳町立板柳南小 学校	板柳町	一般取扱所	4,000		○					
33	板柳町立板柳北小 学校	板柳町	一般取扱所	5,000		○					
34	神山燃料店	神山燃料店	一般取扱所	29,500		○					
35	コメリ 板柳店	株式会社コメリ	一般取扱所	29,500		○					
36	有限会社アオヤマ	有限会社アオヤマ	一般取扱所	19,200		○					

No	事業所（施設） 名称	設置者 （事業所）	施設別	容量	ガ ソ リ ン	灯 油	軽 油	重 油	オ イ ル	そ の 他	休止
37	成金商店	成金商店	一般取扱所	19,200		○					
38	津軽みらい農業協 同組合 沿川ライ スセンター	津軽みらい農業協同 組合	一般取扱所	1,800		○					

## 2 危険物施設

### (1) 規制

消防法に基づき危険物施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備
- イ 危険物保安監督者、危険物保安統括管理者、危険物施設保安員の選任
- ウ 予防規程の作成
- エ その他法令で定められた事項

### (2) 保安指導

立入検査等により危険物施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理
- イ 危険物の貯蔵、取扱、運搬、積載等の方法
- ウ 危険物施設の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者等が非常時にとるべき措置
- エ 災害による危険物施設等への影響に対する安全措置

### (3) 保安教育等

事業所の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者等は、危険物取扱者等に対し保安管理体制の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

### (4) 自主保安体制の整備

事業所は、火災、爆発及び漏えい等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ 保安検査、定期点検
- ウ 防災設備の維持管理、整備及び点検
- エ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- オ 防災訓練の実施

### (5) 事業所の協力体制の確立

危険物を取扱っている事業所が一定地域に集中している地域にあつては、相互援助等自主的な防災活動を行うため、各事業所は相互に連携し総合的な防災体制を確立する。

## 3 高圧ガス施設

### (1) 規制

県は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）に基づき、高圧ガス施設の所有者等に対して次の規制を行う。

ア 高圧ガス施設の位置、構造及び設置

イ 高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造技術管理者、高圧ガス製造保安係員、高圧ガス製造保安主任者、高圧ガス製造保安企画推進員、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、特定高圧ガス取扱主任者、液化石油ガス業務主任者等の選任

ウ 危害予防規程の作成

エ その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県及び高圧ガス関係団体は、保安検査等により高圧ガス施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

ア 高圧ガス施設の位置、構造及び設備の維持管理

イ 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、その他の取扱及び消費並びに容器の検査及び取扱

ウ 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス製造保安統括者等が非常時にとるべき措置

エ 災害による高圧ガス施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

ア 事業所は、法令の定めるところにより保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。

イ 県及び高圧ガス関係団体は、各種の保安講習等を実施する。

ウ 県及び高圧ガス関係団体は、国が設定した保安活動促進週間を通じ、関係者の防災意識の高揚を図る。

(4) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

ア 防災組織の確立（人員配置・業務分担）

イ 定期自主検査

ウ 防災設備の維持管理、整備及び点検

エ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

オ 防災訓練の実施

## 4 火薬類施設

(1) 規制

県は、火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）の周知徹底を図り、火薬類施設の所有者等に対して次の規制を行う。

ア 火薬類施設の位置、構造及び設備

イ 火薬類製造保安責任者、火薬類製造副保安責任者、火薬類取扱保安責任者、火薬類取扱副保安責任者の選任

- ウ 危害予防規程の作成
- エ その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県は、保安検査等により火薬類施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- ア 火薬類施設の位置、構造及び設備の維持管理
- イ 火薬類の販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱の方法
- ウ 火薬類施設の管理者、火薬類製造保安責任者等が非常時にとるべき措置
- エ 災害による火薬類施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

- ア 事業所は、法令の定めるところにより保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。
- イ 県は、研修会等を開催するとともに、国が設定した危害予防週間を通じ、関係者の防災意識の高揚を図る。

(4) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ 定期自主検査
- ウ 防災設備の維持管理、整備及び点検
- エ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- オ 防災訓練の実施

## 5 毒物・劇物施設

(1) 規制

県は、毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）に基づき、毒物・劇物の営業者等に対して次の規制を行う。

- ア 毒物・劇物の製造業、輸入業、販売業の登録
- イ 毒物劇物取扱責任者の設置届出の受理
- ウ 毒物・劇物の飛散、流出等の防止措置の確認
- エ その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県は、立入検査等により毒物・劇物の営業者等に対して次の保安指導を行う。

- ア 毒物・劇物の運搬、貯蔵その他の取扱の方法
- イ 毒物・劇物の営業者、毒物劇物取扱責任者等が非常時にとるべき措置
- ウ 災害による毒物・劇物営業所等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育

営業者等は、保安管理体制の向上を図るため、従業員に対して保安教育を実施する。

(4) 自主保安体制の確立

営業者等は、二次災害等の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ 防災設備の維持管理、整備及び点検
- ウ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- エ 防災訓練の実施

## 6 放射性同位元素使用施設

放射性同位元素使用施設の管理者は、法令で定める技術基準を遵守する。県及び放射性同位元素使用施設の管理者とともに、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防措置を行う。

## 7 情報の収集・連絡体制等の整備

- (1) 情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。
- (2) 災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。
- (3) 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

## 8 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

## 9 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

- (1) 事業者の措置  
医療機関、消防機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 事業者及び町の措置  
災害時の救助・救急、消火活動に備え、危険物の種類に応じた化学消火薬剤の備蓄及び化学消防車等の資機材等の整備促進に努める。
- (3) 町の措置  
救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

## 10 危険物等の大量流出時における防除活動体制等の整備

危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制や危険物等の種類に応じた、必要な防除資機材等の整備を行う。

## 11 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第10節「避難対策」により実施する。

## 12 防災訓練の実施

危険物施設等の所有者・事業者等と県及び国の機関等は、相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 13 防災知識の普及

危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対してその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及啓発を図る。

# 2 応急対策

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質等）の漏えい等が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、次のとおり応急対策を講じる。

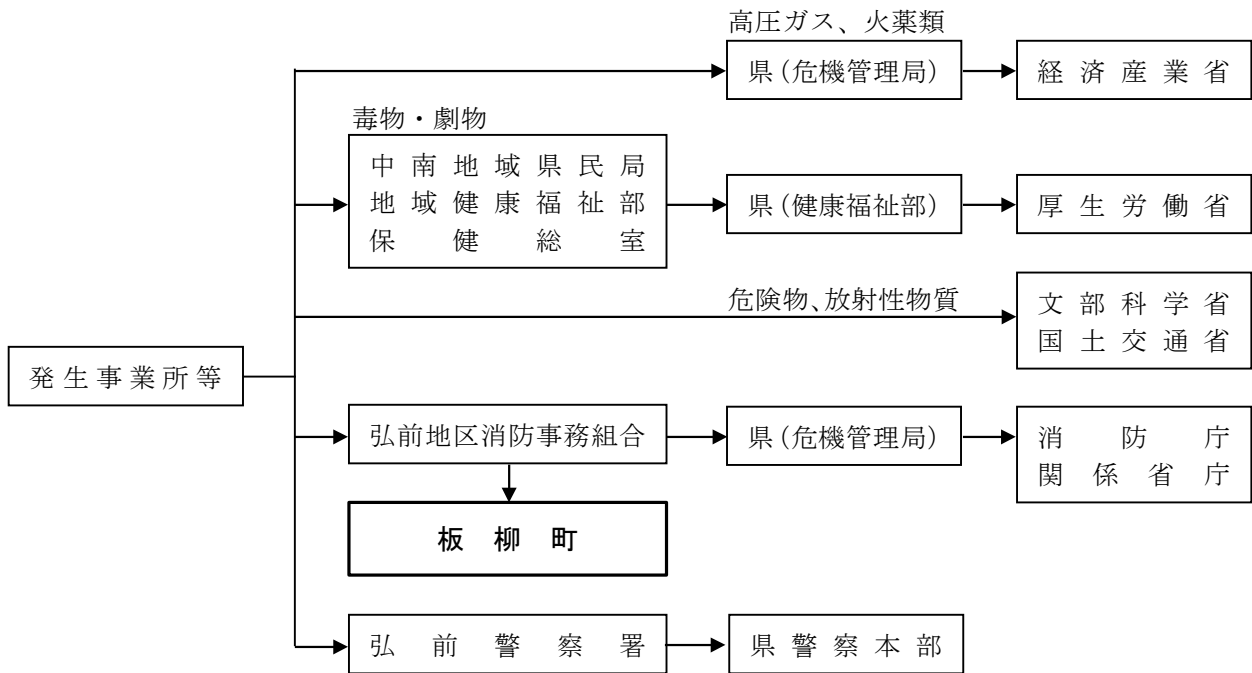
## 1 実施責任者

- (1) 災害時における危険物等による災害の防止のために必要な応急措置は、町長、弘前地区消防事務組合消防長及び知事が行う。
- (2) 危険物等の施設の所有者、管理者又は占有者は、災害時における危険物等の保安措置を行う。

## 2 情報の収集・伝達

危険物等災害が発生した場合の情報の収集・伝達は、次のとおりとする。災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、第4章第2節「情報収集及び被害等報告」に掲げるものについては、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）



### 3 活動体制の確立

#### (1) 事業者の措置

発災後、速やかに被害の拡大の防止のために必要な措置を講じる。

#### (2) 防災関係機関の措置

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

### 4 危険物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

#### (1) 危険物施設の所有者、管理者、占有者の措置

ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに石油類等の危険物を安全な場所に移し、あるいは注水冷却するなどの安全措置を講じる。

イ 板柳消防署及び弘前警察署へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

ウ 自衛消防隊その他の要員により初期消火活動等を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動等を実施する。

エ 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して誘導するとともに、消防機関に対し、爆発性、引火性又は有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動に協力する。

#### (2) 町・板柳消防署の措置

ア 県へ災害発生について、直ちに通報する。

イ 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者、占有者に対して、危険物施設の設備等の基準に適合させるよう命じ、又は施設の使用の停止を命じる。

また、公共の安全の維持、又は災害の発生防止のため緊急の必要があると認めるときは、施設の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。

ウ 危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

エ 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ関係事業所及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

オ 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村（消防機関）に対して応援を要請する。

カ さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要な資機材の確保等について応援を要請する。

(3) 弘前警察署の措置

ア 県へ災害発生について直ちに通報する。

イ 危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し必要な警告を発し、特に緊急を要する場合は、危険防止のため通常必要と認められる措置をとるよう命じ、又は自らその措置を講じる。また、町（消防機関）職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。

なお、この場合はその旨町（消防機関）へ通知する。

## 5 高圧ガス施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 高圧ガス施設の所有者、占有者の措置

ア 高圧ガス施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は少量ずつ放出する。また、充てん容器が危険な状態になったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋めるなどの安全措置を講じる。

イ 県、弘前警察署及び板柳消防署に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 町・板柳消防署の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置（ただしイを除く。）を講じる。

(3) 弘前警察署の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

## 6 火薬類施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 火薬類施設又は火薬類の所有者、占有者の措置

ア 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ見張り人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火措置等安全な措置を講じ

る。

イ 県、弘前警察署及び板柳消防署に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 町・板柳消防署の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置（ただしイを除く。）を講じる。

(3) 弘前警察署の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

## 7 毒物・劇物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 毒物・劇物営業者の措置

ア 毒物・劇物施設等が災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散・漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、危害防止のための応急措置を講じる。

イ 中南地域県民局地域健康福祉部保健総室、弘前警察署、板柳消防署に対して災害発生について直ちに通報し、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 町・板柳消防署の措置

ア 火災に際しては、施設の防火管理者との連携を密にして、施設の延焼防止、汚染区域の拡大を防止する。

イ 大量放出に際しては、関係機関と連携をとり、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

(3) 弘前警察署の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

## 8 放射線使用施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 放射線使用施設の管理者の措置

ア 災害の発生について速やかに原子力規制委員会、弘前警察署、及び火災の場合は板柳消防署に通報する。

イ 施設の破壊による放射線源の露出、流出等の防止を図るため、施設の点検要領を定めて緊急措置を講じる。

ウ 被害拡大防止措置を講じる。

エ 放射線治療中の被災者から他の者が被曝しないよう、必要な措置を講じる。

(2) 町・板柳消防署の措置

放射線源の露出（密封線源）、流出（非密封線源）等について速やかに県に報告するものとし、被害状況に応じ危険区域の設定等、被害拡大防止措置を講じる。

(3) 弘前警察署の措置

県、町、消防機関と連携し、住民に対する広報、避難誘導、立入禁止区域の警戒及び交通規制等の措置を講じる。

## 9 医療活動

医療活動については、第4章第18節「医療、助産及び保健」により実施する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を行い、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

## 10 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

### (1) 防災関係機関の措置

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

### (2) 町の措置

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第29節「交通対策」による。

## 11 危険物等の大量流出に対する応急対策

(1) 大量の原油等の油が水上に排出された場合は、事故の原因者等が防除措置を講じる。

(2) 板柳消防署は、危険物等が水上に大量流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

(3) 弘前警察署は、大量流出した危険物が、沿岸区域に達するなど、地域住民に危険を及ぼす可能性がある場合は、立入禁止区域の設定や避難誘導等の活動を行う。

## 12 施設、設備の応急復旧活動

専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。

## 13 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」により実施する。

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

## 14 災害復旧

あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に、また、環境に配慮しつつ、被災した施設等の復旧事業を行う。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

## 15 応援協力関係

(1) 町は、自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「災害時における青森

県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。

- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。
- (3) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

## 第6節 大規模な火事災害対策

死傷者が多数発生するなど大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

### 1 予防対策

[総務課、企画財政課、健康推進課、弘前地区消防事務組合]

大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

#### 1 大規模な火事災害に強いまちづくり

- (1) 延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、空き地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設整備の促進等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定等による防災に配慮した土地利用への誘導等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。
- (2) 火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・受入等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急離着陸場等の緊急救助用のスペースの設置を促進する。

#### 2 火災に対する建築物の安全化

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対し、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置及び適正な維持管理のほか、防火管理者の選任、消防計画の作成、当該計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務が適正に行われるよう指導を徹底する。

#### 3 建築物の安全対策の推進

- (1) 火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。
- (2) 中高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区域の徹底等による火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等による火災安全対策の充実を図る。

#### 4 情報の収集・連絡体制等の整備

- (1) 情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。

る。

- (2) 災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。
- (3) 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

## 5 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

## 6 救助・救急、医療及び消火体制の整備

- (1) 医療機関等の関係機関との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の救助・救急、消火活動に備え、資機材等の整備促進に努める。
- (3) 大規模な火事への備えとして、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の活用等により消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- (4) 平時から消防団及び自主防災組織等と連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

## 7 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第10節「避難対策」により実施する。

## 8 施設、設備の応急復旧活動体制の整備

所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

## 9 防災知識の普及

- (1) 火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、指定避難所での行動等防災知識の普及啓発を図る。
- (2) 地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するなど、防災知識の普及啓発に努める。
- (3) 学校等においては、防災に関する教育の充実に努める。

## 10 防災訓練の実施

防災訓練の実施は、第3章第9節「防災訓練」により実施する。

## 2 応急対策

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、以下のとおり応急対策を講じる。

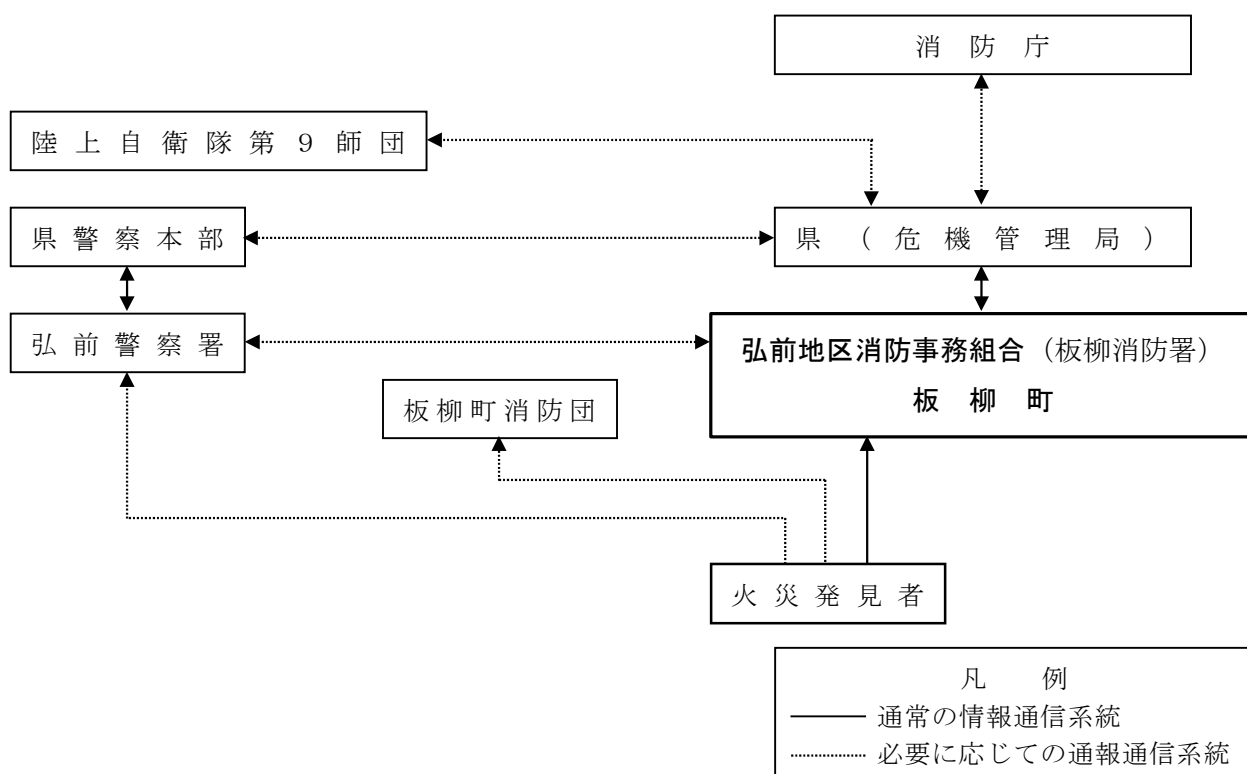
### 1 実施責任者

大規模な火事の警戒及び防御に関する措置は、町長及び弘前地区消防事務組合消防長が行う。

### 2 情報の収集・伝達

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとする。災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、第4章第2節「情報収集及び被害等報告」に掲げるものについては、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）



## 3 活動体制の確立

### (1) 事業者の措置

発災後、速やかに被害の拡大の防止のために必要な措置を講じる。

(2) 防災関係機関の措置

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

## 4 救助・救急活動

救助・救急活動については、第4章第11節「救出」により実施する。

## 5 医療活動

医療活動については、第4章第18節「医療、助産及び保健」により実施する。

## 6 消火活動

消火活動については、第4章第9節「消防」により実施する。

## 7 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第29節「交通対策」により実施する。

## 8 避難対策

避難対策については、第4章第8節「避難」により実施する。

## 9 施設・設備の応急復旧活動

ライフライン及び公共施設を所管する関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、応急復旧を速やかに行う。

## 10 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」により実施する。

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整える、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

## 11 災害復旧

大規模火災に強いまちづくりへの復旧を行う。

## 12 応援協力関係

(1) 町は、自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「災害時における青森

「県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。

- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。
- (3) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

## 第6章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るために講ずべき措置は以下のとおりとする。

### 第1節 公共施設災害復旧

災害により被害を受けた公共施設の復旧のため、次のとおり災害復旧手続体制を確立の上、災害復旧事業計画を作成し、実施するものとする。

#### 1 災害復旧手続体制の確立

(1) 町は、公共施設に災害が発生したときは、直ちにその概要を電話その他の方法をもって県の関係部局に報告するとともに、県に準じて次の体制を整備するとともに、県と十分打ち合わせ、協議の上、迅速、適切な災害復旧対応をする。

ア 本庁舎と支所等との連絡を密にし、それぞれ報告責任者を定めておくこと

イ 災害が発生した場合、本庁舎等の責任者は、できるだけ早く被害箇所を巡視し、復旧工法の適否を確認すること

ウ 被害箇所については、被災から査定申請までの経緯が分かるように事務処理を行っておくこと

エ 査定を受けるための体制を確立しておくこと

オ 被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止等のため国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の受入体制

カ TEC-FORCEが出動した大規模災害で、現地において復旧方針などの助言を行うため、（公社）全国防災協会が派遣する災害復旧技術専門家の派遣要請及び受入体制

(2) 指定地方行政機関は、所管する公共施設に災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に対応できる体制を整備しておく。

(3) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関の災害対策現地情報連絡員（リエゾン）と、相互に連携し活動するものとする。

#### 2 大規模災害における対応

町は、工事の実施に高度な技術又は機械力を要する場合の町道の災害復旧に関する工事について、必要に応じて国による権限代行制度に基づく支援を要請する。

#### 3 災害復旧事業計画の作成及び実施

公共施設の管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、遅滞なく被害を最小限にとどめるべく応急復旧対策を講じるとともに、その後の復旧事業については、次により計画を

作成するとともに、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の財政援助を活用し、速やかに災害復旧を実施する。

(1) 公共施設災害復旧計画作成

ア 災害の程度による緊急の度合いに応じて、県を通じて国へ緊急査定、あるいは本査定を要望する。

イ 災害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。

ウ 緊急査定の場合は、国から事前に復旧計画指導のため現地指導官が派遣されることから、その指示に基づき周到な計画を作成する。

復旧計画の作成に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。

エ 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、原則として現年度内に完了するよう、施行の促進を図る。

オ 査定に失格したもので、再度災害の弱点となり、被害の原因となると考えられる箇所は、再調査の上、町単独災として実施する。

カ 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底のため、工事が円滑に実施できないことがあることから、事前にこれらについて十分検討するとともに、工法にも検討を加えて計画する。

(2) 公共施設災害復旧事業の種類

県が実施する公共施設災害復旧事業の種類は次のとおりであり、必要に応じて県に事業の実施を働きかける。

ア 公共土木施設災害復旧（県農林水産部、県土整備部）

（ア）河川災害復旧事業

（イ）道路災害復旧事業

（ウ）下水道災害復旧事業

（エ）公園災害復旧事業

（オ）水道施設等災害復旧事業

イ 農林水産施設災害復旧（県農林水産部）

ウ 文教施設等災害復旧（県教育委員会）

エ 厚生施設等災害復旧（県健康福祉部）

オ その他の公共的施設災害復旧（県関係部局、関係機関）

## 4 災害復旧資金の確保

[県危機管理局、東北財務局]

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講じるなど、災害復旧事業及び災害復旧関連事業の早期実施を県又は東北財務局青森財務事務所に働きかける。

(1) 県の措置

ア 災害復旧経費の資金需要額を把握する。

- イ 災害復旧事業債により災害関係資金を確保する。
  - ウ 普通交付税の繰上げ交付及び特別交付税の交付を国に要請する。
  - エ 一時借入金及び起債の前借り等により災害関係資金を確保する。
- (2) 東北財務局青森財務事務所の措置
- ア 必要資金の調査及び指導  
関係機関と緊密に連携の上、県、町等の必要資金量を把握し、その確保措置をとる。
  - イ 金融機関の融資の指導  
災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、貸出の迅速化等被災者の便宜を考慮した適時適切な措置をとるよう指導を行う。
  - ウ 災害つなぎ資金の融通  
県、町に対し、災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）の融通を行う。
- (3) その他の措置
- 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、国は公共土木施設、農地及び農業用施設等、災害に係る地方債の元利補給を実施する。

## 5 計画的な復興

大規模な災害により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあつては、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討した上、大規模災害からの復興に関する法律に基づいては以下のとおり復興計画を作成し、復興事業を遂行するものとする。

### (1) 復興計画の作成等

- ア 被災地域の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し復興事業の円滑な遂行を図る。
- イ 復興計画の作成及び復興事業の遂行のため、国、県、関係機関等との連携・調整を含む実施体制を確立するほか、必要に応じて県を通じて国に対し、財政措置、金融措置、人的支援を求める。
- ウ 復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

### (2) 復興の理念、方法等

- ア 復興は住民の安全と環境保全等にも配慮し、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念の下に、復興計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にする。
- イ 市街地等の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等の活用を図り、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成を推進する。
- ウ 住民に対しては、復興後のあるべき姿を呈示するとともに、復興計画のスケジュール、実施施策等の情報を提供し、住民の合意形成を図る。

## 第2節 民生安定のための金融対策

災害により被害を受けた個人及び団体等の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、以下のとおり金融措置を講じるよう県に働きかけるものとする。

### 1 農林水産業復旧資金の活用

[県農林水産部]

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し、復旧を促進し、農林水産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）に基づく天災資金や株式会社日本政策金融公庫の農林漁業施設資金（災害復旧）等の円滑な融資について指導する。

### 2 中小企業向け復興資金の活用

[県商工労働部]

県は、災害により被害を受けた中小企業者に対し、その経営の安定を図るため、金融機関及び商工団体等の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧に向けた資金の活用について周知徹底を図る。

## 第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講じるものとする。

また、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、避難所や避難者の情報管理に係る手続きのほか、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続きが円滑に行われるよう、デジタル化や先進技術の導入に努めるものとする。

### 1 被災者に対する職業のあっせん

[青森労働局]

災害のため、勤務先の会社、事業所、工場等の滅失により職業を失した者に対し、以下のとおり必要な就職のあっせんを行い、被災者の生活の確保を図るものとする。

#### (1) 職業あっせんの対象者

災害のため転職又は一時的に就職を希望している者又は被災以前からの求職者であって被災に伴い求職活動の援助を特に行う必要があると認められる者

#### (2) 職業相談

弘前公共職業安定所において、職員を現地に派遣し、被災者に対する職業相談を実施する。

#### (3) 求人開拓

被災者の求職条件に基づき、弘前公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、必要に応じて関係公共職業安定所及び他県に対しても求人開拓を依頼する。

#### (4) 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、被災者の求職希望に応じた職業を紹介するよう努める。

### 2 租税の徴収猶予、減免

[税務会計課]

国、県及び町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、災害の状況に応じて、申告、申請、請求及びその他書類の提出並びに納付又は納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を実施するものとする。

### 3 郵便業務に係る災害特別事務取扱

[日本郵便株式会社]

災害救助法の適用を受けた災害地の被災者に対して、郵便葉書等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除措置を講じる。

### 4 生業資金の確保

[介護福祉課、県健康福祉部、県・町社会福祉協議会]

災害により被害を受けた者に対し、早急に民生の安定を図るため、次の措置を講じる。

(1) 生活福祉資金の貸付

実施機関：青森県社会福祉協議会

申込先：町社会福祉協議会

(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

実施機関：県

申込先：介護福祉課、中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室/福祉こども総室

(3) 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

実施機関：町

申込先：介護福祉課

## 5 生活再建の支援

[国、県、町]

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、国及び都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

被災者が遺漏なく支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り、相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

## 6 義援物資、義援金の受入

[県健康福祉部、町]

(1) 義援物資の受入

住民、企業等からの義援物資について、受入を希望するもの及び受入を希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県に報告する。

(2) 義援金の受入、配分

住民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び県が受け入れたものについては、県が配分委員会を組織し、協議の上、町を通じて被災者に配分する。また、町で受け入れた義援金は適切に保管し、町配分委員会を組織し、協議の上、被災者に配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

## 7 住宅災害の復旧対策等

[県県土整備部、町]

災害により住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物及び被災建築物資金の融通等を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

#### (1) 災害復興住宅資金

県及び地域整備課は、災害復興建築物及び被災建築物資金の融資について、借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の算定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図る。

#### (2) 災害特別貸付金

地域整備課は、被災者の希望により災害の実態を調査した上で被災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入申込の希望者に対して借入れの指導を行う。

#### (3) 住宅相談窓口の設置

住宅金融支援機構は、県と協議の上、必要と認められる場合、町に住宅相談窓口を設置し、相談を受け付ける。

### 8 生活必需品、復旧用資機材の確保

[県健康福祉部、環境生活部等]

被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実施するため、生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するとともに、関係機関と緊密な連携協調の下に物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講じる。

### 9 農業災害補償

[県農林水産部]

県は、農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、補償業務の迅速化、かつ適正化を図る。

### 10 罹災証明の交付体制の確立

[総務課]

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

町は、県の実施する住家被害の調査の担当者のための研修等を積極的に活用し、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、発災後、県が実施する住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を積極的に活用する。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較し被災町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。

## 11 被災者台帳の作成

[県関係部局、総務課]

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

## 12 被災者の住宅確保の支援

[県県土整備部、地域整備課]

被災者の住宅確保のため、災害公営住宅を建設するとともに、既設公営住宅及び空き家等への特定入居を行う。また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

## 13 援助、助成措置の広報等

[県関係部局、商工観光課]

被災者、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。

---

# 板 柳 町 地 域 防 災 計 画

## (風水害等災害対策編)

昭和43年

昭和53年4月修正

昭和59年6月修正

平成元年8月修正

平成10年全面改正

平成22年3月修正

平成30年3月修正

令和7年3月修正(予定)

編集発行：板柳町防災会議

事務局：板柳町役場 総務課

板柳町大字板柳字土井239番地3

TEL 0172-73-2111

---